

# 日本を、取り戻す。

実感を、その手に。

# 自民党

[www.jimin.jp](http://www.jimin.jp)

# J-ファイル 2013

総合政策集

J-ファイル 2013

このパンフレットは、政党の自由な政治活動であって、選挙期間中でも自由に配布できます。

実感を、その手に。

# 自民党



# 実感をも、 その手に。

## J-ファイル 目次

まず、復興を加速します。.....	4
さあ、経済を取り戻そう。.....	7
さあ、地域の活力を取り戻そう。.....	24
さあ、農山漁村の底力を取り戻そう。.....	30
さあ、外交・防衛を取り戻そう。.....	39
さあ、安心を取り戻そう。.....	46
さあ、教育を取り戻そう。.....	64
さあ、国民のための政治・行政改革を。.....	74
さあ、時代が求める憲法を。.....	79

# まず、復興を加速します。

東日本大震災からの  
復旧・復興を最優先します。  
被災者の方々に、  
新たな生活への希望を持って  
震災後3度目の正月を迎えていただけるように、  
私たちは全力を尽くします。

## 1 明確な生活再建目標の提示と必要な予算の確保

震災後2年強が経過した今、復興加速は待ったなしの課題です。

わが党は、本年3月、政府に対し、被災者の方々が、新たな生活への希望をもって、震災後3度目の正月を迎えていただくことを、当面の最大の命題とすべきことなどを内容とする「復興加速化のための緊急提言」を行いました。

これに基づき、今後の復旧・復興事業、集団移転とそれに伴うまちづくり、復興住宅の整備などについて、具体的なスケジュールと明確な生活再建目標を明示します。

そして、復旧・復興に必要な事業費として、民主党政権の19兆円の想定では不十分なことから、わが党は、前政権の復興予算フレームを見直し、これまでに、従来財源と併せ、25兆円を確保しました。

また、この復興予算の使途については、被災地の復興に資するものを優先することは当然のことであり、今後もその適正かつ迅速な執行に努めます。

## 2 住まいの再建の加速化と人的・物的対応力の強化

被災地での復興に向けた取組み、特に、高台移転や土地区画整理などを加速化させ、概ね平成25年度上半期までの大臣同意・事業認可の完了を目指します。

しかしながら、これらの事業に必要な土木関係の技術職や用地交渉を担う行政職等の公的部門の人員不足が深刻化するとともに、生コンクリートや骨材等の資材不足が顕在化し、人的・物的対応の強化が課題となっています。

このため、事業実施の加速化に支障を来すことのないよう、全国の自治体からの職員派遣や、公務員OB・民間実務経験者の活用などの被災自治体への人的支援、CM方式<sup>\*</sup>の導入や都市再生機構の活用等自治体の事務負担の軽減、公共側における仮設プラントの整備などによる資材不足の解消などの施策をきめ細かに推進します。

また、消費税率引上げによって住宅再建が滞ることのないよう、住宅ローン減税の拡充に加えて、適切な給付措置を講じます。

## 3 ガレキ処理の加速化と早期完了

わが党は、「ガレキ処理の遅れは、住まいの再建やまちづくりの遅れに繋がる」との見地から、処理の加速化と早期完了に取り組みます。

現在、岩手、宮城両県で仮設焼却炉31基の設置を完了し、1都1府13県において広域処理を実施しているほか、本年2月には、福島県において、県内初の仮設焼却炉の本格稼働を開始しました。

そして、岩手、宮城両県については、本年度末までのガレキ処理完了を目指すとともに、福島県についても、避難されている方々の帰還の妨げにならないよう、仮設焼却炉等の施設整備を進め、ガレキの撤去・処理を着実に進めます。



## 4 避難生活長期化に伴う適切なケアと医療・介護の再生

被災者の心のケアについては、現在、保健師が巡回保健指導を行うとともに、岩手、宮城、福島各県に設置した心のケアセンターが専門職による訪問支援等を行っています。仮設住宅等での生活の長期化に伴い、心身の健康の維持がこれまで以上に重要な課題となっており、必要な人員を確保しつつ、支援を充実強化します。

また、医師、看護職、介護福祉士等の人員不足も未だ深刻であり、関係機関による人員の派遣調整を一層強化するなど、人員の確保を進めるほか、今後、まちづくりの進展にあわせて、中長期的な医療提供体制の再編を図る観点から、施設面などの充実を進めます。

さらに、東日本大震災の経験を踏まえ、災害時に活動する民間の医療関係者の研修・訓練、装置整備を支援し、大災害に対処できる体制づくりを進めます。

## 5 生業・産業復興への徹底支援

生業・産業の復興は、住まいの再建やまちづくりとともに、

震災復興の両輪をなす重要課題です。

わが党は、土地利用計画やインフラ整備を進めて中小企業・小規模事業者や農林・水産業者の事業再建を加速化させるとともに、仕事や雇用の場を確保し、人々が故郷で安心して暮らせる環境を整えます。

特に、二重ローン対策や資金繰り対策を強力に進めるとともに、農地・漁港の復旧や陥没地帯の嵩上げを急ぎ、要望が多い企業グループ補助金<sup>\*</sup>などの拡充（共同施設の新設、街区の再配置等の追加）を進めます。また、再生可能エネルギーや医療関係分野などの新産業事業の育成を強力に進めます。

## 6 被災地の生活インフラ整備の加速化

被災者の生活再建や就労に役立つ被災地の産業再生には、社会資本の整備・活用が不可欠です。

わが党は、寸断された道路、鉄道、防潮堤、河川堤防、さらには医療関係施設及び社会福祉施設、農地、漁港などの生活インフラ等の整備、下水汚泥処理の体制の構築等を迅速に行います。

なお、東日本大震災の経験を踏まえ、大規模災害時における生活インフラの機能維持に向けた取組みを最大限支援します。

## 7 復興庁<sup>\*</sup>の機能強化と現場のニーズに即した復興交付金<sup>\*</sup>の充実

復興加速のためには、その司令塔となるべき復興庁がしっかりと機能し、エンジンの役割を果たすことが不可欠です。

わが党は、本年度、被災市町村担当者を中心に復興庁職員を一気に15%増強するなどの体制強化を行うとともに、本年2月、「福島復興再生総局」を設置し、除染をはじめとする福島復興再生について、復興大臣が統括して指揮を執ることとするなど、各省庁の縦割りを排し、現場主義に徹した対応を行う体制を構築しました。

今後も、被災地に寄り添うかたちで復興庁の体制強化に努め、復興の加速化に努めます。

また、民主党政権時、「運用が硬直的」との批判のあった復興交付金については、対象範囲拡大などの柔軟化に努めるとともに、住宅・宅地供給の加速化に向けた工程表や埋蔵文化財発掘調査の迅速化策などを盛り込んだ「施策パッケージ」を、復興庁において公表するなど、交付金事業の円滑化のための環境整備も進めています。

今後も「施策パッケージ」の項目追加・充実により、現場のニーズに即し、復興事業の進展や社会状況の変化に伴って生じる課題に柔軟に対応できるように努めます。

## 8 環境モニタリング<sup>\*</sup>・放射線モニタリングの実施

国民の健康不安の一刻も早い解消のため、被災地におけるアスベスト・モニタリング、大気、水域・海洋、土壌等の有害物質の環境モニタリングを実施するとともに、放射性物質による汚染が懸念されていることから放射線モニタリングを実施します。

## 9 除染の加速化

被災者の故郷への一刻も早い帰還を実現するためにも除染を加速させます。そのため、新しくかつ有効な除染技術の導入や中間貯蔵施設の整備等、加速化のための施策を推進します。また、現場の作業が適切に行われるよう、事業者への監督指導体制の確立に努めます。

## 10 原発事故被害に対する万全な対応

原発事故被害の範囲は文字通り未曾有のものとなっておりますが、原発事故による災害という特殊な事情及びこれまでの国によるエネルギー政策に対する責任を踏まえ、福島県内外への避難者が、将来への展望を持って生活再建できるよう、賠償や就労、自治体機能のあり方といった諸問題について確実に対処します。

また、農林水産業・商工業・観光業等への風評被害対策と国の食品新基準値への対応などにも万全を期します。

## 11 健康被害への万全な支援

放射能による健康への不安を多くの住民が抱いています。国が責任を持って健康不安にしっかりと対処するため、被曝線量調査、健康調査事業の強化とあわせ、放射性物質による環境汚染の状況についての監視・測定の実施、食品安全のための放射性物質の基準値の設定や医療費に係る負担の軽減策、特に子供の健康を守るためには万全を期します。

さらに、学術団体やNPO等の協力を得て、安全性・安心感を醸成するためのリスクコミュニケーションの強化を図ります。

## 12 原子力災害への対応と原子力専門人材の充実

原子力規制機関の信頼性を確保するため、原子力規制委員会のもとで、IAEA（国際原子力機関）の国際基準に則った原子力規制を実現するとともに、原子力・放射能に関する高度の知見を有する人材の採用、養成を図ります。

そのために、原子力規制委員会設置法に明記されているとおり、原子力安全基盤機構（JNES）の有する専門性や人

<sup>\*</sup>CM方式 コンストラクション・マネージメント方式（construction management）。「建設生産・管理システム」の一つ。建設事業に際し、コンストラクション・マネージャーが発注者の補助者・代行者として、中立性を担保し作業工程を統括する。

<sup>\*</sup>グループ補助金 被災地の中小企業等のグループがつくった復興事業計画が、地域経済や雇用等に役立つと認められると、復旧費の一部が助成されるというもの。 <sup>\*</sup>復興庁 東日本大震災の復旧・復興の企画から実施まで一貫して実施する内閣に設置された組織。 <sup>\*</sup>復興交付金 被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し、必要となる事業に対しての交付金。 <sup>\*</sup>モニタリング 測定すること。

材を原子力規制委員会に取り込むこと等により原子力規制委員会の人員の増強を図るとともに、その他の独立行政法人、関係団体も含めた必要な体制整備を行うことで、審査・検査体制をはじめ、原子力規制組織全体のパワーアップを実現します。

同時に、原子力規制委員会による規制業務の新たな哲学を確立するため、現在の「組織理念」を「規制原則」へ発展・深化させ、原子力規制文化の大胆な改革を断行します。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓をもとに、緊急時の地域住民の安全確保を強化するため、緊急事態応急対策拠点施設、いわゆるオフサイトセンターが機能しなかった反省に鑑み、原子力防災対策に関し現地での実効性を担保するために、オフサイトセンターを、原子力施設から十分に離れた場所、例えば県庁内などに設置するとともに、住民防護のための防災資機材の充実、平時からの避難訓練の拡充などにより、世界最高の危機管理体制を確立します。

### 13 原子力に関する知見の国際的な共有化

他国の安全性確保に資するため、東京電力福島第一原子力発電所事故の経験から得た知見の国際的な共有化を進めます。

また、原発事故による放射性物質の拡散が人体や生態系に及ぼす影響を長期的に調査・公表することによって、安全な国民生活に寄与するとともに、世界と将来の人類への責任を果たします。

また、そうした海外との人材交流を通じ、わが国の資源、エネルギー専門人材の育成を強化します。

### 14 原発事故への対応と、安全を最優先とした原子力研究開発の再検証

福島原子力発電所の事故対策において、環境モニタリングや地元住民の支援などで現行施策を拡充するとともに、新たに研究開発が必要となった原発事故の後処理や廃棄物の処理・処分、放射線可視化技術などの効果的な除染の方法などを早急に確立、普及します。また、福島原子力発電所の廃炉に向けた取組みは、事業者任せにするのではなく、国が主導的な役割を果たすことによって、より早く、安全・着実に進めます。

核燃料サイクルや高速増殖炉などについては、エネルギー政策の基本的な方向性の議論を踏まえ、今後のあり方について、慎重に見極めます。なお、研究開発政策について、基盤・基礎研究や量子・放射線利用研究、重粒子線がん治療などの医学的研究などは、その必要性を踏まえつつ、安全性を最優先にして進めます。

### 15 被災地での国家プロジェクトの推進

わが党が主導して制定した『東日本大震災復興基本法』の理念に基づいて東北全体の復興を図り、「新しい希望の東北」を実現します。

このため、広域防災拠点や先端医療拠点の整備、世界のフロントランナー<sup>\*</sup>となる防災研究、エネルギー研究などを国家プロジェクトとして推進します。

### 16 G空間<sup>\*</sup>による東日本大震災復旧・復興への支援

G空間プロジェクトの活動成果として、正確で効率的な測量や地図作成技術、地震予知技術、早期津波検知技術、衛星利用による避難誘導技術、さらにはG空間情報を一括管理運用することで災害予知、災害対応、復旧・復興に貢献するG空間情報センターと防災システムの設置等があげられます。東日本大震災からの復旧・復興に当たってはこれら先進的技術とICT<sup>\*</sup>の連携活用で将来を見据えた安全・安心なG空間社会の実現を目指して推進します。また、この成果は今後予想される大震災に備えて防災・減災のために全国展開、さらには海外展開等も図ります。

### 17 ICTによる復興と経済成長の両立

今やICTは社会インフラに不可欠な存在となっており、被災地の復旧・復興と被災者への支援にICTの活用は欠かせません。震災や原発事故を教訓とした超広域災害への備えを固め、ICTによる新たな復興・防災の仕組みを経済成長への出発点とします。

特に、津波で役場が流された自治体や医療機関等の被災状況を見れば、広域の自治体クラウド<sup>\*\*</sup>や医療情報連携システム等各分野にわたる体系的な被災者支援システムの構築は急務です。被災時の住民サービスや医療サービスの継続はもとより、広域の統合防災システムや自治体の事業継続計画を早急に整備します。

被災地のトンネル、橋梁等を含む道路インフラ等、社会インフラの強靱化に際しては、特に維持管理サイクルにセンサー等のICTを導入し、それらのビッグデータの蓄積・解析のための専門家の育成やサービス要員の確保等を通じて地域経済を振興し、これらの取組みを全国へと普及させます。

また、原発事故や被災地での高台移転等を契機としたスマートシティ<sup>\*</sup>の実現は、環境やエネルギー問題の解決にも資するものです。このような復興のためのICT活用施策は、復興後の成長や社会問題の解決に大きく貢献するのみならず、従来からの課題である社会問題解決による国民生活の向上、経済成長と雇用創出、官の国民サービスの向上も促進するため、最大限活用します。

# さあ、 経済を取り戻そう。

<sup>みずほ</sup>「瑞穂の国」の資本主義は、開かれた市場における自由な競争と長期的な国内投資によりダイナミックな経済活動を創出するとともに、勤勉を尊び、道義を守ることです。頑張る方々に、広く成長の果実が行き渡る経済を実現します。

## 大胆な成長戦略の実行 18 日本経済の再生－新たな国家経済モデル『ハイブリッド経済立国』の構築

デフレからの脱却を最優先の政策課題と位置づけ、新政権発足後、直ちに経済の司令塔機能として経済財政諮問会議との連携の下、内閣に「日本経済再生本部」を創設しました。

「強い経済」を取り戻すため、「縮小均衡の分配政策」から「成長による富の創出」への転換を図ります。今後5年間を緊急構造改革期間とする『産業競争力強化法(仮称)』を制定し、「世界で一番企業が活動しやすい国」「個人の可能性が最大限発揮され、雇用と所得が拡大する国」を目指します。

同時に、繁栄への道を切り拓くため、海外の経済成長を国内経済の維持・発展に取り込み、かつ国内外の金融・経済の環境変動に強い新たな国家経済モデルを創ります。すなわち「貿易立国」単発ではなく、国内の新たな付加価値創造につなげる「産業投資立国」でもある、双発型のエンジンが互いに相乗効果を発揮する強い産業国家『ハイブリッド経済立国』を目指します。

日本経済再生に向け、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」で10年間の平均で名目3%程度、実質2%程度の経済成長を達成し、雇用・所得の拡大を目指します。

## 19 経済規模の拡大・雇用の創出へ向けた戦略的な国際展開－新たなGNI大国の実現

現状維持に汲々とすることなく、経済全体のパイの拡大・雇用の創出を図るため、GDP(国内総生産)に代わって日本人・日本企業が世界全体で行う経済活動、すなわちGNI(国民総所得)<sup>\*</sup>を最大化することを目指します。日本企業が積極的に外へ打って出て、内外一体で活動を広げること



により海外に新たな拠点を生み出しつつ、トータルでより多くの国富を獲得できるような戦略を取ります。

そのため、日本経済のグローバル化、地域の産業集積、企業・人の新陳代謝を税制を含む政策誘導にて実現し、国内の知恵を創造します。具体的には、例えば、グローバル人材の育成、世界の頭脳を日本に集めるための教育環境・研究環境・生活環境の整備を行い、国際競争力を持ち海外展開する企業が世界中で大きく稼ぎ、その富を国内に還元し、新たな事業と雇用を生み出す「資本の好循環」を作り出すための環境を整えます。

わが国企業がアジア太平洋地域を始めとする新興国市場経済圏を取り込み、戦略的な海外投資を行えるようにすべく、経済連携協定<sup>\*</sup>の締結を促進し、確固たる国際資源戦略を構築する等、これまでとは次元の違う「国際展開戦略」を構築し、産業も人材も海外に次々に展開できるようにします。

## 20 「戦略市場創造プラン」の大胆な遂行

日本経済再生本部の「産業競争力会議」の下、わが国が直面する「社会的課題」と世の中のニーズに応える「あるべき社会像」を、国が明確に示します。その上で、当該社会像の実現に向けて、3年間の集中投資促進期間を設け、規制改革や減税、資金調達環境を整えるといった政策を総動員します。そして、より中長期的観点から課題先進国としてのわが国が国際的に強みを持てる4つの分野について取りまとめた「戦略市場創造プラン」を大胆に遂行し、企業の民間投資を後押しします。

具体的には、まずは世界やわが国が直面している社会的課題のうち、「日本が国際的に強み」を持ち、「グローバル市場の成長が期待」できる最先端の分野として「国民の『健康寿命』の延伸」、「クリーンかつ経済的なエネルギー需給の実現」、「安全・便利で経済的な次世代インフラの構築」、「世界を惹きつける地域資源で稼ぐ」の4分野を設定します。

その実現に必要な産業、市場などを、戦略分野として特定した上で、コア技術の研究開発から規制緩和に至るまで政策資源を一貫通貫で集中投入するための「ロードマップ」を

<sup>\*</sup>フロントランナー 先頭走者、牽引者。 <sup>\*\*</sup>G空間 Gとは「Geospatial」の略で「地理」、「地理空間」のこと。『地理空間情報活用推進基本法』も制定されている。 <sup>\*</sup>ICT 高度交通システム(Information and Communication Technology) <sup>\*</sup>自治体クラウド クラウドコンピューティング技術を電子自治体の基盤構築に活用することにより、情報システム経費の削減、住民サービス向上等を図るもの。 <sup>\*</sup>スマートシティ ICT環境技術などを利用することで、先進的且つ、効率的なエネルギー供給や、より高度な社会インフラ整備がされた都市のこと。

<sup>\*</sup>GNI(国民総所得) 実質GDP + 交易利得 + 海外からの所得の純受取(実質)で表される、各経済主体が(海外からも含めた)受け取った所得の総計。 <sup>\*</sup>経済連携協定(EPA) FTAに加え、投資・人の移動・知的財産の保護や競争政策におけるルール作り、様々な分野での協力の要素等を含む幅広い経済関係の強化を目的とする協定。

策定し、実施します。

例えば、わが国をiPS細胞<sup>※</sup>などバイオ・テクノロジー研究の中心地とするべく、その技術を活かした再生医療や創薬の分野をわが国のリーディング産業に育成し、その産業化拠点として京阪神地域を「バイオ・ベイ<sup>※</sup> (BB)」として発展させる等、特に、各分野の集積地を集中的に支援します。

また、MEJ(国際医療協力推進機構)を最大限活用し、海外の医療技術・サービス市場の獲得を目指します。

## 21 「日本産業再興プラン」の実行

「日本産業再興プラン」を実施して、世界で勝ち抜く製造業の復活・産業競争力強化に向け、先端設備投資の促進、革新的研究開発への集中投入、企業・経済再生型金融へのシフト、長期資金に対する政策金融の強化(「融資」から「出資」へ)を図るほか、産業の新陳代謝の活性化、世界最高の人材を育成する仕組みの構築に取り組みます。

また、日本の立地競争力の復活(海外流出防止・国内回帰)に向け、デフレ対策と併せて電力・エネルギー制約の克服やイノベーション基盤の強化、産業集積の促進、雇用の拡大につながる企業環境の整備等を行います。

## 22 法人税の大胆な引下げ(雇用の拡大につながる企業環境の整備)

日本企業が世界で勝負するためには、税制を含めた競争条件のイコールフットイングが必要であり、日本を拠点に海外で活動できるだけでなく、海外の企業が日本に進出する環境を整える必要があります。そのため、法人税については、国際的整合性及び国際競争力の強化の観点から、社会保険料を含む企業の実質的な負担に留意し、法人税を国際標準に合わせて思い切って減税します。

## 23 不断の規制改革

消費者行政とのバランスをとりつつ、各種規制のあり方について、特に行き過ぎたものを是正するという観点から不断に見直し、潜在需要を顕在化させて発展的経済活動を支援します。戦略分野ごとに企業の活動のしやすさを世界最先端の制度にするため、諸外国との違いを合理的に説明できない制度的障害は3年以内に撤廃するといった「国際先端テスト」を着実に実施し、各種規制・運用を見直します。

また、新たな立法時における規制の新設についても、国民の安全安心を確保するとともに、自由で活力ある経済活動を阻害しないようにする観点から、引き続き十分な事前審査を行います。各種事業の規制については、「政策たなおろし」を実施し、見直しを鋭意進め、産業の新陳代謝を阻害する規制は直ちに撤廃します。併せて、競争力の強化に向け、

各省が持っている権限を再編・整理します。

企業が安心して新たな事業にチャレンジできるよう、健康、エネルギー等の規制関連分野で、①ホワイトゾーン(適法)であることを確認する仕組みや、②安全性などの実証に取り組み意欲と技術のある企業に特例的に規制を緩和する制度(企業実証特例制度)を創設します。

## 24 わが国発国家プロジェクトの世界的躍進

再生可能エネルギー等の先端的環境エネルギー技術やスマートコミュニティ<sup>※</sup>などの世界最高水準のエネルギーネットワーク技術(なお、エネルギーイノベーションに際して、蓄電池産業はその中核をなすものであり、次世代スマートLIB<sup>※</sup>イノベーション拠点の構築や人材育成等、経営の支援体制を強化)、新幹線・リニア等の鉄道技術、上下水道で用いられている膜技術、漏水対策や再生水利用技術、電気・ガスなどのライフライン・システム、先進的な医療技術や医療機器等、次世代の基幹産業と目されるわが国の優れたインフラ関連産業やサービス産業、コンテンツ産業の国際展開を強力に支援し、政府のトップセールスや政策金融、技術協力等を駆使して受注競争での“競り負け”を防ぎます。先進国・途上国を問わず技術・ノウハウ・製品が統合されるパッケージとしての国際展開を官民あげて積極的に支援します。

併せて、近年役割が増しているプロジェクトマネジメントの専門家の養成・活用を積極的に進めます。

## 25 戦略的国際標準の獲得

わが国産業が国際市場で有利に戦うためには、工業製品等における「国際標準」の獲得が重要であり、「どの分野の工業製品」が「どのような標準」を求めているのか的確な情報収集を行わなくてはなりません。そして、その標準化を図り、市場に一番近いところで大量生産を開始する必要があります。

そのため、政府が率先して、こうした情報収集に努めると同時に、政府と産業がタッグを組んで国際標準の獲得や認証基盤の整備を行う体制を整えます。特に、再生可能エネルギーやスマートグリッド<sup>※</sup>の技術、高度なものづくりの部品・材料等、「日本の強み」がある分野については、効果が最大限に発揮されるために積極的に取り組む体制を整備します。また、成長著しいアジア・新興国をターゲットとした技術支援を通じ、例えば、日本の知的財産制度をアジアの標準とし、さらに国際標準とするような「戦略的標準獲得」にも果敢に取り組むとともに、そのためのエキスパート育成を強化します。

## 26 「国富」を生み出す知財戦略

資源に乏しいわが国には、日本人の創造力があります。そ



の創造力の賜物である「知的財産」は、まさに「国富」を生み出す源です。私たちは確固たる知財戦略に基づき、「世界最高の知財立国」を実現します。知財の取得・活用を国家戦略としてサポートするため、まずは、研究開発の成果物が知的財産権として国内外で迅速かつ安定的に保護されるよう、特許庁の審査体制をさらに整備・強化し、急増する外国語文献に対応しつつ、「審査の迅速化」を進め、別の国においても早期に審査が受けられる体制も併せて進めます。加えて、わが国産業競争力強化の観点から、『意匠法』・『商標法』の見直しも行います。

また、大学等で眠っている未利用特許等の効果的利用を促進するとともに、世界を舞台に活躍できるグローバル知財人材の育成や大学等の研究機関が専門的知識と経験を有する知財人材を十分に確保できる支援体制の整備に努めます。併せて、世界の研究開発拠点の誘致を目指します。

一方、わが国で確立された最先端の技術が知的財産として保護されることなく流出することは、国益を大きく損ねることになるため、技術流出を防止するとともに、営業秘密の保護を強化するための手続きの整備を図ります。

加えて、海賊版・模倣品対策を一層強化します。

## 27 「クール・ジャパン戦略<sup>※</sup>」の推進

「クール・ジャパン戦略」を推進し、日本のものづくり技術と世界に誇る日本のアニメを掛け合わせた他の追随を許さない真のJAPANオリジナルコンテンツの創造を図ります。具体的には、東京国際映画祭のグリーンカーペットをアジアのステイタスとすること、大規模展示会場や国際会議等のMICE<sup>※</sup>施設の建設を促進すること、世界のコンテンツの中心として秋葉原を街ごとバージョンアップさせること等、観光資源としてだけでなく世界的イベントのホスト国となる機会を増やすための取組みを進めます。

また、特に衣食住に関する文化・伝統などわが国の持つ魅力(ソフトパワー)を積極的に海外に発信します。そのため、「株式会社海外需要開拓支援機構」を新たに設立し、出資等や専門家派遣・助言等の支援を行うこととしていますが、国をあげて、JAPANブランドや日本の伝統工芸品など生

活文化の特色を活かした魅力ある商品を新しいかたちで世界へ向けて飛躍させます。また、世界に広がりみせる放送コンテンツの海外展開や電子書籍・電子雑誌の流通促進、電子看板(デジタルサイネージ)の推進などにより、デジタルコンテンツ市場の拡大を支援し、地域を含めたわが国社会経済の活力を増大させます。人気のあるコンテンツを迅速に海外に売り込めるようにするために、権利処理一元窓口の整備(映像コンテンツ権利処理機構の機能強化等)、海外展開も含めた権利処理契約の促進等により、権利処理の円滑化を図ります。

さらに、アニメ・マンガ・ゲームなどのコンテンツ作成だけではなく、「イベント創造」「営業方法」など、トータルで利益を生むシステム構築を支援します。また、海外展開を視野に入れた作品を制作できるクリエイター・プロデューサーの育成のため、留学・海外研修支援、あるいは、コンテンツ作成のための財政面を含めた総合的な支援なども行います。

併せて、日本発のコンテンツプラットフォームの研究・開発を進めるとともに、文化・感性商品としての特性を有する日本の生活支援ロボットなど、ロボット製造技術の活用・育成に繋がります。

## 28 高齢者が活躍し続ける『生涯現役社会実現』

人生100年時代を見据え、働く意欲のある高齢者の方々が個人の能力・経験を活かし、生涯現役として働きやすい環境を整えます。「生涯現役社会」の実現に向け、雇用支援や起業支援、社会で活躍できる場づくりを促進します。

このため、希望者全員が65歳まで働き続けることができるよう、定年後の嘱託など柔軟な働き方による継続雇用への支援を含め、『改正高齢者雇用安定法』の施行に対応した中小企業等の支援を行います。また、「第2のキャリア」を望む高齢者等の再就職支援等の強化を図ります。さらに、高齢者が、企業を退職した後も、年齢や意欲・体力等に応じて就業・社会参加を行い、これまでの豊富な知識や職業経験等を活かして社会で活躍できるような環境を整備するため、シルバー人材センターのさらなる活用等を進め、高齢者の就業機会を確保することで、多様な働き方を推進します。

## 29 アジアNo.1の金融・資本市場を構築し、5年以内に世界の代表的市場へ

日本をアジアの金融・運用の中心地にするべく、企業の活力ある経済行動と国民資産を適切に運用できる公正な競争条件の確保かつ十分競争できる活発な金融資本市場を構築します。まずは金融セクターの対GDP比を英国並みの10%台に押し上げ、「業」としての金融を育成するとともに、金融育成・戦略策定を行う政府組織の設置を目指します。

<sup>※</sup>iPS細胞 万能細胞の一つで、ES 細胞(胚性幹細胞・Embryonic stem cells)と同じように、さまざまな細胞への分化が可能で、再生医療・創薬への応用が期待されている。 <sup>※</sup>バイオ・ベイ バイオ・テクノロジー研究拠点を臨海部に集積させ、バイオの湾(ベイ)を作り上げようというもの。 <sup>※</sup>スマートコミュニティ 消費エネルギーの最適化や交通システム、公共サービス、医療、情報などが統合的に管理・制御されたコミュニティ。 <sup>※</sup>LIB リチウムイオン二次電池 <sup>※</sup>スマートグリッド ITを利用した計測機器等を設置して電力需給を自動的に調整することにより、電力供給を最適化する電力網。

<sup>※</sup>クール・ジャパン戦略 経済産業省を事務局とする省庁横断・官民連携の取組みで、日本文化を世界に発信しビジネス化するプロジェクト。 <sup>※</sup>MICE "Meeting(会議)、Incentive Travel(インセンティブ旅行)、Convention(学術会議)、Exhibition/Event(展覧会/イベント)の頭文字からとったもので、複合的なイベントの総称。

その際、Jリート<sup>※</sup>など不動産ファンドの対象資産の拡大を通じ不動産投資市場の持続的成長を図ります。

そのため「貯蓄から投資へ」の流れを促進する簡素で分かりやすい証券税制への見直しを行います。平成25年度税制改正で創設した「NISA」(毎年100万円(最高500万円)までの株式等投資に係る配当・譲渡益の非課税措置)の利用を促進するとともに、東証「グローバル300社」インデックスの創設、「日本総合取引所」の創設、外資誘致のための新たな金融特区の創設など、民間金融機関・証券市場の活性化や資産運用マーケットの強化を行います。商品先物取引の不招請勧誘規制の取り扱いについては、横断的な取引所を創設し利用者利便の向上を図ることも踏まえ、適切に対応します。さらに、国民にとって健全な経済と成長に結びつけるよう企業法制と資本市場法制を統合した新たなガバナンスの構築を目指します。

### 30 企業統治改革の推進

社外取締役の導入促進、上場会社における複数独立取締役選任義務の明確化、会計監査人選任における監査役・独立取締役のあり方の見直し、公益通報制度<sup>※</sup>の実効化、親子会社等に関する規律の法制化、監査法人・公認会計士制度の見直し、違法行為についての刑罰厳格化と「過去は問わない」一定の自首による免責など、各種具体策についてその導入・推進を検討し、企業統治改革を推進します。

また、機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則(日本版スチュワードシップコード<sup>※</sup>)について検討します。

### 31 公平・公正・透明な金融市場への適正化

昨今、AIJ事件<sup>※</sup>や増資インサイダー問題といった金融商品取引をめぐる問題事案が多発しており、信頼回復は至上命題です。先の国会において、金融システムの信頼性を高めるため、情報伝達行為に対する規制の導入等のインサイダー取引規制の強化、投資一任業者等による運用報

告書等の虚偽記載等に係る制裁の強化等、所要の改正を行いました。

引き続き、金融検査官の任期付き外部登用(金融業経験者等)の増強や海外当局との捜査共助の強化等、金融検査・監督体制を強化し、公平・公正・透明な金融市場の実現に向け適正化を図ります。

### 32 公的・準公的な資金の運用の見直し

わが国の公的・準公的資金について、それぞれの資金の規模や性格等を踏まえつつ、運用やリスク管理等の高度化を図ります。

### 33 わが国競争力の維持・強化につながる企業環境の整備

世界経済が米国一極集中から多極化へ向かっている中、日本は依然として、多数のプレイヤーが国内で消耗戦を繰り返している構図です。そのため、企業規模の拡大など企業を強化する過程における現行の企業結合審査を迅速化し、併せてその透明性・予見可能性を確保します。各種業界における企業の統廃合を妨げないような環境を整え、わが国がグローバルな競争に勝ち残っていくために必要な産業競争力の基盤を強化します。

さらに、わが国産業の空洞化を防止し、海外企業等を呼び込むことによりわが国経済の相対的な地位を維持・向上させることを目指します。具体的には、先端医療研究の促進、サステナブル都市<sup>※</sup>の実現、国際コンテンツ拠点の確立、自治体による国内外の企業や研究施設の誘致促進を可能とするべく、「国家戦略特区」の創設等、特区制度を深堀りします。

わが国の経済成長等に貢献することが期待される高度な能力、資質を持つ外国人が、円滑にわが国に求められるようにするため、高度外国人材ポイント制度について、年収基準の見直し、永住許可要件としての在留歴の短縮(5年→3年)等の見直しを行います。

また、地域活性化の観点も念頭におきつつも、大震災によるサプライチェーン<sup>※</sup>の分断という教訓を踏まえ、企業の経営効率の悪化や国際競争力の低下につながるよう配慮しつつ、主に危機管理上の点から、基幹部品工場の立地分散を促進する支援策を緊急かつ集中的に行います。

### 34 ベンチャー事業等の創造・活路支援

ベンチャーを既存企業とともに経済成長の両輪ととらえ、日本の強みをさらに活かした挑戦に対してエンジェル税制<sup>※</sup>等を含めて積極的に支援し、新規開業を促進します。

官邸に「ベンチャー創造会議(仮称)」を創設すること等を検討し、技術力・経営力の基盤が強固なベンチャーを継続

的に創出するための体制整備等を政府の総力を結集して支援することで、ベンチャー生態系を日本に根付かせます。その際、研究成果を目利きによって厳格に選定します。

また、この過程において、優良・有望な開発シーズを選別し、ベンチャー企業の創出・成長支援を行うための「目利き人材」の確保も同時に行います。

また、エンジェル税制については、その普及が進んでいない現状を踏まえ、町おこし・村おこしに取り組む企業等による活用に向けた検討を行い、使い勝手の良いものとします。大企業からの独立(スピノフ)や中小企業による第二創業も強力に支援します。

さらにベンチャーなど新規・成長企業と投資家をインターネット上で結びつけ、多数の投資家から少額ずつ資金を集める仕組み(クラウド・ファンディング)について、必要な制度改正を検討します。

### 35 ソーシャルビジネス及びコミュニティビジネスの進化による新たな雇用の創出

東日本大震災という未曾有の災害に際しては、改めて日本人の「絆」が復旧・復興に大きな力を発揮していること、すなわち、人々及び地域の連携の重要性を再認識しました。一方、まちづくり・地域づくりに際し、環境問題や少子高齢化の問題等、多くの地域が多種多様、かつ固有の課題を抱え、その解決に苦慮している現実もあります。

そこで、地域の「絆力(きずなりよく)」を利用し、地域住民をはじめとして地域に根付いているNPOや地元企業などが協力し合い、地域に応じたサービスを行えるビジネスとしてソーシャルビジネスやコミュニティビジネスを進化させ、地域住民へのサービス向上と雇用の創出を目指します。

### 36 中小企業の事業再編・転換への支援、既存基幹・在来産業の底上げ

国内の生産拠点の減少や国全体の購買力の減退による産業の空洞化、相次ぐ大企業の経営不振は、内需に依存している中小企業にとって死活問題です。また、大震災によってダメージを受けたサプライチェーンを修復するとともに、足腰の強い経営体を作るには、企業内のムダを取り除き、新規事業を開拓する必要があります。そのため、企業内の不採算部門を除去し、新部門を創設するための専門家との相談体制を強化するとともに、資金上の支援等を可能とする体制を整備します。オンリーワナな中小企業もさることながら、企業群を連携・組織化することで経営資源を相互に補う体制を構築し、企業の経営基盤を強化します。製造業や流通業といった在来産業の底上げも併せて行います。

さらに、全く新しい分野へ事業転換をする場合においても、短期的ではなく、中長期の展望が切り拓けるよう、事業

転換から経営の安定(経営ノウハウ、商品開発、IT化等)までトータルな視点で支援できる体制を整備します。

加えて、中小企業の経営基盤の強化を図るため、平成25年度税制改正において事業承継税制の適用要件を大幅に緩和しましたが、その普及・啓発を行うことで活用を促進します。また、小規模企業等に係る税制のあり方については、事業主報酬制度を含め、個人事業者、同族会社、給与所得者の課税のバランス等に配慮しつつ、幅広い観点から検討します。また、創業塾を各種資金支援と一体的に運用化するなどしてグレードアップする形で復活させるなど、中小企業の創業や個人事業主の活性化、事業承継の応援といった「創業・第二創業」を徹底して促進・支援することにより雇用増加に結び付けます。

### 37 「日本から世界へ」中小企業のグローバル化・海外展開の支援

日本では生産性が高いにもかかわらずグローバル化していない企業が多数あり、特に中小企業においてその傾向が顕著です。生産性が高く競争力のある企業がグローバル化することで、さらに生産性は高まり、ひいては日本の経済成長を促進させ、国内の雇用も増加させます。

こうした在野に埋もれた有力な企業を国内から海外へと飛躍させるため、ワンストップサービス<sup>※</sup>で対応する「海外展開戦略室」を政府に設置する等、マーケティングや資本調達、人材育成、現地事業環境、リスク対応といったあらゆる面をオールジャパンで支援する体制を強化します。また、特許料の減免制度を含めた知財活動支援の抜本的拡充を行うとともに、中小企業に輸出や海外進出のチャンスを提供する啓蒙活動についてもJETROによる助言、税理士、地域金融機関や中小企業診断士などの認定支援機関の活用に加えて、商社など大企業のOBを活用したマーケティング支援などを積極的に行います。

### 38 本社機能、拠点機能の戦略的な地方展開

産業空洞化に歯止めをかけ、産業活動の地方展開を促進すると同時に危機管理と一極集中の是正の観点から、戦略的に選定した地域における産業等の新規立地に対して、優遇措置を講じます。また、首都圏に集中する本社機能、研究開発拠点、データセンターの移転に関しては、さらに一段の支援措置を行います。

### 39 企業のBCP(事業継続計画)の策定支援

東日本大震災によるサプライチェーンの分断を教訓とし、企業が緊急事態に備えたより実効性の高いBCPを策定し、継続的な改善を行うBCM導入に向けた支援制度を強化します。



※Jリート 投資家から集めた資金を元手に、不動産(商業施設、オフィスビル)を購入し、その賃貸収入、売上益を投資家に分配する不動産投資信託の一つ。 ※公益通報制度 公益のために通報した労働者(公務員を含む)を保護し、事業者のコンプライアンス経営強化を目的とする制度。 ※スチュワードシップコード 英国企業財務報告評議会が英国企業の株式を保有する機関投資家向けに策定した株主行動に関する指針。 ※AIJ事件 平成24(2012)年、投資顧問会社「AIJ投資顧問」が顧客から集めた企業年金基金などの資産運用に失敗し、これを隠蔽していたことが発覚。被害額は1900億円以上にのぼる。 ※サステナブル都市 環境の良さと経済の活力を両立させながら、生活面でも快適に過ごせる持続可能な都市。 ※サプライチェーン 供給網。 ※エンジェル税制 ベンチャー企業投資促進税制のこと。個人投資家(エンジェル)が一定条件を満たしたベンチャー企業への投資をする際に、税制優遇する。

※ワンストップサービス 事業を行うに際し、一度の手続きで関連手続きを済ませること。

また、従来のBCPは自社が被災した時の対応を中心に定められてきましたが、東日本大震災を教訓として、全国的なサプライチェーンの維持のため、被害を受けなかった場合における被災地支援のための緊急的な生産体制の変更についても、BCPに盛り込むよう働きかけます。「企業単独型のBCP」から「企業連携型のBCP・BCM」の策定に向け、支援を行います。

なお、策定されたBCPのうち、被災地に対する自社の緊急支援内容については、日頃から可能な範囲で公開するシステムを構築し、いざという時のために備えます。



## 40 革新的な医薬品・医療機器の実用化促進

再生医療<sup>\*</sup>、医療・介護ロボットなど、日本発の革新的医薬品・医療機器の研究開発と普及を促進します。医療の安心・安全に十分配慮しつつ、特に、医薬品・医療機器の審査体制の充実・強化、早期臨床試験(POC)<sup>\*</sup>実施体制の整備、各種規制の改革などを実施して薬事承認の迅速化等を促進し、ドラッグ・ラグ<sup>\*</sup>やデバイス・ラグ<sup>\*</sup>を解消します。

また、医薬品・医療機器等の革新性に対しては適切な医療保険での評価を行うこととし、医薬品開発に関わる人材育成体制の整備を充実させます。国際連携による治験を推進し、医薬品の治験・承認を国際標準とするために、日本版FDA(米国食品医薬品局)<sup>\*</sup>構想を推進します。

さらに、革新的な医療技術の実用化スピードを大幅に引き上げるため、一元的な研究管理や、研究と臨床の橋渡し、国際水準の質の高い臨床研究・治験が確実に実施される仕組みの構築等を行う、司令塔機能(日本版NIH)を創設します。

## 41 製薬産業に係る成長戦略推進と国民医療、健康への貢献施策の展開

製薬産業がイノベーションを通じて付加価値のある薬品の創造力を強化し、国民医療へさらに貢献していくため、創薬支援ネットワークを通じた産学連携・オープンイノベーション<sup>\*</sup>の推進、製薬産業の国際化の推進、研究開発税制<sup>\*</sup>の利

用促進、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度の本格導入・恒久化を図るとともに、基礎的医薬品の安定供給に資する措置を行います。また、先発品と後発品の役割が適正に反映された市場実勢価格主義に基づく透明性の高い薬価制度を堅持します。さらに、医療の効率化や国民の健康維持の観点から、後発品の普及を図るとともにセルフメディケーション(自己健康管理)を推進します。

## 42 ビジネスクラスの介護の促進

利用者の様々なニーズに応える質の高い介護サービスの提供を新たな成長分野と捉え、公的仕組みでは十分に対応できないニーズ等に応える多様な民間サービスを民間保険の活用を含め支援します。

## 43 新しい「モノづくり」につながる「コト」づくりの推進

わが国経済が成長していくには、従来の「モノづくり」の強みを活かすだけではなく、時代や人のニーズを先取りした、新しい「モノづくり」を行い世界市場に打って出ることが必要です。すなわち国内だけではなく「海外で儲ける」ことが、我々の目指す新しい国家経済モデルの一翼を担うと考えています。

新しい「モノづくり」を生み出すには、より多くのアイデアや技術が組み合わせることが重要ですが、多くのヒトやモノがボーダレスにつながる手段としては現在、「Facebook」や「Google」など、「コト」が注目されています。わが国においても、世界に類を見ない「コト」が生まれるよう「コト」づくりを強力に推進するため、「コト」をつくり出す新しい価値創造産業の基盤、情報発信のプラットフォームを醸成します。

## 44 観光産業の再建・強化

東日本大震災以後、風評被害や訪日外国人の激減等により大打撃を受けた被災地を中心とする日本全国の観光地やわが国の観光産業を再建・強化するため、官民を挙げつつも、国が主導的に全力で取り組みます。具体的には、官民協働して国内旅行の気運醸成を図るべく、オールジャパン体制による計画的な実施などを内容とするビジット・ジャパン・キャンペーン<sup>\*</sup>の高度化や査証(ビザ)要件の緩和・発給手続きの円滑化、入国審査の迅速化、双方向の国際観光交流の促進、国際会議等の誘致・開催の推進などを行い「観光立国」を実現します。さらに、外国人旅行者向け免税制度の改善について、検討を進めます。

また、休暇を取得しやすくするとともに、無電柱化の集中実施や景観に配慮したまちづくり、案内表示の整備等情報提供の充実などによる魅力ある観光地の整備と観光産業の育成により、観光を通じた地域活性化を進めます。

高速ツアーバス事故を踏まえ、事故の再発防止・利用者の信頼回復のため、国が責任を持って安全確保を図る観点から、全国規模で迅速かつ集中的に、高速バス・貸切バス等の安全強化策を実施し、継続的にフォローアップすることで、旅行の安全の一層の向上を図ります。

旅館・ホテル等のNHK受信料の大口契約について検討を進めます。

## 45 不動産市場の活性化

民間資金等を活用し、オフィス・住宅の耐震化・省エネ化等を進め、質の高い不動産ストックの形成や、資産デフレからの脱却を図るため、不動産投資市場の活性化に取り組みます。そのために、不動産投資を支える制度面の整備や、不動産投資市場の透明化、投資対象不動産の多様化、個人や年金、海外資金の参入の促進などを進めます。

また、中古住宅市場を活性化させるため、消費者が必要とする情報提供の充実・強化や、適切な価格評価の促進を通じた市場の透明化を進めます。さらに、全国の空き家・空き店舗を活用した不動産再生ビジネスを支援するとともに、新たなビジネスチャンスに挑戦する宅地建物取引業者等の人材育成を進めます。加えて、わが国不動産業の海外展開を促進します。

## 46 「科学技術・イノベーション推進」の国づくり

震災復興の原動力として「世界で最もイノベーションに適した国」を目指し、人材・予算・制度や研究体制の改革などを行い、科学技術基盤を強化します。また、安保・外交、経済・財政、規制改革等を総合戦略的な科学技術イノベーション政策と位置づけ、官邸が司令塔として機能する体制を整備します。特に、福島原子力発電所の事故対応の教訓を踏まえ、官邸の政治決定と科学的助言の機能強化を図ります。

さらに、第4期科学技術基本計画で掲げている25兆円を上回る政府研究開発投資総額を目指し、官邸主導で大規模な科学技術予算の戦略的再配分を行うことなどにより、必要な経費の確保を図ります。

## 47 研究開発力の強化

わが国の研究開発力を強化するため、以下の取組みを行います。

①革新的研究を担う優秀な研究者を育成する－大学院生への経済的支援の充実、研究者のキャリアパスの確立、リサーチアドミニストレーター<sup>\*</sup>や「目利き」人材といった専門人材の育成などを行います。

②わが国を頭脳循環に組み込み世界から優れた研究者を集める－国際的人材獲得競争に対応可能な処遇・給与を実現します。



③世界最高水準の研究環境を整備する－私学も含め大学への思い切った投資や、研究開発力強化に資する大学のガバナンス改革などを行います。

④革新的成果を生む研究活動を促進する－インターネットやGPSを生み出した米国の国防高等研究計画局(DARPA)を参考に、わが国の防衛関係研究開発費が主要先進国に比べ大幅に劣後し、防衛技術から民生技術への波及効果(スピンオフ)が限定的となっていることを踏まえ、デュアルユーステクノロジー<sup>\*</sup>をはじめ「革新的であり、その成果が社会的、経済的に大きな価値を生むが、目標達成が困難な研究(ハイリスク研究)」を推進する体制を抜本的に強化します。そのため、長期的視点からインパクトの大きな革新的研究テーマを選定し、権限を有するプログラムマネージャーの責任の下で、独創研究を大胆に推進する「革新的研究開発支援プログラム(仮称)」を創設します。また、研究評価についての専門人材を育成します。

⑤世界最高水準のイノベーション創出を可能とする研究開発法人制度を創設する

「事業仕分け」により停滞してしまった地域発のイノベーション創出については、政権交代後の平成24年度補正予算において早速措置したところであり、引き続き強力に推進し、地域の元気を科学技術により取り戻します。

世界をリードする新たな知の資産を絶え間なく創出し続けていくためには、研究者の自発性や独創性に基いて行われる研究の一層強力な推進が不可欠であり、これを支える科学研究費助成事業をはじめとする競争的資金について、その多様性や連続性を確保しつつ、大幅に拡充します。同時に、全ての競争的資金について、間接経費30%を確保するとともに、使い勝手の向上のため、制度改善を一層推進します。また、医薬品・医療機器・再生医療等のライフサイエンス分野におけるイノベーションと実用化を強力に推進するためには、総合的な研究戦略のもとで、研究課題の新たな審査体制の構築と競争的資金の配分機能が不可欠であり、諸外国をリードするライフサイエンス分野の推進体制を構築します。

<sup>\*</sup>再生医療 損傷を受けた生体機能を幹細胞などを用いて復元させる医療。 <sup>\*</sup>早期臨床試験(POC) 少数の患者などヒトに薬物を投与して、その安全性や有効性を確認する試験。 <sup>\*</sup>ドラッグ・ラグ 新開発の薬を患者に投与できるまで、あるいは海外での新薬を国内承認できるまでの時間差。 <sup>\*</sup>デバイス・ラグ ドラッグ・ラグと同様に医療機器の最新機種が日本市場でなかなか導入されないこと。 <sup>\*</sup>FDA(米国食品医薬品局) 食品や医薬品など消費者の身近な製品について、その許可や違反品の取り締まりなどを専門的に行う米国の政府機関。 <sup>\*</sup>オープンイノベーション 自社だけでなく他社が持つ技術等を組み合わせ、革新的な商品やビジネスモデルを生み出すこと。 <sup>\*</sup>研究開発税制 「試験研究費の総額に係る税額控除制度」、「特別試験研究に係る税額控除制度」、「中小企業技術基盤強化税制」、「試験研究費の額が増加した場合等の税額控除制度」の4つの制度がある。 <sup>\*</sup>ビジット・ジャパン・キャンペーン 国土交通省が中心となって行っている、外国人旅行者の訪日を促進する活動。

<sup>\*</sup>リサーチアドミニストレーター 大学や研究所、企業などにおいて、研究者でありながら経営や運営に直接的に関与する上級職あるいは役員職のこと。 <sup>\*</sup>デュアルユーステクノロジー 民生の目的で開発された技術のうち軍事目的にも転用可能なもの。

## 48 イノベーションの実現に向けた制度改革

新たな産業や雇用を創出するため、企業だけでは実現できない革新的なイノベーションを産学連携で実現するとともに、イノベーションを妨げる制度や各種規制を官邸＝司令塔主導で抜本改革することで、これまでと「次元の違う」イノベーション政策を実現します。

具体的には、わが国の研究開発力を抜本的に強化するため、研究開発法人については、関係府省が一体となって、独立行政法人全体の制度・組織の見直しを踏まえつつ、効率的運用の達成や国民への説明責任を大前提とし、①研究開発成果の最大化(ミッションの達成)を目的とすること、②研究開発法人を、国家戦略に基づき、大学や企業では取り組みにくい課題に取り組む研究機関であることを制度的に明確に位置づけること、③給与水準の見直し、業務運営の効率化目標のあり方を見直し、調達方法の改善、自己収入の扱いの見直し、予算繰り越しの柔軟化等が確実に実施される仕組みとすること、を内容とする世界最高水準の制度を創設します。

また、研究開発税制やエンジェル税制の利用促進や、革新的な技術シーズの事業化のためのリスクマネー<sup>\*</sup>供給等の政策金融の改革、大学等による大学発ベンチャー支援ファンド等への出資を可能とするなどのベンチャー支援の充実等の制度改革、特許等の知的財産の迅速な保護及び円滑な利活用を促進するための知的財産制度の改革、イノベーションの隘路となっている規制や社会制度等の改革や新技術に関する優先的な政府調達の実現を強力に推進します。

戦略分野の市場創造のため、総合科学技術会議が中心となってコア技術を特定し、基礎研究から出口(事業化、実用化)までを見据えたロードマップに基づく府省の枠を越えた取り組みを行う「戦略的イノベーション創造プログラム(仮称)」を創設し、複数年にわたり重点的に資源を配分します。

国際標準の獲得を目指す各国の動きが一層活発化していることから、特に、アジア諸国等との連携・協力の促進を念頭に置いて、官民協働による戦略的な国際標準化活動を抜本的に強化します。また、わが国が優れた先端技術を持つ基幹インフラについて、建設から運用、人材養成への寄与までを一体システムとして捉え、官民協働による海外輸出・展開活動を大幅に強化します。

## 49 イノベーション基盤としての先端大型プロジェクトの推進

宇宙輸送技術や海洋・海底調査技術、核融合・加速器技術、スーパーコンピュータ開発・利用技術など、民間企業では対応が難しい先端大型プロジェクトは、総合的な安全保障の観点を含めた国家の存立基盤となるとともに、革新的なイノベーション技術の創出につながることから、長期的視

点に立って継続的に、広範囲かつ長期間にわたって、強力に推進します。



## 50 世界に冠たる研究開発拠点の形成

イノベーションを生み出していくためには、大学や公的研究機関、産業界等が集い、協働で研究開発に取り組む「場」の構築が必要です。特に、わが国の強みを有する分野において、地域資源等も柔軟に活用しつつ、オープン・イノベーションに対応した「競争」と「協調」による世界最先端の研究開発拠点を形成するため、革新的イノベーション創出事業の一層の拡充や政権交代後に取り組みを開始した「国際科学イノベーション拠点」の整備に積極的に取り組みます。

わが国が世界の頭脳を獲得における中核的な地位を占めていくためには、国内のみならず海外の優れた研究者を惹きつける世界最高水準の研究環境や国際的な研究ネットワークの拠点形成が不可欠であり、「世界トップレベル研究拠点(WPI)」の大幅な拡充や、素粒子分野の最先端大型実験施設「国際リニアコライダー<sup>\*</sup>」に向けた加速器技術への挑戦、世界最先端のiPS細胞研究等のための研究開発拠点を構築することが重要です。このため、世界水準をしのぐ優れた研究活動を行う大学や公的研究機関などに対する支援を抜本的に強化します。

## 51 科学技術の国際活動の強化

わが国の科学技術水準の一層の向上を図り、自然災害や感染症等、地球規模で発生する深刻な課題の解決に積極的に貢献するためには、諸外国との連携・協力を一層強化することが不可欠です。先端分野での科学技術協力やODAを活用した科学技術協力等、科学技術外交を大幅に強化するとともに、国家存立のために必要な科学技術を強力に推進し、新興国の科学技術力の急伸等に時機を逸せず対応します。

また、優れた教育活動や研究活動を行う国内の大学と海外の大学との連携・協力を進め、外交面からも、これらの教育研究活動の積極的な活用を促進します。さらに、海外動向

の収集・分析体制を確立するとともに、安全保障に関わる技術等の管理を強化します。一方、国際的な核不拡散体制の強化に向けて、わが国の技術を積極的に活用し、これに貢献します。

## 52 戦略的宇宙政策の推進

国際的なプレゼンスの確保と日本の国益のために、必要な予算を確保し、宇宙科学の推進と不断の研究開発に加え、国民生活の質の向上のための利用の促進、安全保障対応、産業振興等を加速します。

宇宙の開発利用体制は、『宇宙基本法』の理念と、宇宙基本計画に基づいて整えます。特に、ロケットなどの輸送系及び衛星システムの開発・整備・運用など宇宙の開発利用を強力に推進するための重要分野・重点プロジェクトへの資源配分を行う等、戦略的な宇宙政策を実施します。そのために、予算編成に権限を有する内閣府の宇宙政策委員会に国家観をもった人員を配置させ、内閣総理大臣の重要な政策の一つとして、宇宙科学の振興、宇宙産業基盤の振興を行い、わが国の安全保障、シーレーン確保、戦略的ODA、資源外交、海洋政策等と宇宙政策等と密接に連携させます。

## 53 科学技術政策の強力な推進力となる真の「司令塔」機能の再構築

資源の少ないわが国が、今後の社会・経済をさらに発展させるため、企業の研究開発投資が激減する中、新たな成長に向けて国主導で科学技術イノベーションをリードするのが喫緊の課題です。

しかし、年間約3.6兆円にも及ぶ科学技術関係予算については、文部科学省を中心に、経済産業省や厚生労働省等、関係省庁に予算が配分され、各省内で同様な研究が行われている事例も見受けられ、縦割りの弊害が顕著です。限られた予算にもかかわらず、効果的な配分が行われていないのが現状です。

そこで、「世界で最もイノベーションに適した国」を実現するため、産業の生命線である科学技術を国家戦略として推進し、「価値の創造拠点」とするべく、官邸の機能強化と総合科学技術会議の機能強化の「車の両輪」で、「権限」「体制」「予算システム」を抜本的に強化し、真の「科学技術イノベーションの司令塔」へと再構築します。

具体的には、諸外国の体制や東日本大震災の教訓を踏まえ、官邸の科学技術イノベーション政策に関する政治決定と科学的助言の機能強化を図るとともに、イノベーションに関わる司令塔間の連携強化により、これまでと「次元の違う」イノベーション戦略を打ち出し、各省庁の縦割りを排し、強力な予算配分権限を集中させ、適正な評価を行うことができる人材育成とシステムの構築を行います。例えば、iPS

細胞研究や素粒子物理分野の大規模プロジェクトであるILC(国際リニアコライダー研究所建設)に向けた加速器技術への挑戦に日本が主導的な役割が果たすなど、再生医療や創工ネ・省工ネ・蓄工ネ等の重点分野を産学の知を結集した国家戦略として強力に推進します。

## 54 社会全体のICT化の推進

ICT化により、様々な分野において事業の効率化、サービスの向上など、国民生活の利便性が飛躍的に向上しました。今後、産業がグローバル化する中、産業界においても、さらなるICT化を進めると同時に、国、地方、企業、個人それぞれがICTの恩恵を受けられるよう「社会全体のICT化」を進めます。例えば、電力供給効率化につながるスマートグリッドの導入・スマートシティの形成、ITS<sup>\*</sup>による交通の円滑化、電子政府・電子自治体の実現、教育のICT化、農林水産物のトレーサビリティ<sup>\*</sup>強化と生産性の向上及び高付加価値化、センサーによるインフラの老朽化点検、水資源等の確保、G空間の活用、リモートセンシングによる資源探査など、国民生活の利便性向上と環境への負荷低減に向けたICT利活用を力強く推進します。

さらにテレワークや遠隔医療等に関するICT投資を拡大し、雇用の拡大や医療・救急・介護・健康の連携や高度化に貢献するとともに、こうした諸課題の解決に向けた実証を通じ、新しい成功モデルの提示や標準化を速やかに進めます。

データ情報サービス、コンテンツ産業としてデータセンター等の設備投資は生産波及効果が2倍と大きく、雇用誘発力も高いことから、これらの分野への投資機会を積極的に増やすために、わが党は、平成25年度税制改正で東京圏に集中するデータの遠隔バックアップを促進するための税制の創設を実現しました。これからの農業や観光を含む産業分野でのビッグデータの解析と、政府・公共サービス分野でのオープンデータ化(2015年度中に、世界最高水準の公共データの公開(データセット1万以上)を実現)や、政府のIT投資情報を公開する日本版ITダッシュボードの構築などによる「見える化」を積極的に推進し、マーケティング等多様な分野で役立てるとともに、社会全体のICT投資の適正化・高度化を進めていくことにより、ICT化による経済成長を促進します。

## 55 情報リテラシー教育の推進

インターネットの活用があらゆる分野に広がる中で、国民が正しい情報を使いこなす能力を身につけることは大変重要であり、学校・PTAや地域社会など多様な場において、情報リテラシー教育や啓発活動を展開します。

<sup>\*</sup>リスクマネー ハイリスクでありながら、高い運用収益が見込まれる投資において投入される資金のこと。 <sup>\*</sup>国際リニアコライダー 全長約30kmの直線状の加速器をつくり、現在達成しうる最高エネルギーで電子と陽電子の衝突実験を行う計画。

<sup>\*</sup>ITS 高速道路交通システム(Intelligent Transport Systems)。ITを利用して高速道路の渋滞、事故などを緩和するシステム。 <sup>\*</sup>トレーサビリティ ある一つの製品の生産段階から消費段階までにおける流通過程が追跡可能なこと。

## 56 政府CIO<sup>※</sup>(内閣情報通信政策監)制度の本格稼働

政府CIOは、政府業務の徹底的な見直しと統一した設計思想の下での電子政府再構築のために、現状、計画／目標、進捗、評価のサイクルを確立するとともに国民にこれらを公開します。そのため、全てのICT関連及びサイバーセキュリティ関連予算をコード管理して国民に公開します。

政府CIOは、政府の保有する様々な情報について、個人情報保護を十分に考慮しながらオープンデータ化し、世界最高水準のオープンガバメントを実現することによって、産業分野や個人等様々な分野で活用できる基盤を整備し、国民の利便性向上や、経済成長への貢献をします。これらの実現のために政府CIO室要員の質と量を大幅に増強するとともに、先進諸外国並みに、政府CIOを技術面から支えるCTO(最高技術責任者)の設置を本格的に検討します。



## 57 サイバーセキュリティと経済成長

頻発するサイバー犯罪から国民を守るため、さらに各省の連携を強化し、総合力を発揮できる体制を整備するとともに、官への投資と民間転用を呼び水に経済成長に貢献します。

特に、警察庁や防衛省、海上保安庁において、米国並みの動的防御システムやバックアップシステムを早急に構築します。また、政府機関のすべての情報機器や複合機を厳密なセキュリティ監視下におくための措置を早急に整備します。

サイバーセキュリティの訓練、実証、開発等のため、産業界が広く活用できる実験施設(サイバーレンジ)の構築や、米国並みの高度なサイバーセキュリティ資格制度等、国全体のセキュリティレベルの向上と人材育成を推進します。

これらの施策とともに、最高度のセキュリティ技術を製品・サービス化し、政府機関に納入するとともに、民間へ転用するための拠点を構築することを呼び水として、わが国の高度情報セキュリティ産業を創出し、10万人規模の新規雇用

を創出して経済成長へ貢献します。

## 58 ICT産業の国際競争力強化

ICTは、新たな富の創出や生産活動の効率化に大きく貢献し、国民生活を便利にする戦略分野です。国際市場において大きな存在感を持った成長性の高いICT産業の育成を図り、日本経済の成長と国際社会への貢献の切り札として活用することが重要です。

しかし現時点では、米国、韓国等と比較して、わが国のICT分野のイノベーションや利活用は必ずしも順調に進んでいるとは言えないため、わが国が世界最先端のICT国家となるため、世界を牽引する取組みを戦略的に進めます。

このため、世界に先駆けて次世代テレビの開発を進め、高画質(4K、8Kテレビ)でスマートテレビなどの双方向の送受信にも対応できる新たな受像機と放送システムを確立し、これに対応した日本発のコンテンツ制作を推進します。また、クール・ジャパン戦略の一環として、ローカライズ支援や海外放送枠の確保を行い、わが国の放送番組の海外展開を推進するとともに、日本の文化・食・製品の市場開拓やインバウンド観光の拡大にも貢献します。

わが国のICT技術の海外展開による市場の拡大も重要なことから、南米諸国で採用され評価が確立している日本の地上デジタル放送方式の南部アフリカや中米諸国等での採用を積極的に働きかけ、採用国でのデジタル放送移行の支援を行い、当該地域とのICT各分野における技術協力関係を深め、多様な分野の日本製品の市場開拓に道を開きます。

また、発展の著しい携帯電話分野においても、LTE(3.9世代)をさらに向上させた第4世代の携帯電話の早期実現を目指し、周波数の割り当て等を行って国際標準をリードするとともに、アプリケーションの充実や魅力的な端末開発を通じて、グローバル市場でのシェア拡大を促進します。

さらに、ICTを活用した地域活性化等の社会実証プロジェクトを実施し、教育、医療、テレワーク、電子政府、資源、高齢化等のわが国の課題についても、ICTを通じて解決するモデルを示しながら、国内での均てん化を図るとともに、海外への早期展開も推進します。

## 59 G空間(地理空間情報)プロジェクトの推進による新産業創出

わが国独自の衛星測位システム(準天頂衛星「みちびき」日本版GPS)の実用化と全国一律の基盤地図整備を「地理空間情報活用推進基本法」に基づいて促進することで、世界最先端の地理空間情報を高度に活用できるG空間社会を実現し、「国民の安全と安心を守る社会」「行政の効率化と高度化」を図るとともに「新たな産業・新サービスの創出と

地域の活性化」等の事業化を加速推進することでわが国の産業活性化に貢献します。

また、このようなG空間社会インフラをパッケージとして海外に提供することで、途上国支援等の国際貢献やわが国の経済成長にも貢献します。

具体的には、わが国産業競争力の強化につなげるため、海外における電子基準点の設置支援、準天頂衛星を利用した利活用事業の支援等を推進します。

## 60 G空間プロジェクトによる資源確保と海の防災システム高度化の促進

わが国は世界第6位と言われる排他的経済水域を持つ国土大国です。「海洋基本法」、「宇宙基本法」と「地理空間情報活用推進基本法」を連携推進することで、わが国近海の地形をメートル単位で正しく把握し、正確な位置情報の下で大陸棚や深海に眠るエネルギーやレアメタル資源等の発掘、水産資源の確保等に努めます。

また、海底プレートの移動や遠海の津波の高さをセンチメートル単位で常時監視するシステムを開発することで、地震予知や津波検知技術の高度化等も図り、防災・減災に役立てます。

## 財政健全化への着実な歩み

### 61 大胆な金融緩和でデフレから脱却

デフレからの早期脱却に向けて欧米先進国並みの物価目標(2%)を政府・日銀の政策連携で定めましたが、国債市場の安定にも配慮しつつ、これまでとは次元の異なる大胆な金融緩和策を断行しました。引き続き市場の動向を注視しつつ、適時適切に対応していきます。なお、日銀法の改正については、将来の選択肢の一つとして引き続き視野に入れていきます。

また、日米欧を中心とした国際マクロ政策協調(平成のルーブル合意<sup>\*</sup>)の合意形成に向けた積極的な通貨・経済外交を強力に推進し、安定化を図るとともに、危機防止に向けた国際交渉に果敢に取り組みます。

### 62 機動的・弾力的な経済財政運営

新政権発足後、速やかに「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を策定し、本格的な大型補正予算と平成25年度予算とを合わせ、景気の下支えを行いつつ、切れ目のない経済対策を実行しています。

引き続き、今後2~3年は海外経済を巡る不確実性、為替市場の動向、電力供給の制約等の先行きのリスクに対応できる、より機動的・弾力的な経済財政運営を推進します。

### 63 次代を見据えた財政構造改革

平成25年度予算では、民主党政権のバラマキ施策で水膨れした歳出を見直し、国・地方の公務員人件費の削減、生活保護の見直し等を行いました。引き続き、無駄の排除を徹底し、歳出の膨張を防ぎます。

また、財政による機動的対応が可能となる中で、成長戦略や事前防災等の分野に資金を重点的に配分することなど、わが国経済の成長に向けた施策を実施することで税収増を目指します。

こうした施策の実行により、まずは平成27年度(2015年度)には国・地方のプライマリー・バランス赤字の対GDP比の半減(平成22年度の水準比)を実現し、平成32年度(2020年度)までを目途に国・地方のプライマリー・バランスを黒字化すると目標を堅持します。そして、国・地方の債務残高対GDP比を2020年代初めには安定的に引き下げます。

そのため、財政健全化に向けた中長期的な方針の下、中期財政計画を策定します。また、目標の実現と新たな施策実施の両立を図るため、新たな施策には、将来の成長に与える影響を考慮しつつそのための恒久的な財源を確保する原則を確立します。

上記の方針を踏まえ、長期的な視点に立った「財政健全化責任法」について検討を進めます。その際、欧州債務危機問題等、国際経済情勢の動向によって、国民生活等に重大な影響が及ばないように、弾力的に対応できるようにします。

### 64 国債市場の安定を確保

国債に対する信認を確保していくことは極めて重要であり、財政健全化に向けて節度ある国債発行に努めます。また、適切な国債管理政策を実行するとともに、あらゆるリスクを想定しながら、国債価格が暴落する「X-day」を防止します。

### 65 安心社会実現に向けた税制抜本改革

わが党は、消費税の引上げを含む税制抜本改革についての考え方を既に前々回の総選挙における政権公約、2010年7月の参議院選挙公約、累次の「税制改正についての基本的考え方」において、明らかにしてきました。

財政状況の危機的な悪化により、近年、財政はその対応力を著しく欠いており、社会保障、安全保障への対応、国際競争力強化、人材育成、地域格差是正など、必要な分野への資源配分が進まず、日本の現在と将来に支障をきたしています。

一方、急速に進む少子高齢化の中で、持続可能な社会保障制度を確立するには、税金や社会保険料を納付する人の



立場に立って、負担を抑制しつつ必要な社会保障が行える制度を構築しなければなりません。

こうした点を踏まえ、日本の将来、次の世代、現在の国民生活を第一に考え、責任政党としてわが党が主導して、2009年のマニフェストで国民に約束をしていなかった民主党を巻き込みながら、公明党とともに社会保障と税一体改革に関する三党合意を結びました。

その結果、社会保障制度改革国民会議における今後の議論を踏まえ、安定した財源を前提とした、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の成案が消費税率引上げまでに国民にお示しできることとなりました。

また、消費税の引上げにより、財政による機動的対応が可能となる中で、成長戦略や事前防災等の分野に資金を重点的に配分することなどにより、わが国経済の成長等に向けた施策が実施できることとなります。

#### （消費税の税率及び引上げ時期、使途）

消費税については、昨年成立した『社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律』により、2014年4月に5%から8%、2015年10月に8%から10%へと2回に分けて引き上げることが決まっています。

引上げに当たっては実施時期の半年前に、社会保障制度改革国民会議の結論を踏まえつつ、経済状況を確認の上、予定通り実施するかの判断を行ってまいります。

特に、2014年以降に財政の機動的対応が可能となる中で、成長戦略や事前防災等の分野に資金を重点的に配分することなどにより、わが国経済の成長を実現します。

なお、消費税の使途については、基礎年金の国庫負担割合の2分の1への引上げに要する費用を賄うとともに、これ

からも増加が見込まれる年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策の費用に全額を充当することは当然のことです。

#### （低所得者、中小企業・小規模事業者への配慮）

消費税引上げが低所得者に与える影響を緩和するため、今後、関係者の理解を得た上で、複数税率制度を導入することを目指します。

簡素な給付措置については、低所得者に配慮した所得の再分配に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的及び臨時的な措置として実施します。

消費税の円滑かつ適正な転嫁については、昨年の三党協議以来、わが党が実効性のある対策を取るべきと主張してきたところであり、『下請法』の適用対象となっていない大規模小売店と納入業者の間の取引など流通の分野も含め、力のある事業者による実質的な値引き強制等が行われないうよう、より踏み込んだ転嫁対策を強力に推進していきます。また、円滑な転嫁の確保及び値札の貼替え等の事業者の事務負担への配慮の観点から、消費税率引上げ期の前後の期間に限り、総額表示義務を弾力化することとします。

#### （国民生活全般への配慮）

医療については、医療提供者の高額の投資に係る消費税負担について、医療保険制度において他の診療行為と区分して適切な手当を行う具体的な手法について消費税率の8%への引上げ時までに検討し、結論を出します。また、消費税率が10%に引き上げられることが予定される中、医療機関の仕入れ税額の負担及び患者等の負担に十分に配慮し、関係者の負担の公平性、透明性を確保しつつ適切な措置を講ずることができるよう、医療保険制度における手当のあり方の検討等と併せて、医療関係者、保険者等の意見も踏まえ、総合的に検討し、結論を得ることとしております。

住宅の取得については、住宅投資は内需拡大の柱であり、地域経済への波及効果も大きいものであることから、住宅ローン減税の大幅な拡充を行ったところです。住宅ローン減税に加え、減税の効果が限定的な所得層に対しては、平成25年度税制改正大綱を踏まえ、住宅取得支援のための給付を行います。

個人所得課税については、各種控除や税率構造を一体として見直すことが必要です。所得税については、平成25年度税制改正において最高税率の見直しを行ったところですが、さらに、社会の基本は「自助」にありますから、家族の助け合いの役割も正しく評価されなければなりません。その観点から、配偶者控除は維持し、児童手当との関係を整理した上で年少扶養控除を復活します。

資源・エネルギーの制約、急速な少子高齢化の進展、激動

する国際経済・金融環境の下、特に、長引くデフレと急激な円高の中で、日本経済の成長を促進するため、平成25年度税制改正で拡充・創設した研究開発税制、投資促進税制、所得拡大促進税制、交際費課税の特例の拡充、教育資金の一括贈与に係る非課税措置などを活用し、成長と富の創出の好循環の実現を目指します。

資産課税については、平成25年度税制改正で、相続税、贈与税の見直し、事業承継税制の抜本的な見直しを行ったところであり、これを着実に実施してまいります。

自動車取得税及び自動車重量税については、国及び地方を通じた関連税制のあり方を見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政にも配慮しつつ、簡素化、負担の軽減及びグリーン化を図る観点から、次のとおり抜本的な見直しを行います

A 自動車取得税については、安定的な財源を確保して、地方財政への影響に対する適切な補てん措置を講じることを前提に、地方団体の意見を踏まえながら、以下の方向で抜本的な改革を行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得ます。

(イ)自動車取得税は、二段階で引き下げ、消費税10%の時点で廃止します。消費税8%の段階では、エコカー減税の拡充などグリーン化を強化します。必要な財源は別途措置します。

(ロ)消費税10%段階で、自動車税において、自動車取得税のグリーン化機能を踏まえつつ、一層のグリーン化の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、地域の自主性、自立性を高めつつ、環境性能等に応じた課税を実施することとし、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政への影響を及ぼしません。

B 自動車重量税については、以下の方向で見直しを行うこととし、平成26年度税制改正で具体的な結論を得ます。

(イ)エコカー減税制度の基本構造を恒久化します。消費税8%段階では、財源を確保して、一層のグリーン化等の観点から、燃費性能等に応じて軽減する等の措置を講じます。今後、グリーン化機能の維持・強化及び安定的な財源確保の観点から、環境性能に応じた課税を検討します。

(ロ)自動車重量税については、車両重量等に応じて課税されており、道路損壊等と密接に関連しています。今後、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に多額の財源が必要となる中で、原因者負担・受益者負担としての性格を明確化するため、その税収について、道路の維持管理・更新等のための財源として位置づけ、自動車ユーザーに還元されるものであることを明らかにする方向で見直しを行います。その際、その税収の一部が公害健康被害補償の財源として活用されていることにも留意します。

地方税制については、地方分権を推進するためにも、税

収が景気変動による影響を受けにくく安定的で、かつ、税源の偏在性が小さい仕組みとします。具体的には、消費税を含む税制抜本改革の一環として、地方消費税の充実を着実に実施に移すとともに、地方法人2税のあり方を見直します。

たばこ税については、たばこ健康に関するあらゆる総合的な検討を行うとともに、葉たばこ農家、たばこ小売店等への影響について検討します。

酒税については、昨年成立した税法の規定に基づき、類似する酒類間の税負担の公平性の観点等を踏まえた見直しを検討します。

低炭素化を促進する観点から、税制全体のグリーン化を推進します。

地球温暖化対策については、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制対策と森林吸収源対策の両面から推進する必要があります。このうち、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制のための諸施策を実施する観点から、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が講じられています。一方、森林吸収源対策については、国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置づけ、CO<sub>2</sub>吸収源対策として造林・間伐などの森林整備を推進することが必要です。このため、昨年成立した税法の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行います。

国民の利便性の向上と納税環境の整備を図るため、『共通番号法』に基づき、個人番号を用いた年金を始めとする社会保障サービスの向上や所得課税のさらなる適正化を図ります。行政サービスの信頼性、透明性、効率性を高めつつ、プライバシーに配慮したセキュリティ対策を講じて、全ての国民に個人番号カードを配布し、共通番号制度の充実を図ります。

あわせて、政府CIO(内閣情報通信政策監)は、政府全体の情報システムの安全性及び効率性を監督し、より信頼性と経済性の高いシステム構築に努めます。また、個人番号カードについては、民間事業者も活用可能な将来性・拡張性に富んだ仕組みとするとともに、スマートフォンや生体認証の活用の研究を行います。

民間人となった日本年金機構の職員が行っている年金保険料の徴収業務を公務員である国税庁の職員が行う、いわゆる歳入庁構想には反対です。

## 資源・エネルギー大国への挑戦

### 66 エネルギー供給構造の多様化・多角化

わが国で消費されるエネルギー資源はほとんどが輸入に依存しており、わが国の経済は原油価格などの世界のエネルギー動向に大きな影響を受けます。資源小国であるわが国にとって、エネルギーセキュリティ(安全保障)は大きな課題の一つです。これに対応するためには、エネルギー供給構造の多様化・多角化を図る必要があります。

国内では、最優先の課題として、3年間、太陽光や風力などの再生可能エネルギーの最大限の導入、省エネの最大限の推進を図ります。また、環境負荷の小さい高効率のLNG・石炭火力発電所の増設・リブレース<sup>※</sup>を推進するとともに、火力発電所から排出されるCO<sub>2</sub>の排出抑制の手段としてCO<sub>2</sub>を取り出してコンクリートの強化剤として利用するなど有効利用するための研究を推進し、安価に実用できるようにし、既存する火力発電所の環境負荷の低減を目指し、既存の石油火力発電の有効活用の推進も行います。あわせて、後述の電力システム改革を行うことにより、広域的にみて効率がよい発電所から利用する仕組みづくりを進めます。

対外的には、石油・石炭・天然ガスなどの基幹的な化石燃料を安定的に確保するため、わが国の最先端技術を通じた支援などにより戦略的な資源外交を展開するとともに、資源価格の乱高下に対応できる体制を早期に整備します。

また、化石燃料の確保への取組みだけでなく、わが国の卓越した先端的環境エネルギー技術を発揮して産業部門や運輸部門・民生部門などでのエネルギー需給の効率化と燃料転換を図ります。天然ガスとともにCO<sub>2</sub>排出量の少ないガス体エネルギーとして低炭素社会の実現に貢献できるLPガスについては、その普及・促進を図るため、高効率ガス機器やLPG車の導入・普及の後押しと燃料転換を進めます。

なお、ガソリンスタンドは「公共インフラ」として石油製品の安定供給の確保に重要な役割を果たしており、今後もその活用を支援します。

### 67 独自資源の開発の推進と産業化に向けた取組み

資源小国であるわが国は、今後、早急に産学官の協力体制をより一層進め、海洋探査・採掘技術の向上など、国内のエネルギー資源・鉱物資源の自主開発を促進しなければなりません。ものづくり、特に国際競争力を持ったハイテク製品を開発・製造する上で不可欠なレアアース及びレア金属の着実な確保を戦略的に進めます。

国内に廃棄された精密機械などに眠っているレア金属

(いわゆる都市鉱山<sup>※</sup>)を効率的かつ低費用で回収できる「レサイクル事業」(レア金属のリサイクル)を行い、わが国独自の資源として位置づけます。さらに、小笠原諸島・南鳥島等、わが国の排他的経済水域にもレアアースやレア金属の存在が確認され、さらに存在する可能性も指摘されており、その探査・開発を進めます。

他方、福島第一原発事故によって現在は火力発電への依存度が増えています。これまで以上に産出国との外交展開(共同資源探査・技術的支援など)や調達先の多角化などを行います。

火力発電の中心的原料である天然ガスについては、北米のシェールガスの新規輸入などにより調達コストの低減を戦略的に行います。また、わが国周辺の海洋にも天然ガスやメタンハイドレート<sup>※</sup>が埋蔵されていることが確認されており、さらに探査を進めるとともに、採掘技術の発達やコスト減など実用化に向けた調査・研究開発を今後3年間、国が主体的・集中的に行います。

### 68 「電力システム改革」敢行による経済活性化・雇用の創出

東日本大震災はわが国のエネルギー体制の脆弱性を露呈させました。国民性格の安全・安心の確保や経済の成長に向けた安定したエネルギー供給体制の強化は焦眉の急であり、そのためにこれまでのエネルギー政策をゼロベースで見直し、必要な電力システム改革を強力に進めていかなくてはなりません。

戦後60年続いてきた電力市場制度の思想を大転換させる抜本改革を3段階に分けて実行します。まず、①地域を越えて電力を融通しやすくし、災害時などの安定供給を強化するための「広域系統運用の拡大」(2015年を目途に実施。2013年通常国会に法案を提出)を行います。次に、②家庭でも電力会社を自由に選択できるようにする「小売参入の全面自由化」(2016年を目途に実施。2014年通常国会に法案提出予定)を実行します。そして、③送配電網を誰もが公平に利用できるよう、電力会社の送配電部門を別会社化して中立性と独立性を高める「法的分離による配送電部門の中立性の一層の確保」と、電気料金の規制を撤廃する「小売料金の全面自由化」(ともに2018~2020年を目途に実施。2015年通常国会に法案提出を目指す)を行います。なお、一連の改革により国民生活や経済活動に支障を来すことがないように十分に配慮し、慎重に進めます。

電力システム改革により、エネルギーの安定供給を確保して国民生活の安全・安心を実現することはもちろんのこと、電気料金を抑制して今後のわが国の産業の成長を促進させ、経済基盤の強化を図り、新規雇用に創出します。

### 69 再生可能エネルギーのさらなる推進と分散型エネルギー社会の実現

本年1月策定の「再生可能エネルギー導入加速化プログラム」によって、自立・分散型エネルギー社会の構築に向け、風力・地熱・地中熱・小水力・バイオマス<sup>※</sup>などの再生可能エネルギーの導入拡大に取り組んでいます。今後さらに、これらの事業に出資を行うファンドを設立するなど、再生可能エネルギー関連事業を推進してまいります。

また、再生エネルギーを中心に据え、地域に根差したエネルギー供給システムである分散型エネルギー社会を構築することにより、安定したエネルギー供給の実現を目指します。

そのため、①固定価格買取制度の維持を通じた再生可能エネルギーの普及と量産効果によるコスト減の実現、②スマートメーター<sup>※</sup>やHEMS<sup>※</sup>／BEMS<sup>※</sup>の導入を進めるとともに市場メカニズムを活用したスマートな節電(デマンドレスポンス)を図るための制度整備、③家庭用燃料電池(エネファーム)の高効率化・導入促進、④次世代自動車(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車など)の導入拡大に向けた環境整備、⑤燃料電池を含むコジェネ(熱電併給)の普及促進のための支援策の強化や環境整備、⑥石油の高効率利用機器の導入支援制度の創設等に取り組めます。

また、再生可能エネルギー導入拡大及び分散型エネルギー社会の構築に向け、⑦送電網の整備や広域運用、変電所への大型蓄電池の導入といった系統安定化対策を講じます。⑧蓄電池はわが国が世界的に高い技術水準を有する分野であり、大型蓄電池のさらなる研究開発促進をはじめ、競争力強化や導入促進のための支援を行います。

さらに、分散型エネルギーシステムの導入により地域を活性化させるため、スマートコミュニティ実現のための環境整備、公共施設等における太陽光発電施設や蓄電池等の設置、廃棄物焼却施設への高効率発電設備の導入、下水処理場におけるバイオマス発電設備の導入を進めます。

加えて、地域における分散型エネルギーシステムの普及を総合的かつ効率的に促進するために必要な総合的な措置を講じます。

### 70 資源・エネルギー分野の技術で経済活性化・資源大国へ

60年ぶりの抜本的改革となる電力システム改革により、再生可能エネルギーや分散型エネルギーシステムなどの導入・拡大が新たな発電ビジネスや小売ビジネスを創出していくことに期待がかかります。地域や民間企業が持つ潜在能力と高い技術力を最大限に利用することで、新しい企業体が生まれ、わが国の経済活性化の原動力となるはずです。

それに伴い大幅な雇用拡大も見込まれます。

また、国際的に資源・エネルギー消費量の増加が見込まれる中、世界最高水準であるわが国の再生可能エネルギーなどを利用したスマートコミュニティ及び原子力等の技術は多岐にわたる産業と関連しており、高い技術力を誇るわが国の中小企業等の関連技術や人材を結びつけることによって多くの新規雇用を創出するため、当該分野をインフラ輸出の次世代基幹産業として位置づけ、官民の新たな連携体制を整備し輸出を強力に支援することにより、わが国を資源小国(輸入国)から資源大国(資源エネルギー技術を活かしたシステム等の輸出国)へ転換させ、経済活性化及び雇用の創出を図ります。

### 71 宇宙太陽光発電衛星計画(宇宙太陽光発電システムの研究開発)の推進

宇宙太陽光発電システムは、宇宙空間に大規模な太陽光発電装置を配置し、電波(マイクロ波)またはレーザー光線により地球に送電して、私たちの電力として利用するシステムです。

その壮大な計画の実現に向けて、現在進められている地上でのエネルギー無線伝送技術などの研究の成果を踏まえ、国際宇宙ステーションに設置されているわが国の実験モジュール「きぼう」などを使用した実証計画を策定することで、将来の新エネルギー利用に向けた研究開発を推進させます。

### 72 原子力政策への信頼の回復

東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故は、被害の甚大さによって、わが国だけではなく、全世界に放射能の脅威を示すこととなりました。これまで原子力政策を推進してきたわが党は、このような事故を引き起こしたことに對してお詫びするとともに、今なお被災されている方々に対して心よりお見舞いを申し上げます。

わが党としては、福島第一原発事故は未だ収束に至っていないとの認識であり、本格的な収束に向けて全力を尽くすとともに、事故原因の究明にも徹底的に取り組めます。

今後のエネルギー政策の根本に「安全第一主義」(テロ対策を含む)を据え、特に原子力安全規制に関しては、権限、人事、予算面で独立した原子力規制委員会による専門的判断を優先し、国が責任を持つて、安全と判断された原発の再稼働については、地元自治体の理解が得られるよう最大限の努力をいたします。

今後の原子力政策については、グローバルな視点で抜本的に見直すこととし、電力システム改革を踏まえ、原子力発電施設の「危機管理と人材育成及び廃炉等」についての国、原子力事業者、原子炉メーカーなどを含めた一元的責

任体制の整備、そして放射性廃棄物・使用済燃料等の世界最高水準の日本の技術(減容化・有害期間の短縮等)を中核とした世界中の英知を結集した国際協力体制の構築、大規模避難のリスクがない地下立地の検討等を幅広く行います。原子力政策への信頼を取り戻すべく誠心誠意全力で取り組んで参ります。

### 73 「安全第一主義」徹底と安心のための放射線関連業務の人材の確保など

原子力安全規制の独立性を確保するためには、職員の原子力安全に関する能力等の向上を図ることが重要であることに鑑み、国際機関や国内外の大学や研究機関との人事交流や職員の研修制度の充実を実現します。

また、資格制度などによって能力を適切に評価し、能力に見合った報酬体系を作るなど、高度な専門技術を有する人材を集めるための処遇の充実等の方策を検討します。

さらに、原子力発電所での作業や除染作業などの放射線関連業務について、作業品質の確保、作業者の技術・技能の検定、放射線関連業務の管理監督者や指導者としての能力を確保し安全性の向上を図るとともに、これらの作業者の待遇の向上を図るため、新たな放射線関連業務に関する国家資格「放射線関連業務士(仮称)」の創設を検討します。資格保有者が増加することにより雇用拡大が見込まれるとともに、資格保有者による国民への放射線などの正しい知識の伝達や、資格試験受験等による国民が放射線等の正しい知識の習得を通じ、国民の安心へ寄与するなどの効果も見込めます。

また、次世代への責任を果たすべく、高レベル放射性廃棄物の有害期間を早期に低減するための研究開発を加速させるとともに、詳細な汚染マップの作成や有効適切な除染の実施、放射性廃棄物の適正な処分を国の責任で行うこととします。

### 74 原発立地地域の新規雇用創出

原発立地地域において、地元地方公共団体が新たな雇用を創出しようとする取り組みを行うに当たり、地元の要望・提案の受け皿として構造改革特区制度や地域再生制度等を活用することで、関係省庁が協力して規制改革や地域再生等に取り組み、地域の取組みを支援します。また、必要に応じて新たな制度等を検討します。



## 女性が輝く日本へ

### 75 女性が輝く社会の実現

すべての女性がそれぞれの生き方に自信と誇りを持ち、さまざまな分野で持てる力を最大限発揮し、輝くことのできる社会の実現を目指します。

女性の潜在的な力を活用することが、国の成長戦略を成功に導く重要な鍵です。このため、家族や地域の絆を大切にしつつ、男性の意識改革を進め、仕事のやり方の見直しを図り、女性も自らのライフスタイルやライフステージに応じて社会に参画でき、自己実現に繋げられるような、柔軟性と多様性に富んだ社会の仕組みづくりを目指します。

(世界で女性が輝くために)

2017年までに第一子の出産を機に離職する女性比率を5割以下にするとともに、2020年までにあらゆる分野における指導的立場の女性比率を30%にするため、女性役員・管理職登用の年平均伸び率を現在の5倍に加速します。さらに2017年までに女性の起業家を2倍にします。

(地域で女性が輝くために)

団塊世代の方々の経験・英知を活かし、地域の子育て援助者20万人の養成を目指すとともに、農山漁村の女性による農林水産業関連の起業活動総数を毎年1万件以上にします。

さらに3年以内に、女性の社会起業サミットを日本で開催します。

(女性活躍のフロンティア)

復興・防災の現場において女性が活躍している優良事例100を選定し、全国の防災に携わる女性に幅広く紹介していきます。

女性研究者の躍進を後押しし、わが国初の女性ノーベル

賞の受賞を目指します。さらに国政選挙で、わが党における女性候補者の倍増を目指します。

(女性の活躍のための社会基盤整備)

来年度中に、女性参画等の新たな指標を策定します。2017年までに、男性の家事・育児参画時間を現在の2倍にするとともに、いわゆる「リケジョ」(理系女子)入学生を2倍にすることを目指します。

ベビーシッターやハウスキーパーなどの経費負担の軽減に向けた方策を検討します。

家族の絆を保ちながら、同時に女性の社会的活動の円滑化を図るため、旧姓の幅広い使用を認める法案の国会提出を目指します。

### 76 女性の就業環境の整備

女性への就労支援、特に子育て中の母親への支援として、再就職に積極的に取り組む企業に対する支援制度の創設、マザーズハローワーク事業の拡充等を実施します。

また、子供が3歳になるまでは、希望すれば男女が共に子育てに専念でき、その後、しっかりと職場に復帰できるよう、「3年育休」への企業の自主的な取組みを後押しするなど、環境整備に取り組みます。また、学び直しプログラムの提供等を促進し、「女性が働き続けられる社会」を目指します。

さらに、男女労働者間の格差を解消する取組み(ポジティブ・アクション)等に取り組む企業を支援することで女性の活躍を促します。新しい家族像、家族ビジョンを踏まえ、夫婦が共に働き、共に家事を負担(協働・分担)できるよう、職場における理解を高めるなどワーク・ライフ・バランス\*の向上に向けた意識改革と実践を推進します。

その他、「待機児童\*解消加速化プラン」の実施及び「子ども・子育て支援新制度」の着実な施行により、大都市部を中心に保育所の拡充を図るとともに、放課後児童クラブのより一層の量的・質的向上だけでなく、待機児童が多い地域における自治体独自の取組みについても支援します。



\*ワーク・ライフ・バランス 「仕事と生活の調和」の意味で、働きながら私生活も充実させられるように職場や社会環境を整えること。 \*待機児童 国が認可する保育所の定員過多による、入所待ち状態の児童のこと。

# さあ、 地域の活力を 取り戻そう。

地域の再生なくして、日本の再生なし。  
日本列島の隅々まで、  
活発な経済活動を行き渡らせませす。  
一人ひとりが、暮らしの中で  
景気回復を「実感」できるように!

## 地域力の強化

### 78 地方税財政の充実

地方財政の厳しい状況に鑑み、地方一般財源の充実・強化を図ります。その際、税制の抜本改革の取組みの一環として、偏在性の小さい地方税体系の構築を目指し、地方消費税の充実、地方交付税の法定率の見直し、地方法人課税のあり方の見直しなどを検討します。

さらに、「地方・地域の元気なくして国の元気はない」という考え方のもと、自らの発想で特色を持った地方・地域づくりができるよう、地方分権を推進し、その基盤となる地方税の充実に努めます。

国の方針に基づいて合併を進めた市町村に対して十分な配慮をするとともに、平成の大合併後の新たな市町村の行政事情を勘案して、地方交付税制度の充実を図ります。

### 79 地方への交付金拡充

「日本再生のカギは地方経済にあり」との観点に立って、十分な資金を確保し、地方の活性化を大胆に推進します。

平成24年度補正予算において創設した地域の元気臨時交付金(地域経済活性化・雇用創出臨時交付金)を着実に執行して、地域の活性化を図ります。

### 80 大都市制度の見直し

都道府県と政令市などの二重行政による無駄、行政の肥大化による住民サービスの低下への懸念、基礎自治体のあり方など、大都市行政のあり方について、地方からの問題提起に真摯に対応するため、地方制度調査会の議論を踏まえ、都道府県から政令市への事務権限の移譲、政令市の役割の拡充を図ります。

### 81 小規模町村のあり方を見直し

人口の減少が続く中山間地の小規模基礎自治体においては、過疎対策などを充実させ、でき得る限りの支援策を取るとともに、支援のための新たな仕組みについて議論を進めます。



## 中小企業・小規模事業者を応援

### 82 『中小企業基本法』の改正と『小規模企業基本法』の制定

現在、『中小企業基本法』の定める線引きにより、各種施策の対象外となったり、逆に規模拡大の壁となる等、法制度が産業構造の変化に対応できていません。そのため、先の国会で『中小企業基本法』を一部改正し、小規模企業の基本理念や施策の方針を明確化するとともに、海外展開の推進等、中小企業施策として今日的に重要な事項を新たに規定し、意義ある第一歩を踏み出しました。

改正された『中小企業基本法』に基づいて、企業の成長段階に応じて伸びる力のある企業が成長にメリットを感じ、伸びようとするベンチャーを含めた中小企業・小規模事業者や分野に資金・人材が集まりやすくなります。

また、地域経済の担い手である小規模企業は、資金繰り、海外展開、新規開業など様々な面で弱い立場に置かれていることから、小規模企業などに特化した支援が着実に実行されるよう『小規模企業基本法』を制定し、地域社会に活力を取り戻します。

### 83 新地方成長モデルの確立

地域がそれぞれの特色を持って経済成長を遂げることが日本全体の経済底上げにつながります。そのため、都道府県レベルでそれぞれ成長戦略を打ち立て、それに基づいて地域で新たな産業を創出し、雇用の拡大につながる「地域」

「中小企業・農業」「事業革新」をキーワードにした新しい地方成長モデルを確立します。

時代のトレンド(グローバル、ICT、長寿、環境等)を取り込むため、都道府県で産学官の協議会を立ち上げ、決定された事業分野については、当面5年間は人材招致等を含め国が支援を行います。

また、サービス産業の生産性向上によって雇用・所得を拡大し、地域経済を活性化していくため、「サービス産業生産性協議会」を強化・活用し、国民運動として再構築するなどの取組みを進めます。

### 84 企業活動を支援し、地域に「雇用」を創出

エネルギー価格や輸入原材料価格の上昇を乗り越えて足もとの景気回復の動きを確実なものとし、経済再生を速やかに実現していくためには、新たなビジネスチャンスを広げ、中小企業・小規模事業者の景気回復への期待を実感に変えることが重要です。

中小企業・小規模事業者の申請負担の軽減や類似の施策についての統合推進、各経済産業局の地方におけるワンストップ窓口化、認定支援機関の活用等、中小企業施策の普及・使い勝手の向上を図るとともに、効果の検証も併せて行い、中小企業施策を充実・強化します。また、「地方産業競争力協議会(仮称)」を地域ブロックごとに設置する等、地方企業の声を政府の政策遂行に反映させる仕組みの制度化を目指します。

地域の活力と独自性、そして「絆」を生む取組みを進めるべく、税理士や地域金融機関などの認定支援機関、産業コーディネーター、ビジネスコンサルタントといった支援人材の積極的な活用を図ります。また、地域の資金を地域に還元するとの地域金融機関の基本的使命を踏まえ、地域の活性化を支援するとともに、地域密着型金融に主体的かつ積極的に取り組むよう促します。

また、国及び国の出先機関、地方公共団体が公共事業の発注や物品及びサービスの調達等を行う際には、地元の中小企業の受注機会に最大限の配慮を求めるとともに、価格だけではなく「品質」に重点を置く契約の適正化を図ります。さらに、近年進出が著しい大規模小売事業者についても、地域からの購入と地場産品の後押しを定着させます。

### 85 中小企業金融の充実と地域金融の機能強化

東日本大震災の影響で景気の急速な落ち込みにより非常に厳しい状況にある中小企業・小規模事業者に対して、その不況から脱出できる環境を整備し、さらに、将来展望につながる資金を確保するため、被災地域が完全に復興するまでの間、充実・強化された「震災緊急保証」、「セーフティーネット

貸付」などを着実に実施します。

また、『中小企業金融円滑化法』の終了を機に、地域金融機関は、これまで以上に、中小企業を応援する外部専門家や外部機関等と連携して、中小企業の創業・新事業展開、成長、事業展開、事業再生等のライフステージに応じたリスクマネーの供給やコンサルティング機能の発揮に積極的に取り組むことが重要です。このため、地域金融機関による地域密着型金融の取組みを促すとともに、株式会社地域経済活性化支援機構の機能の拡充を図ります。

併せて、地域金融機関による自発的な取組みを促進するため、地域金融機関が自らの取組み状況を地域の利用者に対して具体的に分かりやすく情報発信するよう促します。

### 86 個人保証に依存しない 中小企業金融の促進

ABL<sup>\*</sup>等の個人保証の代替手法の充実を図るとともに、法人と個人の資産分離が図られている等の一定の条件を満たす中小企業に対して、個人保証がなくとも融資が受けられる金融の枠組みをつくることや、履行時において一定の資産を残すなど早期事業再生着手へのインセンティブを付与すること等のガイドラインを早期に策定します。

### 87 公平・公正な取引環境の実現

頑張る中小企業が、大企業との取引において、不当な発注・値引き、契約を余儀なくされることのないよう、公平・公正な取引環境を実現します。

消費税の円滑かつ適正な転嫁については、昨年の三党協議以来、わが党が実効性のある対策を取るべきと主張してきたところであり、『下請法』の適用対象となっていない大規模小売店と納入業者の間の取引など流通の分野も含め、力のある事業者による実質的な値引き強制等が行われないうよう、より踏み込んだ転嫁対策を強力に推進し、力の強い事業者による「下請けいじめ」から中小事業者を守ります。

加えて、消費税の転嫁を阻害する表示の禁止や総額表示義務の特例措置(期間を限定した税抜価格表示等の容認)、転嫁カルテルや表示カルテルの容認等、中小企業・小規模事業者の事務負担に配慮しつつ、価格転嫁をしやすくします。

また、『下請代金支払遅延等防止法』・「適正取引推進のためのガイドライン」の運用強化、「下請かけこみ寺」等の相談体制の強化を行います。

一方、大型店による地元小売業への影響(不当廉売や優越的地位の濫用)に鑑み、適正なガイドラインの運用を行います。

\*ABL 企業の事業に基づく様々な資産の価値を見極めて行う貸付。

## 88 中小企業・小規模事業者における 技術開発及び「売れる商品」開発の支援

技術の進歩なくして企業の発展はありません。一方、中小企業単独での研究開発は、人材や資金面においても経営に大きな負担をかけてしまいます。そのため、復活したもののづくりを支援する補助金を倍増させるとともに、地域における中小企業・小規模事業者の支援ネットワークの形成を促進し、県などが持っている研究所や地域にある大学が中小企業と連携、研究・開発ができる体制整備を支援します。

中小企業が大きく羽ばたくには、「売れる商品」と「商品が売れる」ことが不可欠です。「売れる商品」を開発するには、「アイデア」とそれを生み出す「人材」は言うまでもなく、「売れる!」という「目利き」ができる人が必要です。したがって、中小企業・小規模事業者に対するコンサルタントの機能強化を図り「売れる商品」を発掘できる人材と「売りたい側」がマッチングできる環境を整備します。

## 89 地域から「日本全国」、「世界」への 販促強化・支援

「売れそうなモノ」から消費者が求める「売れるモノ」の発掘・開発にチャレンジする地元企業や生産者等を官民あげて後押しし、各々の地域で全国的、世界的にも通じる産品作りに安心して専念できるよう応援します。その際、地理的な側面を背景とした域外・海外からのビジネス・チャレンジに柔軟に対応できるよう、規制等の壁を除去します。それらに加え、地方から都会、地方から世界へと飛躍する販促強化のため、ワールドワイドなBtoC、BtoB<sup>\*</sup>マッチングサイトなどのICT技術の活用による実務のサポートや金融支援、販路・拠点等の早期整備を行います。

地域資源の発掘から試作品開発、商品化、販売までの一貫した支援体制により経済発展著しいアジアの需要を取り込むような、効率的かつ効果的な流通ルートを確立します。

## 90 中小企業・小規模事業者の活性化、地域経済 の発展につながる人材の育成・確保

地域経済の発展には、中小企業の発展は不可欠です。一方、中小企業の発展には、新しい製品や商品を開発し、さらに、その製品・商品を国内外に売り込んでいく環境を整備しなければなりません。特に、これらの研究開発や、個々の中小企業が持っている知恵・経験・技術といったセールスポイントと消費者等のニーズとの結節点となる「コンサル」、商品売り出す「セールス」を行う人材が重要であり、その育成・確保が企業経営の運命を担っていると言っても過言ではありません。

我々は、認定支援機関などの研修事業を強化するとともに、中小企業大学の研修内容を見直して専門的な経営課



題に対応できる高度な支援人材の育成に対する研修を強化し、新分野進出や海外展開、経営改善計画の策定等の専門的な能力を向上させます。さらに、地域にある大学等の教育研究機関と中小企業との連携強化や中小企業が独自に人材の育成・確保を行える「人材育成研究会(仮称)」を設置し、人材育成の専門家が行政や教育機関と連携が取れる体制を整備します。

## 91 円安の影響への対応

円安傾向が燃油高騰による大幅なコスト増を直接被っている分野の事業者に与える影響を注視し、時機を逸することなく具体的な措置を講じていきます。

## 92 地方大学等と地域産業とのマッチング 強化

地方大学や地域の工業高校等で学んだ卒業生を地元発のオリジナル人材として地域でその能力を十二分に発揮できるよう、商工会議所・商工会等の組織機能強化に向けた抜本的な対策を講じ、「地域のヒトは地域で育てる」体制を早急に整備します。これにより、学生・企業・地域の三者が共にWIN—WINの関係となれるよう、産学官民が連携して中小企業向け新卒者支援制度等を活用した支援を行い、高度な専門人材と地域産業とのマッチングを強化します。同時に、地元からの投資を促進させることで地方の研究機関と地元企業による技術革新や研究開発等の支援を強化し、地域独自で培った技術やノウハウを地域に還元できるサイクル作りを進めます。

## 93 コンパクトなまちづくりと商店街の活性化

「買い物難民」問題等を背景に、地域住民から商店街に寄せられる「地域コミュニティの担い手」としての期待はこれまで以上に高まっています。駅前や中心市街地等の賑わいを取り戻すことによって、地域経済の再生だけでなく、高

齢化社会が進展する中で高齢者の方々にとって安心して生活できる地域のつながりが実感できる商店街の活性化、コンパクトなまちづくり等を目指します。

経営指導や商店街での起業・新業態開発に向けた研修等、エンジェル税制の利用やまちづくり会社の活用による空き店舗・未利用地の有効利用、公共交通機関とも連結したアーケードや駐車場・駐輪場の整備、省エネ型街路灯の設置等、商店街の再生や中心市街地の活性化の加速化・強化に向けた意欲的な取組みに対するソフト・ハード両面での支援を行います。特に、地域の商店街の振興のための補助金(まちづくり／にぎわい補助金)の増額を目指します。

また、商店街の支援体制を見直しつつ、高齢化や安全安心、環境等の社会課題へ配慮したまちづくり(コンパクトシティ)、及びこれと一体となった“身近で快適な”商店街づくりを地域の実情に即しつつ進めます。

## 94 中心市街地の活性化

地域が元気になるためには、地域経済の要である中心市街地の活性化が不可欠です。様々な人や業種が交錯し、「まちの顔」である中心市街地を、地域の魅力を世界に向けて発信する拠点として再生しつつ、本格的な少子高齢化の中で生活者にとって必要な機能が集積する利便性の高い空間として再整備します。

地域のやる気を引き出しつつ、中心市街地への民間投資を喚起するため、税制等を通じた土地・空き店舗の利活用の推進、まちづくり会社への法的位置づけの付与等による運営基盤の強化、市町村の区域を越えた広域的な調整の推進、大型店等の活力をまちの活性化に活かす新たな協力関係の構築等を行うほか、小さなまちにおいても身の丈に合った活性化の取組みを行えるようにすることで、中心市街地活性化の裾野を大きく広げます。

## 95 地域コミュニティの再生

地域の「きずな」を再生するため、町内会や自治会など地域に根ざした活動を行う団体等を支援します。各集落、小学校校区単位のコミュニティ活動や自治会またNPOなどの身近な団体活動を支援する『コミュニティ活動基本法』を制定し、地域内の活性化を図ります。

また、地方における人口定住を図るために、地域の様々な政策課題について、「集約とネットワーク」の考え方により、中心市と周辺市町村の相互連携を強化する定住自立圏構想を推進し、圏域全体を活性化します。

さらに、個性豊かで誇りある地域づくりに向けて、民間アドバイザー派遣等の人材支援を推進するとともに、地域の人材力の向上を支援します。

## 96 過疎地域対策の充実

わが党の主導により、『過疎地域自立促進特別措置法』が大幅に拡充強化されました。過疎地域の方々から要望が大きかったソフト事業への過疎債の活用を盛り込み、医師確保やコミュニティバスの活用など過疎地の実情に即した対策ができるようにしており、また、平成32年度末までの5年延長も実現しました。過疎集落において、住民や地域のNPOなどが中心となって進める集落の活性化のための取組みの支援も含め、今後とも過疎対策に全力を尽くします。

## 97 郵政事業の新たな展開、ユニバーサル サービスの確保、地域住民への利便性の 向上

『改正郵政民営化法』に基づき、民営化の成果を国民が実感できる新たな事業の展開及び郵政三事業のユニバーサルサービス<sup>\*</sup>の確保を図るとともに、適切な役割発揮を通じ地域住民の利便性の向上を推進します。

## 98 IT遷都で地方経済活性化

中央官庁の人事、給与、会計など間接部門の業務システムを統合・一元化した上で、ICTの利活用による地方移転や業務自体の民間委託を進めます。業務システムの効率化とクラウド技術やシステムと回線の二重化等のICT投資による地方移転によって、中央官庁の人件費を削減する一方、地域ICT産業の振興を図ります。

中央官庁が率先して地方移転に取り組むことで、東京に一極集中している民間企業の業務システムが地方に移転されることを後押しします。

## 99 地域資源活用による地域の自立循環経済 の実現

地域の企業や人材をはじめ、様々なノウハウ等地域資源を活かします。

自治体が核となって、雇用を生み出し地域の金融機関と連携して資金的支援を図り、地域の有識者や住民の声も活用して、地域が自立できる循環型経済を構築します。

さらに、地産地消と同時に、地域ブランドを全国に発信して需要拡大を目指し、地域経済の活力を促進します。

## 100 地方の良質な建設産業を守り 「未来への投資」を実施

建設産業の資金調達円滑化、連鎖倒産の防止、建設産業の経営上の課題解決に向けた取組みを支援するとともに、地域防災への備えの観点から、災害時において使用される代表的な建設機械を保有しようとする企業の取

組みを支援するための制度を創設し、地域の発展と安全を支える良質な建設産業を守り、将来のために必要な成長基盤や安全・安心基盤である社会資本の前倒し整備を進め、地域の特色を最大限に活かす国土の均衡ある発展を目指します。

また、国土の管理上必要な土地は、国有地や公共団体用地として取得できるようにするとともに、日本の水源林を守るための法整備を図ります。

さらに、PPP\*／PFI\*により公共分野における民間の力をさらに活用し、地域の活性化を図ります。そのため、官民共同で(株)民間資金等活用事業推進機構を設立し、民間事業者が利用料で資金回収を行い社会資本を整備するPFI事業にリスクマネーを供給します。また、コンセッション方式によるPFI事業を抜本的に拡大します。

海外プロジェクトの推進、建設産業の海外展開の促進のためにトップセールスを実施するなど、わが国の優れた土木・建築技術と交通システムや水ビジネス等を海外に輸出し、世界に貢献します。

## 101 地域の建設産業の健全な発展と公共工事現場における適正な賃金等を確保

地域の発展と安全を支える良質な建設産業の健全な発展のため、平成25年度の公共工事設計労務単価を見直して対前年度比15.1%引き上げたところであり、引き続き、公共工事現場において適正な資材・賃金の確保を図り、建設労働者、建築職人の生活を守ります。そのためにも、入札制度や最低制限価格の見直し・改善を図り、不当なダンピングによる弊害、不良・不適格業者を排除できるよう公共調達抜本的な改善を図ります。

災害対応や冬期の除雪作業など、建設産業が地域に果たしている公益的役割を正しく評価するとともに、これらの役



割を担う地元事業者の地域における受注機会の確保に向けて、必要な制度的見直しを行いつつ、地域建設産業の健全な発展を目指します。

## 102 バリアフリー化施策の総合的な推進

高齢者、障害者をはじめ誰にとっても暮らしやすいまちづくり、社会づくりを進めるため、移動や施設の利用が容易にできるよう、『バリアフリー法』等に基づき、公共交通機関や建築物、道路等のバリアフリー化施策や支援策を総合的に推進します。そのため、とりわけ鉄道駅等の旅客施設の段差解消やホームドア等の導入、障害者等の利用に配慮した車両の整備等を着実に推進します。また、様々な障害特性に配慮した多様な手段により、わかりやすい案内表示や情報提供を推進します。

また、市町村が作成するバリアフリー基本構想に基づく事業実施への支援策を推進します。バリアフリー化への国民の理解・協力を深める「心のバリアフリー」についても、様々な個性を尊重し、小中学校等の教育現場とも連携する等の展開を推進します。

高齢者、障害者等への情報提供について、テレビの外国語放送の吹き替えや解説放送の充実、ニュース速報や緊急災害速報に字幕、音声等を付加することにより情報アクセスに対するバリアフリー化を推進します。

## 103 住宅の資産価値を高め、ライフステージに応じた住まい方とコンパクトなまちづくりを推進

あらゆる産業に経済波及効果のある住宅を重要な国富として位置づけ、総合的な住宅税制・融資等支援制度、規制緩和等を通じ、住宅を資産として残せる「ストック社会」を実現します。また、負担力の低い若年者を含めたライフステージの各段階や多様な働き方・暮らし方に応じたゆとりある住環境を獲得できるよう、長期優良住宅(200年住宅等)の供給、既存ストックの資産価値を維持増大させる耐震・省エネ・バリアフリー化などのリフォームの普及促進、住宅団地へのエレベーターの設置の推進、住み替え・中古流通のための市場環境整備を進めます。エネルギーの効率化やCO<sub>2</sub>の削減を図るスマートハウスの普及に努めます。高齢化の著しい大都市周辺部で、居住機能の集約化とあわせて子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、大規模団地等の地域居住機能を再生する取組みを進めるなど、少子・高齢社会に対応し、子育て世帯や高齢者等が安心して生活できるよう、都市再生を進めつつ、子育て施設やケア施設と住宅の併設・近接を推進するとともに、安心して生活できる賃貸住宅や2世帯・3世帯住宅の供給を推進します。

少子高齢化が進む中、健康で安心できる持続可能な社会システムの構築に向け、高齢者の住宅ストックの活用・流動化、コンパクトで医療等の生活機能や公共交通と連携したまちづくり、超小型モビリティの普及推進など次世代型の生活支援、省エネ・創エネ・蓄エネ等まちや建築物におけるエネルギー利用の効率化などを推進します。

また、国産材の活用を通して、地域の環境整備や経済の活性化を図るとともに、中小工務店の技術力向上の支援や過度な負担を軽減するため各種制度における書類・手続きの簡素化を徹底します。建築手続きが確実かつ円滑に実施されるよう、確認検査制度に係る審査手続き等の見直しを行います。

## 104 抜本改正させた『離島振興法』に基づく離島対策の充実

離島がわが国及び国民の利益の保護・増進に重要な国家的・国民的役割を担っていることを踏まえ、新たに創設した離島活性化交付金(ソフト事業交付金)の拡充など、離島振興の一層の強化を図ります。

離島航路航空路が本土における国道と同じ役割を果たしていることから、新たに『離島航路航空路整備法』を制定することにより、離島住民の基礎的交通手段(航路・空路)確保のための国の役割を明確にし、人流・物流面での格差是正を実現します。また、高校のない島から本土や他の島の高校に進学せざるを得ない場合の居住費・通学費の修学支援、医療従事者確保及び妊産婦支援などの離島医療対策、離島における介護提供体制の整備、漂流・漂着ゴミ対策や情報格差の是正などの施策の充実に取り組みます。

奄美については、今年で期限切れになる特別措置法の延長と沖縄との調和ある振興策を目指します。小笠原や一般離島について、防災対策強化や本土と離島間の石油輸送コストのための支援措置の拡充を講じます。

国境離島が、外洋に面しわが国の領域、排他的経済水域等の保全、国防上重要な役割を果たしていることを踏まえ、港湾・空港の十分な整備等による安全・治安の確保、定住促進のための産業振興などの支援強化を図るため、『特定国境離島保全・振興法』の早期制定を目指します。

また、災害に強い地域づくり、道路ネットワークの整備、農林漁業をはじめとする産業の振興など半島振興対策を一層推進し、安全・安心・快適に暮らせる半島地域づくりを全力で推進します。

## 105 新たな沖縄振興2法に基づく“強く自立した沖縄”の実現

一括交付金の拡充・使途弾力化・一部基金化、基地地主の

土地譲渡所得の5,000万円控除等、わが党の主張を十分に反映するかたちで修正・成立した『沖縄振興特別措置法』及び『沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法』の沖縄振興2法の下、新たな今後10年間の振興計画が策定され、具体的な施策が実行に移されています。

特に、振興策の中で目玉とも言える那覇空港の第二滑走路建設については、沖縄振興の観点等から極めて重要な事業であると位置付け、今年度中に着工し、工期を当初の7年から実質5年10ヶ月へと短縮します。

今後、2法に盛り込まれた、アジアと日本を繋ぐハブとしての国際物流拠点産業集積策や観光産業・文化等の振興策等を十分に活用するとともに、駐留軍用地跡地の迅速かつ効果的な利用を進め、沖縄がわが国21世紀の成長モデルとなるように“強く自立した沖縄”の実現に取り組みます。

また、当初の“ベスト・イン・ザ・ワールド”との理念に沿って開学した、沖縄科学技術大学院大学を国際水準の研究・教育拠点にすることにより、沖縄の地に世界一のイノベーション拠点を創り上げます。

# さあ、 農山漁村の 底力を取り戻そう。

古来、農山漁村は、美しい国土を守り、  
日本が誇る文化を育んできました。  
「生命の産業」農林水産業を、  
生産する喜びを実感できる成長産業に!

## 強い農業へ

### 106 農業・農村所得倍増目標10カ年戦略 －政策総動員と現場の力で 強い農山村づくり

農業・農村は、国民に食料を安定的に供給しつつ、美しく豊かな自然や国土を守り、日本の伝統文化を育んできたわが国発展の礎であります。一方、農業者の高齢化(平均66歳)、農業所得の減少(20年間で半減)、耕作放棄地の増大、過疎化が進展するなかで、農業・農村の再生は待ったなしの状況です。

我々は、経営規模の大小や主業と兼業の別、年齢による区別なく、地域総参加で地域全体が活力に満ち、産業として成り立つ強い農業・農村を創造します。そのために経済全体の健全な成長を取り込みつつ、10カ年戦略を基に農業・農村政策を総動員し、現場の力を最大限に引き出すことで、自給率・自給力の向上と、地域や担い手の所得が倍増する姿を目指します。

基本政策としてはまず、農地集積を進め、今後10年間で担い手利用面積が全農地面積の8割となる効率的営農体制を創り、中山間地域等の実態を踏まえ、再生利用可能な耕作放棄地のフル活用も図るとともに、農地の大区画化、汎用化、畑地かんがい等を加速化し、農業の生産性の向上、高付加価値化を図ります。

新規就農者を倍増し、世代間バランスを取り、家族経営・集落営農・企業等の多様な担い手が共存する構造を創ります。生産者が誇りと自信を持って農業に携われるよう、高付加価値化・安定化のための農業技術の研究開発を革新的に強化します。また、鳥獣被害対策実施隊の倍増など、鳥獣被害対策を画期的に強化し、収益を確保します。

農工商連携・地産地消・六次産業化の市場規模を2020年までに1兆円から10兆円に拡大し、農林水産物の高付加価値化と食品関連産業の成長の取込みにより農業・農村の価値の倍増を目指します。また、現実的・具体的な国別・品目別



輸出目標に基づき、2020年までに農林水産物・食品の輸出倍増を目指します。国土保全や水源涵養、集落機能など、農業・農村が果たしている多面的機能を維持することに対して直接支払いを行うため「日本型直接支払い制度」の法制化を進めます。

品目別政策では、①土地利用型農業(水田・畑作)にあつては、基幹的農業従事者1人が平均10ヘクタール耕作する姿を視野に農地集積を図り、新規需要米・加工用米の増産による水田フル活用を進めるとともに、国産需要に定める大豆・麦の生産拡大を図ります。②畜産・酪農にあつては、今後10年間で飼料自給率1.5倍増を図り、安定した飼料供給体制のもとに、大規模化、流通環境の改善、畜種別経営安定策の強化を図り、足腰の強い高収益型の畜産・酪農を創ります。③野菜・果樹・花き等については、機械化・規模拡大などの生産流通体制の整備により今後10年間で加工・業務向け野菜出荷量の5割増加を図り、施設園芸の団地化、高品質化支援策の強化等により、多様な担い手・産地による低コスト・高収益の生産構造を創ります。

以上、意欲ある地域や担い手の所得が倍増する姿を目標とし、効果的な施策と現場力を引き出し、「農家が生産する喜びを実感できる」農業・農村を構築し、『食料・農業・農村基本法』に基づいて、食料安保と多面的機能の維持を図るものです。

### 107 食料自給率・食料自給力の維持向上

食料安全保障の観点から、食料自給率に加え、食料自給力の理念を導入し、地域の自主性と創意工夫の生きる生産振興を図ることで、農地・担い手・技術の育成、確保を図ります。

カロリーベース及び生産額ベース双方の食料自給率目標の達成(食料・農業・農村基本計画 平成32年度にカロリーベース50%、生産額ベース70%)を目指します。また、農地・担い手・技術から構成される食料自給力についてそれぞれ政策目標を掲げ、実現を目指します。あわせて、強い農業

づくり交付金、産地資金等の充実、農地集積、多様な担い手の育成、生産性向上技術の開発等において「食料自給力」の理念を導入するとともに、備蓄の適切な確保を図ります。

### 108 日本型直接支払い制度の創設

米に特化した戸別所得補償制度を見直し、国土保全や水源涵養、集落機能など、農業・農村が果たしている多面的機能を維持することに対して、直接支払いを行うための法制化を進めます。

農地を農地として維持するためのコストに着目し、水田のみならず、畑地や樹園地、草地も含め、地目別に精細な調査を実施し、制度に反映させます。そのため、農地基本台帳を整備し、現に農地として利用されているか否かを確認するための基礎資料として活用します。中山間地域等直接支払い、農地・水保全管理支払い、環境支払いを含めて法制化し、農地維持支払いの加算措置として充実・強化を図ります。

### 109 担い手利用面積8割計画(農地集積)

農業に生きる担い手への農地集積を進め、今後10年間で担い手利用面積が全農地面積の(現状5割から)8割となる効率的営農体制を創ります。

「農地の中間的受け皿」の予算、権限の充実強化、法的整備を図り、農地のプール機能を強化するとともに、農地整備機能の付与、耕作放棄地対応を推進します。あわせて、地域の支援と協力に基づいて、農地の受け手とともに「担い手づくり協力者」としての農地の出し手に対する支援を充実・強化するため、農地集積協力金を始め、規模拡大交付金等における措置の充実を図ります。また、人・農地プランの作



成・見直しにより、地域の話し合いを基に、将来への経営体を明確化し、農地集積を推進します。そのため、農業委員会活動の支援策を強化し、農地集積の基礎となる農地基本台帳・地図情報の整備を図ります。

### 110 耕作放棄地解消計画(耕作放棄地対策)

農地利用状況調査の下、新たな耕作放棄地発生を予防するとともに、今後10年間で農地として再生利用可能な耕作放棄地のフル活用を図ります。

農地の中間的受け皿による対応を強化するため、受け手不在の耕作放棄地については、中間的受け皿による確実な借り受けを図ります。さらに、耕作放棄地解消・発生防止に向けて、不在村地主・土地持ち非農家の所有地を含め、農地法上の手続きを改善・迅速化を図るとともに、耕作放棄地予備軍も対策の対象に加え、耕作放棄地への強制的な利用権設定までの手続きを簡素化します。また、農地再生利用を支援し、ソフト事業や市民農園等の利用の支援を充実・強化します。あわせて、生産基盤整備による耕作放棄地発生の予防及び再生利用の推進を図ります。

### 111 強い農業の基盤づくり (農業農村整備事業の推進)

「担い手利用面積8割計画」の実現に向けて、農地の大区画化、汎用化、畑地かんがい等を加速化し、農業の生産性の向上、高付加価値化を図るとともに、農業水利施設の長寿命化等の防災・減災対策を進めます。

①農地集積の加速化に向けた水田・畑地の大区画化・用水路のパイプライン化、地下かんがい、②高収益作物の導入に向けた水田の汎用化・畑地かんがい、③老朽化した水利施設・ため池等の機能診断や補修等の長寿命化、④地震、豪雨等による被害防止の観点に立った、水利施設・ため池等の耐震対策や低平地の排水対策、⑤農作業事故防止のための農道整備を推進します。また、基盤整備事業費の自治体・農家負担の軽減、土地改良農家負担金の償還金利「ゼロ」を拡充します。さらに、小水力発電の導入促進で地域の高収益化を補完します。あわせて、東日本大震災による被災農地の迅速な復旧・復興を図り、大区画化等を通じて先進的・モデル的な農業地域を実現します。

### 112 新規就農倍増計画 (多様な担い手の育成)

新規就農し定着する農業者を倍増(年間1万人から2万人に)し、10年後に40代以下の農業従事者を40万人に拡大し、世代間バランスを取り、家族経営・集落営農・企業等の多様な担い手が共存する構造を創ります。

農の雇用事業、青年就農給付金、就農支援資金、農業経



営者教育支援策等の充実・強化を図るとともに、新規就農者が農地を優先的に確保できるよう支援し、法人経営、大規模家族経営、集落営農、企業などの多様な担い手に対するスーパーL資金<sup>\*</sup>等の融資、税制、出資等の支援を強化します。さらに、女性経営者の能力を地域農業の発展のために積極的に活用するとともに、農業改良普及員OB等によるコーディネーター支援策の充実により、人・農地プランの作成や集落営農を推進します。小規模農家も集落営農への参加により経営の効率化を図るとともに、集落営農の法人化を推進します。また、環境保全型農業担い手の育成を図ります。

農業生産法人、利用権、契約農業等による企業の参加を促し、企業の持つ販路や経営ノウハウを活用します。

担い手の経営安定のためのセーフティネットである農業共済の現行制度を踏まえつつ、新たな収入保険の導入等を推進するとともに加入者への還元措置の充実等により共済加入を促進します。

担い手の入り口から自立までの総合的支援策の法制化を図ります。

自民党内に農科大学院を設置します。

### 113 農業の高収益化を技術で下支え(研究開発の推進)

地域の生産者が誇りと自信を持って農業に携われるよう、高付加価値化、気候変動への対応などの課題の解決、農業・農村の所得向上に向けて研究開発を強化します。

国産農畜産物の競争力の向上、高付加価値化、ブランド力の強化につながる新品種・新技術の開発、家畜改良を推

進めます。コンピュータ技術やロボットなどの最先端技術を活用した大規模化・省力化に対応した農畜産物の生産体系の開発を推進します。

豊かで健康的な食生活の充実のため、体に良い農畜産物・食品の開発を図ります。被災地での復興の加速化に向けて、先端的な技術を活用した大規模化実証研究、農地等の放射性物質の除去、低減措置の開発を推進します。

### 114 新規需要米・加工用米150万トン生産計画(水田フル活用)

飼料用米、WCS(稲発酵粗飼料)、加工用米等について需要に応じて生産を拡大し、水田フル活用を図り、今後10年間で150万トンの生産を目指します。

新規需要米・加工用米等について需要と結びついた生産体制を整備し、飼料用米、WCSの団地化の推進、受託組織の育成による取組みを強化します。多収性品種の導入、直播、二毛作の推進等による生産コストの低減と高収益化を図るとともに、乾燥・調製・保管等の流通・利用体制の整備及び取組み強化のため、利用側への支援を充実させます。また、飼料用米・米粉用米の生産目標の見直しを図ります。

外食・中食需要の増加に対応した生産供給体制の整備を推進します。産地資金の充実により地域の特性、創意工夫を活かした取組みを活性化させます。

### 115 国産需要に応える大豆・麦の生産拡大(大豆・麦対策)

今後10年間で大豆の新品種導入面積の4倍増、麦のパン・中華麺用品種導入面積の倍増により国産需要を確保します。また、安定供給への期待に応える産地力強化、生産拡大を図ります。

新品種や栽培技術の導入、共同乾燥・調製施設の整備により、実需者の求める大豆・麦生産を推進します。機械化体系の導入や、ほ場条件を踏まえた施肥・排水対策で生産性の向上を図ります。また、担い手への農地集積と併せて、地域一体となった取組みによりブロック・ローテーション<sup>\*</sup>を推進し、安定生産、高収益構造を実現します。

### 116 飼料自給率1.5倍計画(畜産・酪農対策)

今後10年間で、飼料自給率1.5倍増(現行26%→40%)をめざし、安定した飼料供給体制を構築し、さらに共同利用畜舎の支援、作業の外部化等により、大規模化を図り、加えて、畜種(酪農、肉用牛、養豚、採卵鶏)別の経営安定対策の強化や流通環境の改善を進め、足腰の強い高収益型の畜産・酪農を創ります。

輸入穀物依存体質から脱却し、国産飼料基盤に立脚した足腰の強い、高収益型の畜産・酪農を実現します。飼料価格

高騰の影響緩和を図るため、エコフィードを推進し、配合飼料価格安定制度を充実させます。

畜種別の経営安定対策について、コストの変化を適切に反映し、安定的に再生産につながる制度を再構築します。また、生産性の向上や担い手の確保、大規模化に向けて、コントラクター<sup>\*</sup>・TMRセンター(混合飼料の宅配センター)による作業の外部化を通じた飼料供給の安定化、ステーション管理方式の導入、ヘルパーの利用を推進します。

畜産物流通の合理化を通じた収益性の向上を図ります。また、畜産排泄物から収益を生み出すバイオエネルギー化の推進を図ります。

### 117 変化に対応した生産構造改革(野菜・果樹・花き対策)

機械化や規模拡大、流通の合理化等の生産流通体制の整備の推進により、今後10年間で加工・業務向け野菜出荷量の5割増加を目指すとともに、経営支援策や高品質化支援策の強化等により、多様な担い手・産地による低コスト・高収益の生産構造を創ります。

国産野菜需要拡大のため、生産流通システムの構造改革を実施します。野菜価格安定対策の見直しにより、多様な担い手・産地の参加を促進します。また、低コスト・省力化技術の導入等により加工・業務用の生産流通体制を整備します。

高品質果実の生産に向けた基盤整備、改植支援、未収益期間対策を推進します。また、高品質化や地産地消・六次産業化等の推進により、国産果汁等の果実加工品のシェアの維持・向上を推進します。さらに、地域の木質エネルギーの利用等による施設園芸の化石エネルギー依存体質からの脱却、施設園芸の団地化と植物工場等の導入による大規模



化・省エネ化の推進、燃油価格の高騰にも耐えられる構造の実現を図ります。あわせて、新品種の開発や地産地消・六次産業化による高付加価値化を推進します。

<sup>\*</sup>コントラクター 飼料生産受託組織。

国内外の花きの需要に柔軟に対応するため、国産花きの生産・供給体制を強化します。

### 118 地域に根ざした特産作物の振興(茶・甘味資源作物等地域作物対策)

お茶の振興に関する法律に基づき施策を推進し、茶の生産を今後10年間で現状8.5万トンから9.5万トンまで拡大することを目指します。甘味資源作物については、生産体制の強化、地域の雇用確保も視野に入れた経営支援策の実施により生産・経営の安定を確保します。

茶の経営安定に資するよう、高品質化・生産安定や高齢茶園の若返りに向けた改植支援・未収益期間対策、防霜ファンの整備を推進します。

さとうきび増産基金を活用したさとうきび増産プロジェクトの着実な推進、かんしょ・ばれいしょを含めた甘味資源作物の作業効率化のための機械化一貫体系の確立を図ります。

てん菜・ばれいしょの作付支援による北海道畑作の適正な輪作体系を維持します。

そばの需要に応じた生産振興を推進します。

### 119 鳥獣被害対策実施隊設置倍増計画(鳥獣被害対策)

早急に市町村に設置される鳥獣被害対策実施隊の設置数を倍増させる(現行500から1,000へ)など、地域の実情に応じた野生鳥獣捕獲対策、被害防止対策を強化し、今後10年間で農産物被害の激減を図ります。

『鳥獣被害防止特別措置法』に基づき、地域ぐるみの総合対策を推進します。また、野生鳥獣の生息調査に基づく個体数管理など捕獲対策を強化し、被害軽減に結びつく高度な知識、技術、ノウハウの実証、普及を推進します。さらに、鳥獣被害対策実施隊の設置数を倍増させ、設置支援策を強化します。そのため、猟友会や農業団体など民間職員の実施隊参画を促進します。さらに、猟期・猟区の設定などにおける自治体単位の柔軟な対応を推進します。

中長期的な視点に立ち、自然との共生を踏まえた生息環境管理など森林・林業分野と連携した対策を展開します。また、捕獲した鳥獣の加工処理施設、焼却施設の設置を支援します。

### 120 国産農林水産物の消費倍増計画(地産地消・六次産業化法のフル活用)

食の安全・安心の一層の推進を図りつつ、農商工連携・地産地消・六次産業化の市場規模を2020年までに1兆円から10兆円に拡大し、農林水産物の高付加価値化と同時に、今

後拡大が見込まれる食品関連産業の成長を取り込み“地産地消”を推進します。

科学的知見に基づいて、動植物防疫を含め、食の安全・安心の一層の向上を図る取組みを推進します。

農工商連携・地産地消・六次産業化による一次産業から二次・三次産業と連携して消費者までのバリューチェーンを構築し、農林水産物の高付加価値化、雇用の増大を実現します。また、集落営農等を母体とする地産地消・六次産業化への取組みを支援し、地域の農林漁業者、観光事業者、学校給食等の様々な事業者のネットワークを構築します。マーケティングに精通し、農林漁業者の取組みをコーディネートする人材の育成・確保を図ります。販路と商品化のノウハウをもつ企業等の活動を支援します。

食に対する感謝の念を育み、自ら食を選択できる能力を身につけるための食育を国民運動として展開します。また、都市と農山漁村の住民が共に行き交う共生・対流や都市農業の振興を支援し、防災上の緑の空間や、景観確保の観点から、都市農業・農地の有効活用と、持続的な経営展開を推進します。その中で、農業・農村に対する国民の意識を高め、子供の頃から農業・農村に親しむシステムを拡充します。

再生可能エネルギー等を利用した「園芸ハウス団地」による通年型農業の確立を図り、安定した生産・流通・消費体制の整備、学校給食・外食産業等への地産需給計画の支援、漢方作物の国内栽培振興支援、機能性農林水産物の国内安定供給体制を整備します。また、ジビエ(野生鳥獣肉)の安定供給流通体制を整備します。さらに、「食品ロス<sup>\*</sup>・食品残さ<sup>\*</sup>」の飼料・バイオマス等再利用体制の支援を強化します。農林漁業成長産業化ファンドの本格活用、海外需要開拓支援機構の創設を図ります。

## 121 輸出倍増国別・品目別戦略(農林水産物の輸出拡大)

現実的・具体的な個別・品目別輸出目標に基づき、2020年までに農林水産物・食品の輸出倍増(1兆円)をめざし、戦略的に施策を展開します。

輸出先国の食文化を踏まえた国別・品目別の農産物・食品輸出目標を設定します。そのため、輸出販路拡大のための海外マーケティング調査を行い、輸出促進を効果的に実施します。

また、相手国の検疫措置の緩和のために国対国の交渉を強化し、原発事故に伴う風評被害の払拭を図りつつ、諸外国の輸入規制の撤廃等の輸出環境の整備を図ります。さらに、「ジャパンプランド」の確立に向けて、卸売市場を拠点とした日本の農産物の「周年供給体制」を確立し、日本の「食文化・食産業」及び加工技術を活かした食品の海外展開と

農産物輸出の連携、海外の日本食レストラン等を通じた国産農林水産物の輸出促進を図ります。あわせて、海外の在外公務員等(194か国で8,800名)への「日本食文化」情報提供を強化し、農林漁業成長産業化ファンドの本格活用、海外需要開拓支援機構の創設を図ります。

## 122 東日本大震災及び福島原発事故にかかる農林業救済等に全力

東日本大震災及び福島原発事故にかかる農林業救済等に全力を挙げます。国の責任を前提として、除塩、ヘド口の除去、農地の再生、施設園芸、海岸防災林の再生に万全の対策を推進します。

原発事故の東京電力による賠償については適切かつ速やかに支払いが行われるよう徹底します。

また、新たに設置した基金を活用し、避難区域等の営農再開を支援します。コメ、畜産物、野菜・果樹、原木しいたけ等についての放射性物質の検査体制の整備及び除染を徹底するとともに、風評被害を払拭し、消費者への安全な食料の提供に万全を期し、消費拡大を図ります。さらに、放射性物質の食品安全基準値の見直しに伴う対策について万全を期します。



## 強い林業へ

### 123 強い林業づくりビジョンー森林整備

全国一律的な森林管理方式を改め、林班<sup>\*</sup>の区切りのみこだわらず、現場の実態に即して必要な施策が推進できるよう「森林経営計画」制度を見直します。森林経営計画の申請・認定・変更等の手続きの簡素化を図ります。

森林組合、素材生産者、自伐林家の体質強化や森林所有者の合意形成の取組みを支援し、新たな間伐特措法の計画

に基づく事業や公的主体による森林整備事業の制度化により、森林経営計画を作成できない地域・地区でも切捨て間伐ができるようにします。除伐は25年生以下に限られておりますが、林齢によらず形状が細いところも可能とします。市町村に森林経営計画の策定・指導が推進できるための予算措置を講じます。

高性能林業機械購入の支援、急傾斜に対応した架線系集材技術の開発・普及等を進めます。路網整備は地域の実態に応じて対応できるよう、「m当たり1万4,000円定額」を基幹作業道へ支援することを含め多段階の単価を設定し、施業の低コスト化を実現します。

森林吸収源対策として、森林吸収量の算入上限値3.5%を確保するため、植林、下刈りや除伐・間伐等の助成措置を拡充し、皆伐後は必ず再造林できる仕組みを構築します。公的主体による奥地水源林の適切な整備、林業公社の健全な経営の推進を図ります。また、森林国営保険の見直しにあたっては、国の関与のもとで、永続的・安定的な制度とします。あわせて、花粉の少ない森林づくりを進めます。

### 124 緑の雇用、人材育成の充実強化

緑の雇用による若い新規就業者の確保と定着、フォレスター等市町村職員等のスキルアップのための人材育成、森林施業プランナー、オペレーター等林業技術者・技能者の育成、森林組合等担い手の充実強化等を推進します。

### 125 山村振興対策の抜本的強化

森林の多面的機能の発揮を支える山村の地域活動や林家の取組み(森林の管理、侵入竹への対応等)に対する支援策を充実・強化します。このため、現行の森林整備地域活動支援交付金を見直し、森林・山村維持のための直接支払いを農業の多面的機能直払いと同時に並行的に創設します。

2年後に期限を迎える『山村振興法』の改正に臨み、人口の減少と高齢化の進展、生活利便性の低下、鳥獣被害の激化等に鑑み、山村の維持・活性化に必要な観点からの『山村振興法』の改正に取り組みます。

災害に強い森林づくりを目指し、地滑り・山崩れなどの自然災害から国民の生活と暮らしを守るため、治山事業の着実な実施、海岸防災林の造成、針広混交林等への誘導など、国土強靱化に向けた災害に強い多様な森林づくりを推進します。

きのこ、葉草、木炭など高収益や多様な利用が期待される特用林産物の生産・流通・販売体制の支援を強化します。

### 126 森林所有者と境界の明確化

森林整備を適切に進めるとともに、外国資本等による森

林買収を防止するため、『森林法』の規定を活用しつつ、地籍調査の加速化、市町村等との森林情報の共有、森林管理データの電子化推進、森林所有者と境界の明確化等を推進します。



### 127 木材の流通・利用拡大、違法伐採対策の推進など

木材価格を安定させるためのストックヤード等の導入を検討します。木材需要拡大のための新たな制度を総合的に検討します。離島等での取組みも含めた木材流通体制の強化を図ります。

国産木材の自給率5割を目指し、『木材利用促進法』による公共建築物における木材利用の徹底と支援、公共土木分野において国産材の利用等を積極的に促進します。

鉄骨構造から木骨構造への転換など、新たな木製品・部材の開発・普及、建築基準の見直しを図ります。その際、住宅はもとより工場、学校、倉庫、事務所、工作物(ガードレールなど)等における木材利用を拡大します。震災復興住宅や災害公営住宅への国産材の積極的な利用を図ります。地域の農林水産品等と交換できる木材利用ポイント制度を推進します。

木造建築物の耐火性等について周知徹底・PRするとともに、間伐材等の集材材への活用等を進めます。木育を推進し、森と木の良さを学ぶ林業体験学習(学校林の利用拡大等)、日本建築への理解、木造建築技術者の育成等の促進を図ります。

『グリーン購入法』による合法木材の使用を徹底するなど、違法伐採対策の取組みを強力に推進します。

### 128 木質バイオマス利用の促進

山村地域の雇用と所得の拡大、エネルギーの安定供給を始め、山元への還元を確実にし、山村地域の活性化を図るために、未利用間伐等の木質バイオマス発電施設、石炭火力発電所へのチップ利用、農業施設用を含めたペレット及

び薪チップボイラーやストーブ等を整備するなど、木質バイオマス利用を積極的に促進します。

## 129 地球温暖化としての森林整備

地球温暖化対策については、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制対策と森林吸収源対策の両面から推進する必要があります。このうち、エネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制のための諸施策を実施する観点から、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が講じられています。一方、森林吸収源対策については、国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置づけ、CO<sub>2</sub>吸収源対策として造林・間伐などの森林整備を推進することが必要です。このため、昨年成立した税法の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について早急に総合的な検討を行います。

## 130 木材・木材製品の輸出促進

わが国の木材の良さ、木の文化を海外に普及浸透させるため、相手国への木材利用に関するハード・ソフト両面による国家木材輸出戦略を構築します。木材及び木工製品の輸出等に積極的に取り組みます。その一環として、在外公館における国産材使用の拡大を図ります。

## 131 放射性物質に汚染された森林の除染対策等

放射性物質に汚染された森林の今後の経営・施業及び原木しいたけ等特用林産物の生産にしっかりと支援・賠償を進めます。



## 強い水産業へ

### 132 東日本大震災及び福島原発事故からの水産業再生の加速に全力

東日本大震災及び福島第一原発事故からの水産業再生の加速に向け、全力で取り組みます。漁船・漁港・養殖施設など漁業生産基盤はもとより、遅れている水産加工施設や冷蔵施設・製氷施設等、関連産業施設の復旧・復興のスピードを加速させるとともに、被災地の声を十分にふまえ地域の復旧・復興の実態に応じた柔軟な対策が講じられるよう措置します。あわせて原発事故による出漁自粛などの直接被害や風評被害対策を確実に実施するとともに、二重ローン対策など水産業の経営再建を全力で支援します。

また、太平洋や海底土の放射線モニタリングを徹底します。

### 133 燃油等高騰対策の推進

コストの多くを占める漁業用燃油・養殖用飼料価格の高騰から漁業経営を守るため「急激な円安による燃油価格高騰分の緊急対策」をはじめとして、「漁業経営セーフティーネット構築事業」の抜本的改善、異常高騰時の国の責任による漁業経営の存続を可能とする対策を講じます。また、漁業経営の安定のための漁業用A重油・軽油の免税・還付措置は今後も継続するとともに恒久化を目指します。

### 134 漁業者の収入を確保

漁業者の経営・収入安定を図るため「漁業共済制度」、「積立ぶらす制度」をさらに拡充・強化するとともに、意欲ある漁業者は誰でも加入できるよう加入要件を抜本的に見直します。あわせて持続的発展のできる質の高い漁業となるよう日本版水産エコラベルの普及と水産物のブランド化を支援し、誇りと意欲をもって漁業経営を継続できる浜値となるよう、漁業者が魚の値決めに関与できる仕組みを工夫します。

また、漁業経営の一層の健全化に向けて取り組む漁業者

が、必要とする資金を迅速かつ円滑に融通できるよう融資制度を改正するとともに、保証制度についても無担保・無保証人でも活用できる制度を拡充します。

### 135 漁師になろう！ 漁業・水産業への新規就業者を支援

地方の基幹産業である漁業・水産業に新しい力を注入し、漁村を活性化します。このため、新規就業希望者への細やかな情報発信を行える体制の構築を支援します。また、現場研修及び講習を行う漁業協同組合や水産関係団体・企業など受け入れ機関の体制強化に向け国による支援の拡充・強化を図ります。

### 136 漁船漁業の再構築と規制の緩和

資源管理と経営が整合した収益性の高い漁船漁業を構築し、老朽化した漁船には省力・省エネなどエコにも配慮した低コスト・高生産性漁船の代船建造ができる新たな支援策を講じ、強化します。また、漁船の規格や従事者の資格などの規制については、安全な航行、操業が可能となっている現状を踏まえた見直しを行い、現在の技術水準に見合った規制緩和を積極的に進めます。

### 137 国産水産物の消費拡大と地産地消の推進

水産物消費が大幅に減少している中、水産物を利用したいとの意欲のある学校給食などへの供給をはじめとした地産地消の取組みを一層充実強化するとともに、教育現場での体験漁業の導入など、子供時代から魚に親しむ食生活へ向けた取組みを進めます。産地と消費地のニーズをマッチングさせる「国産水産物流通促進事業」を推進し、水産物供



給の橋渡し役となるコーディネーター制度の確立を目指します。あわせて、水産物流通の目詰まり解消に向け農商工連携を推進し、未利用魚の活用や水産物消費拡大に取り組む漁協、漁連や水産加工業者に対しても原料確保、加工技術開発、販路の拡大・促進など意欲的な経営ができるよう支援します。

### 138 水産物流通の重要な拠点である卸売市場等の機能強化

生産者と消費者を結ぶ重要な拠点である卸売市場の機能強化を図り、消費者との直接対面による最前線での販売を営む水産物小売商等に今後も安定した経営環境の下で水産物消費拡大に取り組んで頂くよう、一貫流通経路(サプライチェーン)構築にあたっては、物流、情報流に関わる施設整備、HACCP\*対応も含めた高度衛生管理基盤の整備、安定経営対策などへの支援を強化します。

### 139 衛生管理の行き届いた水産業の構築で水産物輸出の促進

生産から加工・流通に至るまでEUなど輸入に高い安全性を求めている国等への輸出にも応えるため、HACCPシステムの導入・普及や当該システムに応じた加工・流通施設整備の積極的支援、輸出に伴う検査・手続きの簡素化を図るとともに、水産物に特化した対象国や商品の細やかなマーケティングの支援を行い、地域と水産業の振興、魚価の安定にも資する水産物輸出を促進し、国産水産物消費の着実な拡大と、漁業・漁村の活性化及び所得の増加も図ります。

### 140 広域的資源管理による安定した水産物の供給体制の整備と養殖漁業の経営強化

漁場整備と栽培漁業を、食料安定供給のための社会的インフラ事業として位置づけ、国直轄のフロンティア漁場整備事業と種苗放流事業などを地域の实情に応じて積極的に進め、広域的に資源管理計画を着実に推進し、低位水準の水産資源を回復させ、安心して漁業経営ができるよう支援します。

加えて、きれいな海から水産資源も豊富な豊かな海への「里海」づくりも推進します。

また、ウナギやサケ資源の回復と安定供給を図るとともに、新しい技術の導入を含め、マグロ等、国内及び海外で需要の高い品目に関して、海面養殖とあわせ、安定した供給を可能とする陸上養殖(お魚工場)をも視野に、環境に配慮しつつ収益性も重視した多様な養殖漁業経営の展開を支援し、養殖水産物の着実な消費・輸出拡大を図ることにより経営強化につなげます。

さらに、わが国固有の急峻な地形と豊かな河川・湖沼での漁場環境の改善や稚魚放流を行うなど、内水面漁業振興対策を進めます。

#### 141 国民の安全と国益を守る毅然とした水産外交の実行

外国漁船によって日本周辺水域での安全操業が脅かされている状況に鑑み、政府による強力な外交交渉を進め、日本の漁業者の安全操業の確保を図るとともに被害対策の強化・拡充と日本周辺水域における資源管理の徹底を図ります。

公海などでの過激な環境保護団体等の人命にも関わる不当な妨害活動、不当な圧力による漁獲制限に対して、独立国家として断固とした対応を行います。カツオ・マグロ・鯨など回遊性水産資源の持続的利用を効果的に図れるよう、わが国がリーダーシップをとって科学的調査に基づいた国際的な資源管理や捕鯨問題にも取り組むなど、国民の安全と国益を守る毅然とした外交交渉を行うとともに、ODAなど国際協力を通じた海外漁場開発も進めます。

特に調査捕鯨については国家事業として実施する体制を整えます。

WTO交渉やEPA／FTA交渉など貿易交渉においては、国益を第一に先達が築き上げてきた実績と誇りを守る国際ルール作りに努め、地域において重要な基幹産業である水産業の国際競争力強化に努めます。

#### 142 漁業者に責任のない経営難には国が責任

国際条約等による規制に応じた資源管理のための漁獲制限等には、知事許可漁業等を問わず、可能な限り漁業経営への影響が最小となるような配慮を行い、漁業所得が減少する漁業者へは経営安定支援を「国際減船」への支援並みに行います。

食料自給率の向上と消費者へ良質な水産物を安定供給することを求められている漁業・水産業の重要性を踏まえ、漁業者の責任でない国際的な景気変動などに伴う漁業・水産業をめぐる経営環境の悪化による過去の債務処理と健全な経営が行える財務体質へ改善する施策について、引き続き検討を進めます。

#### 143 漁港などの強靱化、安全で豊かな漁村づくりの促進

東南海・南海地震<sup>\*</sup>津波等に備えるための防災・減災対策の拡充・強化を図ります。

漁港の衛生管理対策、エコ化を推進するとともに、地震、津波、台風などの自然災害に強く、安全・安心に配慮した漁港の整備や施設の老朽化対策を積極的に進めます。

小規模漁港の切り捨ては許しません。  
あわせて整備の遅れている生活排水の処理など生活環境の整った豊かで安全な漁村づくりを進めます。

#### 144 水産の有する多面的機能のより一層の支援

わが国の領土や国境の「防人（さきもり）」としての重要な役割や保健・休養・交流・教育の場の提供など国民に対して種々の多面的機能を提供する役割を担ってきた漁業や漁村の取組をより一層支援していくため、「水産多面的機能発揮対策事業」や「離島漁業再生支援交付金」の拡充・強化を図ります。

#### 145 有害生物の駆除と被害対策の確立

大型クラゲ、トド、アザラシ、ザラボヤ、グミ、カワウなど、想像を超える漁業被害を及ぼす有害生物や赤潮被害などについて、各種研究機関、わが国周辺の関係国とも密接な連携を行い、有害生物の発生メカニズムの早期解明を行います。早期の有害生物の撲滅など根本的な漁業被害発生の防止と軽減対策、有害生物発生や駆除作業に係る情報の関係漁業者への速やかな提供を行うなどの体制を整備します。

#### 146 農山漁村計画法（仮称）の制定

著しい人口減少や高齢化、担い手不足など厳しい条件下で頑張っている農山漁村における定住支援のための施策の充実を図るとともに、Uターン・Iターンなどの定住を促進するため「農山漁村計画法（仮称）」の制定に係る検討を進めます。

## さあ、外交・防衛を取り戻そう。

日本が、世界の真ん中へ。  
国際社会とともに繁栄する道を歩みます。  
日米同盟を基軸とした戦略的外交の展開と揺るぎない安全保障政策で、国民の生命と国益を、断固として守り抜きます。



### 戦略的な外交の展開

#### 147 強固な日米同盟の再構築

わが国の外交の基軸は日米同盟であり、アジア太平洋地域の平和と安定の礎です。本年2月の安倍総理とオバマ大統領の日米首脳会談では、日米の信頼関係を取り戻し、大きな成果を得ました。これを踏まえ、今後、安全保障、政治、経済を含むあらゆる分野において、協調と協力を進め、関係をさらに強化します。

また、わが国防衛力の実効性をさらに高める努力を不断に行い、抑止力の維持・強化を図ります。さらに、沖縄をはじめとする地元の切実な声によく耳を傾けつつ、負担を軽減するため、「日米合意」に基づく普天間飛行場の名護市辺野古への移設を推進し、在日米軍再編を着実に進めます。

#### 148 自由で豊かで安定したアジアの実現

自由で豊かで安定したアジアの実現に向けて、近隣諸国との友好協力関係の増進に努めます。中国・韓国・ロシアとの関

係を改善するとともに、ASEAN諸国・インド・オーストラリアとの安全保障やエネルギー政策での協力を推進します。

また、これらの国々とはそれぞれ二国間にとどまらず、アジアと世界の平和・安定・発展にともに貢献する幅広い協力関係を築きます。特に、環境問題への協力、知的財産権の保護に関する取組みを進めるとともに、南シナ海・東シナ海等における法の支配の一般原則等、共通の価値に対する挑戦については、関係国と連携の上、秩序の維持に努めます。

#### 149 躍動するアフリカとの関係強化

本年6月の第5回アフリカ開発会議（TICADV）で示された、アフリカと国際社会からの期待に応え、わが国とアフリカとの包括的かつ互恵的な関係の強化に努めます。

特に、日本の技術・知識・経験を活かした支援を強化し、アフリカにおけるインフラ整備や人材育成、投資環境改善、「人間の安全保障」の確立、環境問題への取組み等を推進します。

こうした取組みを通じて、豊富な天然資源を有し、今後世界の成長の中心となる、アフリカへの日本企業の投資を促進し、アフリカの活力を日本経済の活力につなげていきます。日本企業の投資がもたらす雇用や技術移転は、アフリカのさらなる成長に貢献するのみならず、世界が目指すアフリカにおける、日本のプレゼンス強化にもつながります。また、こうしたアフリカの成長や開発等への取組みを通じて国際社会の繁栄に貢献します。

#### 150 テロとの闘いの継続

インド洋における補給支援活動は、アフガン復興支援とともに、国際社会が一致して取り組む「テロとの闘い」の車の両輪です。わが国が実施した補給支援活動は、インド洋における国際的な海上阻止活動の重要な基盤であり、各国からも高い評価を受けました。また、この活動は国際協力というだけではなく、日本と中東を結ぶ重要なシーレーンの安全確保にも資する、わが国の国益そのものにつながる活動でもありました。

わが党は、お金さえ出せば事足りるという、いわゆる「小切手外交」に反対します。国際社会の一員として、テロ対策のための海上阻止活動のみならず海賊対策に従事する艦船にも補給ができる『補給支援特措法』の成立を目指します。

また、アルジェリアにおけるテロ事件<sup>\*</sup>の教訓を活かし、国際テロ対策を強化します。

#### 151 海賊対策の強化

わが国にとって、航行の安全や海上の安全確保は、国家の存立と繁栄に直結します。日本国民の生命及び財産の保護の観点から、海賊対策は重要な課題です。これまで、沿岸国の海上取り締まり能力の強化と人材育成への協力を

日本籍船へ武装警備員が乗船可能となる法整備など、海賊対策に取り組んできましたが、引き続き、国際社会と連携しつつ、ソマリア沖・アデン湾での海賊対策に積極的に取り組みます。このために、前述の「補給支援特措法」を成立させ、海賊対策のための艦船にも補給支援を行うことを可能とします。

## 152 海洋資源の開発、海洋権益の確保

わが党が策定した『海洋基本法』に基づき、エネルギー資源等の海洋資源の開発・利用促進及び排他的経済水域の開発や大陸棚の延長など、国の海洋権益を確保します。また、環境保全と調和を図りつつ、積極的な開発・利用を進め、排他的経済水域に関する包括的法整備を含めて、真の海洋立国を目指し海洋産業を振興させます。

## 153 災害時における国際協力の強化

東日本大震災に際して、国際社会から受けた支援に感謝し、災害時における国際的な支援活動に、今後も積極的に協力します。その際、必要となる装備についても整備を進め病院船等の保有も検討します。また、防災・減災・避難救援体制等、わが国が震災対応によって得た教訓・知見をソフトパワーとして世界に紹介し、その活用を図ります。

また、第3回国連防災会議のわが国での開催を通じ、国際協力における防災の主流化の一層の促進と、効果的な防災のための行動枠組（ポスト兵庫行動枠組<sup>\*</sup>）の策定を目指します。

## 154 国際社会での貢献と国連安保理の改革

時代の変化とともに、国際社会の平和と安全の維持に主要な役割を果たす意思と能力のある国が常に「安保理」の意思決定に参加することは、「安保理」の代表性と実効性を向上させます。わが国の常任理事国入りを含む「安保理」改革の早期実現に向けて引き続き取り組みます。

また、各種国際機関において日本人の幹部・スタッフを増強し、制度構築などの主導的な役割を果たします。

## 155 核軍縮の推進

国際的な軍縮・不拡散体制の強化に向けて主導的に取り組みます。特に核軍縮分野での現実的かつ具体的な取組を進めます。また、安全保障に懸念を生じさせないため、わが国の「核抑止政策」について、根本的な議論を開始し、基本方針を確立します。

## 156 ODAの充実と、開発途上国の支援

政府開発援助(ODA)は、外交施策を実現していく上で

の必要不可欠な手段です。中長期的な戦略に基づき、重点化・効率化を進めつつ、「人間の安全保障」の考え方のもと、ミレニアム開発目標の達成に向けて課せられた責任も踏まえて、「質」と「量」の双方でODAの拡充を目指します。そのためにODAの基本理念を定め、運営の透明化を図る『ODA基本法』を制定します。

民間経済界やNGOとの連携強化に引き続き取り組み、JICA(国際協力機構)の海外投融資の積極的活用や円借款<sup>\*</sup>の制度改善を通じた戦略的活用により日本経済活性化に寄与します。同時に、法整備制度支援や税関の能力向上支援等を実施し、開発途上国の投資環境改善を行います。

さらに、ODAを活用したインフラ・システム輸出や中小企業を含むわが国企業や地方自治体の海外展開を積極的に推進することにより、民間の貿易投資を促進し、新興国・途上国の旺盛な需要を日本の成長に取り込んでいきます。海外進出する日本企業の支援を在外公館の本来業務として位置づけ、人脈形成・情報提供など、最大限の支援を行います。

また、ODA卒業国とも円滑な関係が維持される仕組みを構築します。

## 157 資源外交の強化

要人往来、在外公館による日常的な働きかけ、ODAを含む外交ツールを活用し、主要な資源国との関係強化に努め、供給国の多角化を図るなどの「資源外交」に力を入れます。その際、わが国の人的資源を開発途上国に提供すること等を通じ、わが国と相手国との間にWIN—WINの関係を築きます。

## 158 戦略的な対外発信の強化

各国が自国のイメージアップを競い合う国際社会においては、諸外国が日本に関する理解を深めるための戦略的な情報発信が重要となります。国民レベルでの交流促進等を通じて、海外における日本への関心や親近感を高め、良好な日本のイメージを形成するなど、国際世論を味方につけるための取組を強化します。

具体的には、多様な日本文化や地方の魅力の紹介と交流、日本語普及の取組み、科学技術やものづくり等の日本の強み・魅力と日本人の価値観に対する理解を促進する取組を進めるとともに、シンクタンク等とのネットワーク作りなど知的交流も強力に推進します。

そのための予算・人員を充実すると同時に官民の連携等も進めます。

## 159 地球規模の課題への取組み強化

人間の安全保障の理念に基づき、気候変動・地球温暖

化や新型インフルエンザ対策・保健システム強化をはじめとする保健分野、水・衛生、国民の生活にも直結する資源・食料問題といった、地球規模の諸課題への取組を強化します。

特に、ミレニアム開発目標(MDGS)<sup>\*</sup>達成に向けた取組みの加速化と2015年より先の国際開発目標の策定、次期温暖化対策国際枠組み(ポスト京都議定書)の策定について、積極的に貢献します。

また本年10月に、水銀に関する「水俣条約」の採択・署名のための外交会議を熊本県で開催することに鑑み、国際社会における水銀汚染対策をリードします。

## 160 在外邦人・企業の安全確保の強化

在外邦人・企業に対する安全確保を強化するため、情報収集・分析・発信体制の強化、官民の情報共有・協力関係の強化、緊急時における在外邦人・企業の保護及び援護機能の強化等に取り組めます。また、その一環として在外邦人の輸送手段拡充などを含む、『自衛隊法』の改正を行います。

## 161 外交実施体制の強化

刻々と変化する国際社会において、わが国の国益を踏まえつつ、平和と繁栄を確保するためには、総合的な外交力を一層強化することが必要です。そのため、わが党で取りまとめた「総合的な外交力強化へのアクション・プラン10」(外交の礎となる人材の育成、150大使館体制の実現等)、「5つの重点分野への具体的な取組み」(中型の政府専用機導入の検討、在外公館の施設整備と現地職員の確保、在外公館と海外公的拠点(JICA、JBIC、JETRO、国際交流基金等)の施設統廃合や調達共用化によるコスト削減等)を実施します。

これらを踏まえ、在外公館の活動も含めた外交実施体制



<sup>\*</sup>ミレニアム開発目標 2000年に開催された国連ミレニアム・サミットで採択された貧困や飢餓の撲滅など21世紀の国際社会の8つの目標。 <sup>\*</sup>WTOドーハ・ラウンド WTOにおける貿易交渉の一つ。<sup>\*</sup>国境措置 輸出入の際に課せられる関税等の措置。 <sup>\*</sup>ISD条項 「投資家対国家間の紛争解決条項」(Investor State Dispute Settlement)。企業や投資家が進出先の国において、現地政府の妨害、法律の不備などにより損失を被った場合、現地政府を国際仲裁機関に訴えることができる権利。

の強化のために予算と人員の拡充を図ります。

## 162 議員外交の積極展開

議員外交を積極展開し、大臣経験者等も活用するなど、わが国の国際関係に幅と厚みを持たせます。

## 国益にかなう経済連携の推進 163 自由貿易への取組み

自由貿易の推進は、わが国の対外通商政策の柱です。WTOドーハ・ラウンド<sup>\*\*</sup>交渉の早期妥結に向け、引き続き取り組んでいきます。その際、農業交渉等については、各国の持つ多様な農業の共存や林・水産資源の持続的利用が可能となるルールの確立を目指します。

また、EPA／FTA・地域協定等の経済連携に関しては、国益に即して、メリットの大きなものについては積極的に推進するとともに、これによって打撃を受ける分野については必要な国境措置<sup>\*</sup>を維持し、かつ万全な国内経済・地域対策を講じます。

TPPに関しては、安倍総理が日米首脳会談において、TPP交渉では、「聖域なき関税撤廃」が前提とされるものではないとの確認を行い、その後、交渉参加を表明しました。

我々は、交渉力を駆使し、わが国として、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めることにより、国益にかなう最善の道を追求します。特に、自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要5品目等やこれまで営々と築き上げてきた国民皆保険制度などの聖域(死活的利益)を最優先し、それが確保できない場合は、脱退も辞さないものとします。そのためにも、政府・与党が緊密に連携し、一体となって交渉を進めます。

- ・自然的・地理的条件に制約される農林水産分野の重要5品目(米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物)等の聖域を確保する。
- ・自由貿易の理念に反する自動車等の工業製品の数値目標は受け入れない。
- ・国民皆保険制度を守る。
- ・食の安全・安心の基準を守る。
- ・濫訴防止策等を含まない、国の主権を損なうようなISD条項<sup>\*</sup>は合意しない。
- ・政府調達・金融サービス等は、わが国の特性を踏まえる。

## 164 国際経済連携の促進

日本経済は外需依存体質と言われてつつも、実際の輸出額の対GDP比は1割強に過ぎません。内需・外需にけん引された力強い経済成長を達成するためにも、国益を最上位とした多角的自由貿易体制を確立し、諸外国の活力をわが国の

<sup>\*</sup>兵庫行動枠組 2005年1月兵庫県神戸市で国連防災世界会議が開催され、「行動枠組 2005-2015」が採択された。2015年までの防災指針をとりまとめた。 <sup>\*</sup>円借款 日本政府から発展途上国政府へ、インフラ整備を目的として行われる長期・低金利の資金貸付。

成長に取り込む必要があります。そのために、わが国が国際的なリーダーシップを発揮します。

また、重点国を戦略的に選定し、経済連携協定(EPA)や自由貿易協定(FTA)\*交渉を積極的に行います。環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)、日中韓FTAや東アジア地域包括的経済連携(RCEP)などのアジア太平洋における広域経済連携参加に向けた取組みやEUとの経済連携協定の交渉開始などを通じた自由貿易化の促進等、世界的に貿易競争が激化する中で、わが国の貿易が安定的に行われるために、先進国・新興国を含めた諸外国のニーズを踏まえた相互協力関係を構築します。

## 165 投資協定・租税協定締結の促進

海外市場で得た利益を国内の新たな付加価値創造へと向かわせることを促進するために、二国間の投資協定や租税協定等により資本移動の自由化を推進します。海外子会社の配当、ロイヤリティ等の還流資金の二重課税は完全撤廃を目指します。そのため、現在31ヶ国(25年5月現在)と他の先進国に比べて大きく後れを取っている日本の投資協定について、経済界の実需にあわせて、アフリカをも視野に入れ、戦略的に展開するとともに、協定の質の向上にも努めます。

## 強靱で機動的な防衛力と安全保障体制の構築

### 166 変化する安全保障環境に適応する人員・予算の強化

安倍内閣の発足により、11年ぶりに防衛予算を増額し、自衛官も増員となりました。

北朝鮮による核実験やミサイル発射、中国による軍事力増強と活発化やわが国領海、領空への侵入などわが国周辺の安全保障環境が益々厳しさを増すなか、国民の生命、財産とわが国の領土・領海・領空を断固として守り抜くため、防衛力の一層の強化に努め、防衛予算を着実に充実させ、必要な自衛隊の装備や人員を確保します。このための新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画を年末までに策定し、現在と将来の国の防衛に万全を期します。

その際、調達の一層の効率化を図るとともに、過去にとらわれない発想で従来の政策や既存の組織を見直すことにより、防衛力の量的な拡充だけでなく、質的な向上も実現します。自衛隊の即応性・精強性を向上させるため、部隊に必要な実員を確保するとともに、自衛官の年齢構成の適正化を図り、予備自衛官\*を含む的基盤を充実させます。多様な事態に対応できるような的確な救命・後送体制の整備など自衛隊の医療体制を拡充します。併せて、即応性の観点から、

駐屯地・基地等近傍の官舎の充実を図ります。

また、退職する自衛官の再就職支援などを含め、自衛官の処遇を改善し、平素からの献身的な働きに報います。

### 167 米国の新国防戦略と連動した自衛隊の役割強化

米国の新国防戦略に対応し、抑止力を高めるため、「日米防衛協力のための指針」(ガイドライン)などを見直します。また、二国間・多国間の共同訓練を目に見える形で活性化させ、物品・役務の融通や情報保全のための協定締結を進めるなど、同盟国・友好国との防衛協力を進め、アジア太平洋地域全体の抑止力を高めます。

### 168 『国家安全保障基本法』の制定

政府において、わが国の安全を守る必要最小限度の自衛権行使(集団的自衛権を含む)を明確化し、その上で『国家安全保障基本法』を制定します。また、その法律において、内政上の施策に関する安全保障上の必要な配慮など国・地方公共団体・国民の責務をはじめ、自衛隊の保有と文民統制、国際社会の平和と安定のための施策、防衛産業の保持育成と武器輸出などを規定して、安全保障政策を総合的に推進します。

### 169 「国家安全保障会議\*」の設置

外交と安全保障に関する官邸の司令塔機能を強化するため、「国家安全保障会議」を内閣に設置します。国家の情報収集・分析能力の強化及び情報保全・公開に関する法整備による体制の強化を図り、的確な情報を活用して国家の独立と国民の安全を守ります。

### 170 防衛省改革の推進

防衛省改革を加速させます。特に統合運用強化、内部部局と各幕僚監部との関係の見直し、専門性に応じた自衛官(U)と文官(C)の適切配置(UC混合組織への改編)、部隊運用組織の統合などを進め、より積極的・効率的に機能する防衛省・自衛隊にします。



### 171 『国際平和協力法』の制定

世界の平和構築に資する自衛隊の国際平和協力活動の推進のため、『補給支援特措法』や『イラク人道復興支援特措法』といった、その都度定める特措法ではなく、自衛隊の海外派遣が迅速に対応可能となるような一般法としての『国際平和協力法』の制定を目指します。

また、災害時などの国際緊急援助隊の活動の経験と教訓を踏まえ、より迅速で実効性のある派遣が可能となるように、関係法を整理します。国連のPKO、ソマリア沖・アデン湾での海賊対策等、自衛隊の海外派遣は、今後とも国益と国際協調のために積極的に実施します。

### 172 危機管理体制の強化

非常事態(武力攻撃事態も含む)に際して、国として迅速な対応が可能となるよう、関係省庁の連携を強化し、憲法に緊急事態に関する規定を設けるなど、法制度や組織を整備します。

### 173 新たな脅威からの日本防衛

必要な水準の防衛力を基盤として、即応性や実効性の高い弾道ミサイル防衛システムの配備を進め、大規模なテロ・ゲリラへの対策、NBC(核、生物・化学)兵器などへの対策を講じます。特に安全保障に資する宇宙利用の推進とサイバー空間における対応能力を早急に高めるため、国を挙げて取り組みます。そのための日米協力も進めます。

### 174 原発等の重要施設の警備

テロ等の不測の事態から、原子力発電所をはじめとした重要施設を守るため、警察・海上保安庁・自衛隊の連携を強化し、必要な人員・組織・装備を充実させます。また、警察庁、海上保安庁、自衛隊の3機関が、原子力規制委員会や事業者とも協力して、原子力発電所において、治安出動を想定した共同実動訓練を行い、連携を強化することにより、総合的な対処能力の向上を図ります。

さらに、総合的かつシームレスな危機対応態勢を強化するため、関係省庁において、対応手順や役割分担について、現実的なシミュレーション等により確認を行うとともに、現場レベルの共同訓練等によって抽出される法的側面を含む諸課題について不断に検討を行います。

### 175 大規模災害時等に対する訓練の充実

自らの危険を顧みず、東日本大震災の被災者の救援、復旧・復興に全力を傾けた自衛隊・警察・消防・海上保安庁等の活動に感謝しつつ、日頃から地方自治体等との合同訓練を

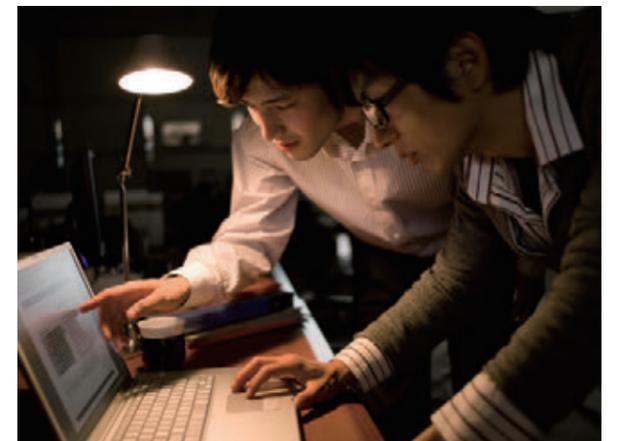
充実させるなど、今後も大規模災害等に連携して対処できる体制を整えます。

### 176 防衛を支える地域との連携

防衛施設は、自衛隊及び在日米軍の各種活動の拠点であり、自衛隊と日米安保体制を支える基盤として必要不可欠なものです。これらの施設がその機能を十分発揮するため、国民全体としての国を守る意識を涵養するとともに、地元へのニーズを十分踏まえた基地周辺対策を強化し、関係地方自治体や住民、支援組織との連携を重視します。

### 177 基地周辺住民への負担軽減の推進

基地周辺住民の方々に様々な負担をかけていることを踏まえつつ、沖縄における米軍基地の整理・統合・縮小をはじめ、基地周辺住民の方々の負担軽減や生活環境の整備、雇用の創出などの諸施策を推進します。特に普天間飛行場の固定化に対する沖縄の懸念を払しょくするとともに、関係自治体には特別な配慮・施策を講じます。



### 178 技術立国日本の未来のための防衛技術、生産基盤の維持・強化

国の防衛政策上の観点から国内の防衛産業の技術、生産基盤を維持・強化するため、自主的な技術研究・開発や日米共同開発・生産を推進します。F-35の製造等に係る国内企業の参画を可能とした実績も踏まえ、国際共同開発・生産への参画を推進します。わが国の卓越した技術・製品の国際社会での活用、防衛省が開発した装備品等の民間・他省庁への転用など、抜本的改革を進めます。

その中で、武器及びその技術の輸出に関しては、わが国及び国際社会の平和と安全の確保の目的に資するため、国連決議対象国、輸出貿易管理の不十分な国等を輸出禁止対象国とし、それ以外の国・地域を対象とする武器輸出については、武器貿易条約をはじめとする国際約束等も踏まえつつ、個別に輸出の可否を決定する新たな仕組みを構築します。

\*自由貿易協定(FTA) 特定の国や地域の間で、物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的とする協定。 ※予備自衛官 普段は社会人や学生として生活しながら、自衛官として必要とされる程度を維持するために訓練に応じる者。 ※国家安全保障会議 内閣総理大臣、官房長官、外務大臣、防衛大臣の4人を中心メンバーとし、日本の外交、防衛政策について検討する会議。

## 179 G空間(地理空間情報)プロジェクトによる強靱な社会基盤インフラの構築

地理情報と衛星測位情報を電子国土基盤情報として統合活用したG空間情報(地理空間情報)は領土、領海、領空統治の基本情報となります。このような情報を国として担保し、発信するための社会基盤インフラを構築することでわが国の外交・経済・防衛上の安全保障の確保と国土の強靱化に努めます。

また、準天頂衛星システムを基盤として、各国が保有する衛星システムと連携・運用することで、わが国及びASEAN諸国等の安全保障、災害対策、海洋監視、国土管理の強化にも貢献します。

## 180 日本の外交、防衛の向上に直結する宇宙システムの構築

宇宙覇権各国の動向に注視しつつ、日本の国益に直結するグローバル・コモンズ<sup>※</sup>における宇宙空間を国家領域として捉え活用します。具体的には、わが国のミサイル防衛に必要な高分解能かつ高頻度の情報収集衛星と早期警戒衛星に必要な研究開発を加速し、自衛隊が利用する通信、気象観測、偵察等、様々な用途の衛星システムを開発・構築します。これらの運用を支える輸送系、新射場の新設・整備を含む地上系、技術基盤の維持・向上を図るため、デュアルユース<sup>※</sup>の観点からの宇宙システムの開発を推進し、その保全策を立案するとともに宇宙状況監視に係る国内の体制を整備します。

また、準天頂衛星の7基打ち上げを目指し、アジア・オセアニア地域の情勢安定の観点からも、測位政策を推進し日本の国際的プレゼンスを高めます。さらに、諸外国等との効果的な連携が必要であるとの観点から、「宇宙分野における包括的日米対話」を開催するとともに、日米間の宇宙状況監視の協力など、今後とも国際的な協力関係を推進します。



## 181 サイバーセキュリティ対策の強化

わが国の情報セキュリティ技術は未だ世界最高峰にはほど遠く、現行目標(2020年)では足下の有事に対処できません。国家安全保障、外交、国民の安心・安全等の観点から、外国からのサイバー攻撃<sup>※</sup>に適切に対応できるよう、情報セキュリティの抜本的強化を図ります。

具体的には、今後5年程度に目標を短縮し、官民の設備投資、情報システム担当者等の集中的な訓練や人材育成、啓発活動、研究開発等の総合的な対策を推進するための基金の創設や予算措置を行うと同時に、有事関連法令や秘密保護関連法令の法的整備や情報セキュリティ関連組織の増強を行います。

さらに諸外国等との効果的な連携を図り、サイバー分野における日米両政府間の包括的対話を立ち上げるなど、二国間での取組みや国際会議への参画等を通じた連携を進めます。

そのため、現在、サイバー先進国である米国に比べてはるかに劣る予算を充実させ、特に、警察庁や防衛省、海上保安庁においては、サイバー空間防衛隊等を拡充し米国並みの動的防御システムやバックアップシステムを早急に構築します。また、政府機関のすべての情報機器や複合機を厳密なセキュリティ監視下におくための措置を早急に整備します。

政府調達に際して、サイバーセキュリティの観点から、問題のある製品等を事前に排除できる仕組みを検討し構築します。

国家安全保障の観点から、サイバー先進国の技術を積極的に導入するための予算を充実させ、同時にわが国独自のサイバーセキュリティ技術の育成に大胆に予算を配分します。

## 北朝鮮問題

### 182 北朝鮮の核開発・ミサイル発射の阻止

拉致・核・ミサイル問題の包括的解決が基本です。北朝鮮による核実験、ミサイル発射はわが国の安全保障に対する重大な脅威であるとともに、NPT(核拡散防止条約)体制への挑戦です。対北朝鮮措置の継続とともに、国連安保理決議に基づく行動に関係諸国と一致して取り組みます。

### 183 拉致問題の解決

拉致は国家による重大犯罪です。北朝鮮は、金正日体制から金正恩体制<sup>※</sup>に移行しましたが、拉致問題に対する姿勢の具体的変化がない以上、引き続き拉致被害者全員の日米、真相究明、実行犯引き渡しを基本方針とし、一切の経済支援を行いません。

また、政府認定以外の特定失踪者の調査を徹底するとともに、「対話と圧力」という一貫した考えのもと、必要に応じて「ヒト」「モノ」「カネ」の移動をさらに制限していくなどの制裁強化を行い、北朝鮮に拉致問題の全面的な調査のやり直しを強く要求します。

さらに、北朝鮮による米国人拉致の疑いも濃厚であり、米政府の認定への働きかけを強化して、日米連携して問題の解決を迫るとともに中国の協力を強く要請しつつ、わが国が主導して国連に設置されることとなった、拉致問題も含む北朝鮮の人権状況に関する調査委員会への協力も含め、国際社会と連携しながら、国家の威信をかけて拉致被害者全員の日米帰国を実現します。

## 領土・領海問題

### 184 領土・主権問題を担当する政府組織の設置

領土政策の立て直しのため、国家として取組みを強化する一環として、領土担当大臣の下に新設した「領土・主権対策企画調整室」を通じて、領土・主権に関するわが国の内外発信を一層強化します。さらに、領土・主権問題に関する政府の組織を整備・強化します。また、不法占拠の続く北方領土と竹島の問題については、交渉を再活性化してわが国の強い意志を示します。

### 185 領土・主権・歴史問題に関する研究機関の新設

領土問題に関する歴史的・学術的な調査・研究を行う機関を新設します。新機関は研究成果を活用し、国内及び国際社会に対し、法と歴史に基づく日本の主張について普及・啓発、広報活動を行います。また、各種の戦後補償裁判やいわゆる慰安婦問題の言説などにおいて、歴史的事実に反する不当な主張が公然となされ、わが国の名誉が著しく損なわれています。これらに対しても新機関の研究を活用し、的確な反論・反証を行います。



## 186 国境離島の保全・振興等に関連する法整備

国境離島の適切な振興・管理に資する『特定国境離島保全・振興法』、『無人国境離島管理法』を制定し、『領海警備法』の検討を進めます。

## 187 尖閣諸島の実効支配強化と安定的な維持管理

わが国の領土でありながら無人島政策を続ける尖閣諸島について政策を見直し、実効支配を強化します。島を守るための公務員の常駐や周辺漁業環境の整備や支援策を検討し、島及び海域の安定的な維持管理に努めます。

## 188 領域警備の強化

世界第6位の排他的経済水域と6,852もの島々の安全を確保するため、海上保安庁等の人員・装備・予算を拡充し、領海・領域を護る体制を整えます。特に南西諸島においては、警察、海上保安庁、自衛隊を重点配備するとともに、海上輸送能力の向上を図るなどの対応能力を高めます。

※グローバル・コモンズ 宇宙・海洋・サイバー空間等の国際的な公共財。 ※デュアルユース 両用、二通りのこと。特に、民生用と軍事用のどちらにも利用できること。 ※サイバー攻撃 ネットワークを対象に行われるテロリズム。 ※金正恩体制 平成23(2011)年12月17日、金正日総書記の死去により、次男の正恩が北朝鮮の最高指導者となった。

# さあ、 安心を取り戻そう。

犯罪・テロリズム・災害等から、  
大切な生命と財産を守ります。  
皆が暮らしたい、行ってみたいと思える  
「世界で一番安全な国」を創ります。

## 治安・テロ対策の強化

### 189 新提言「世界一の安全を取り戻すために」 を踏まえた新しい行動計画の策定

平成20年に策定した「世界一安全な国を作る8つの宣言」に基づく諸対策の推進により、昨年の刑法犯認知件数は、過去最高を記録した平成14年対比で、半減するに至るなど、一定の成果を挙げています。しかし、近年、保護司の定員割れに見られるような民間の安全形成システムの劣化や、サイバー攻撃の脅威の深刻化にみられるような証拠や情報の収集が困難な犯罪の問題などが顕在化しており、国民が、「世界一の安全」を実感できる現状にはありません。

このため、平成25年5月に策定した「世界一の安全をとり戻すために」を踏まえ、平成26年から計画期間5年間とする新たな行動計画を策定し、総合的な治安対策を推進します。

### 190 民間の安全形成システムへの支援強化

これまでわが国の良好な治安を支えてきたのは、防犯ボランティアや保護司の方々などの献身的な活動です。このような「民間の安全形成システム」の存在は、わが国が誇るべき文化といえることができます。

しかし、最近では、ボランティアや保護司の方々の定員割れ状況が恒常化し、平均年齢も上昇するなど、将来への課題が顕在化しています。

このため、わが党は、自主的な街頭防犯活動への支援、商店街などによる街路灯や防犯カメラ設置促進、保護司の負担軽減、更生保護サポートセンターの充実など、将来にわたって持続可能な民間の安全形成システムの強化を目指します。

### 191 サイバー犯罪等新たな対応を 必要とする犯罪対策の強化

近年、サイバー犯罪・サイバー攻撃の脅威が深刻化するとともに、市民生活を脅かす暴力団による抗争事件の発生が見られるほか、海外テロ・原発テロ・スポーツイベントにおけ

るテロなどの脅威への対応の必要性も叫ばれています。

これらの犯罪については、従来にまして証拠・情報の収集に困難を伴います。このため、わが党は、サイバー空間における違法・有害情報の排除、日本版NCFTA（サイバー犯罪科学訓練同盟）の創設、捜査手法の高度化の検討などに取り組みるとともに、海外などにおける情報収集体制や警備体制を強化するなど、サイバー犯罪、組織犯罪やテロ対策に万全を期します。

### 192 頼りがいのある治安インフラの確立

警察への事前の相談があったにもかかわらず、痛ましい事件の発生を防ぐことができず、刑務所等の出所者が再び犯罪を犯すケースが相次いでいます。

このため、わが党は、相談事案従事者のスキルアップや広域的な情報管理体制の確立、矯正職員の技能向上など、市民のニーズに応じた法務・警察部門の体制強化を図り、頼りがいのある治安インフラの確立を目指します。



## 国土強靱化の推進

### 193 国民の生命と財産を守る「国土強靱化 (日本を強くしなやかに)」の推進

今後予想される首都直下地震<sup>\*</sup>や東海地震と連動性が指摘されている東南海・南海地震等に備えるため、事前防災、減災、並びに迅速な復旧・復興等に資する『防災・減災等に資する国土強靱化基本法案』『東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法)』『首都直下地震対策特別措置法案』を速やかに成立させ、早急に(今後10年間)避難路・津波避難施設や救援体制の整備等の減災対策を強力に推進します。特に、今後3年間は集中的な取組みを展開

します。

加えて、首都機能等の維持・強化及び分散を図るとともに、日本海国土軸など多軸型国土の形成と物流ネットワークの複線化、支援物資物流の円滑化を進め、国土全体の強靱化を図ります。さらに、国土強靱化の取組みを地域経済の中長期的発展の呼び水とするとともに、雇用を創出します。特に、平成25年5月に策定した「国土の強靱化に向けた当面の対応について」に基づく国土強靱化に向けた取組みを推進します。

また、新たに創設した防災・安全交付金を活用し、老朽化対策等に予算を重点化するとともに、平成25年3月に策定した当面3カ年の老朽化対策の工程表に基づき、今後急速に老朽化する橋梁等の道路施設、港湾、河川管理施設、下水道等を計画的に更新し、安全と安心の確保を促進して国民の生命と財産を守ります。

東日本大震災の発災時には、地方出先機関は、例えば、東北地方整備局による「くしの歯」作戦による緊急輸送道路の啓開・復旧、全国からのTEC-FORCE<sup>\*</sup>の派遣等による災害復旧の円滑化等に大きな役割を果たしました。このような国の地方機関については、特定広域連合へ移管することなく、広域災害対応力の一層の強化を図ります。

### 194 災害に強く国民に優しいまちづくりと 都市の競争力の強化

東日本大震災の教訓を踏まえ、大規模地震災害に備えるため、公共交通インフラ等をはじめ住宅・建築物の耐震化や密集市街地の解消、広域的な基幹ネットワークの整備・複線化、津波・高潮対策のための避難路・津波避難施設の整備を進めます。近年頻発するゲリラ豪雨等の集中豪雨に対応するため、新たに創設した防災・安全交付金も活用して、河川堤防の整備やダムを活用した治水機能の強化、下水道による都市の浸水対策を緊急的に推進し、特に事業中のダムやスーパー堤防は地元の意見を踏まえながら建設の促進を図ります。平年を大きく超える豪雪に対しては市町村に除雪費を臨時に補助する制度を活用するとともに、地域の孤立化を防ぐ緊急防災公共事業を推進します。

また、基幹的広域防災拠点の整備及び運用体制の構築や地震監視機能の強化、緊急地震速報や土砂災害警戒情報の提供、特別警報の導入など、災害に強いまちづくりを推進するため総合的な対策を推進します。

さらに、集約型都市開発支援事業等を支援するとともに、自転車専用道を整備するなど自転車利用者や歩行者の安全な環境を確保し、環境と健康に配慮した、すべての国民に優しいまちづくり、公共交通も活用し歩いて暮らせるコンパクトシティづくりを進めます。付加価値の高い産業や人材を惹きつけ、東京をはじめとする大都市の国際的なビジネス

の拠点としての競争力を高めるため、都市開発への民間投資を促進するとともに、都市圏全体の戦略づくり、外国人の生活機能のサポートやシティセールス<sup>\*</sup>などの取組みを推進します。

事前防災制度の考え方を確立し、地震、津波が来る前にまちぐるみで高台移転等の必要がある地域に対して、移転補償費を含み、段階的なまちづくりが可能となる制度などを検討の上、必要な支援措置を講じます。

さらに、地震、津波等の災害が発生した際に情報を入手しやすくし、災害時要援護者である高齢者、障害者、子供、妊産婦等が安全・安心に避難できるよう、避難経路等のバリアフリー化を推進します。特に、視覚障害者や聴覚障害者等の情報入手に困難を抱えるの方々に対し、様々な障害特性に配慮した文字、音声、点字、記号、筆談、手話、録音、光、振動等の多様なコミュニケーション手段による情報提供を推進するほか、周囲の状況や緊急性、情報の量等に応じたわかりやすい情報提供を推進します。

### 195 消防防災体制と消防団の充実・強化

首都直下地震、東海・東南海・南海地震などの大地震への対応が緊急の課題となっています。東日本大震災の苦い教訓を活かし、大規模な災害への対応力を強化するため、緊急消防援助隊や常備消防の車両・装備等を充実するとともに、消防防災施設の整備を促進します。

また、石油コンビナートなどの産業・エネルギー基盤における災害への対応力を強化するため、消防車両・資機材等の研究開発・整備や消防と事業者との連携強化等に取り組みます。

さらに消防団員の増員確保、消防団の装備の充実、消防団員の待遇の改善、防災拠点となる施設の耐震化、住民への災害情報伝達手段の多重化・多様化などを促進し、消防団を中心とする地域の総合防災力を高めるとともに、地域防災に不可欠な存在である消防団、自主防災組織の活動基盤を充実強化するための新たな法律を制定します。

### 196 都市防災の推進

特に人口が密集している三大都市圏をはじめとする大都市の機能(政府機能含む)を守るため、通信ネットワークの確保、帰宅困難者対策、木造住宅密集地域における不燃化・耐震化、コンビナート対策、宅地や港湾等の液状化対策、上下水道の老朽化対策や耐震化等のライフラインの防災対策を進めるとともに、ゲリラ豪雨に備えて河川の改修や地下調節池を整備し、排水施設の効果的な整備を進めます。上部空間の利用等により首都高速道路の老朽化対策と民間都市開発とを一体的に行うなど、PPP事業を活用して、都市と高速道路を一体的に再生します。

さらに、不特定多数の者が利用する大規模建築物等について耐震診断を義務付ける仕組みづくりや、大規模地震が発生した場合にも港湾機能を維持するための仕組みづくりを進めます。

また、ハツ場ダムを完成させ、沿川地域の洪水被害を防ぐとともに、首都圏の水需要に対応します。

## 197 国民に約束した国の基幹ネットワークを含む道路網の整備

高速道路のミッシングリンクの解消や4車線化など、国民に約束した国の基幹ネットワークを含む全国の道路網の整備を促進します。高速道路料金については、受益者負担の原則を堅持し、国民の利便性や高速道路の有効活用に資する割引制度の維持・拡充を目指し、分かりやすいものに見直すとともに、道路公団民営化法見直し規定に基づいて民営化された高速道路会社のあり方を見直します。また、その整備手法についても日本のグランドデザインに鑑み国民に分かりやすく明示します。

巨大津波時に防潮機能を発揮するとともに緊急避難路や避難所となり、復旧・復興支援物資などを輸送する代替路になる道路など「命の道」や生活道路・通学路の安全対策など、地域生活に不可欠な道路等については、従来の事業評価にとらわれることなく、積極的に整備を進めます。道路は、国民の貴重な資産であり、新たに創設された防災・安全交付金により地方公共団体のインフラ点検・修繕を支援するとともに、道路の点検を行うことを明確化し、技術研究開発による新技術の活用も図りながら、的確に維持更新します。

## 198 総合的な交通体系の整備

「生活の足」となる地域公共交通の確保と利便性を向上するため、適確かつ計画的に推進する枠組みを作るとともに、地域ぐるみの公共交通の利用促進に資する取組みを支援するなど、交通事業者や地方自治体など関係者の取組みへの支援など財政上、法制上の措置等の施策を実施します。なお、タクシー事業の適正化を図るため、年内に関連法の改正案を提出し、運転者等の労働環境の改善と経営改善に取り組みます。東京都心と羽田・成田両国際空港を結ぶ鉄道アクセスの改善、横田の空域返還<sup>\*</sup>等、空港・港湾や高速道路等の基幹ネットワーク作りを着実に進め、国際競争力に資する総合的な交通体系を整備します。

整備新幹線は、北陸新幹線の長野・金沢間の平成26年度末、北海道新幹線の新青森・新函館間の平成27年度末の完成に万全を期してまいります。青函共用走行問題については、平成30年春から時間帯区分による高速走行を実現する

とともに、引き続き、新たな走行システムによる方策の検討を進めてまいります。昨年工事実施計画の認可が行われた新函館—札幌間、金沢—敦賀間、武雄温泉—長崎間については、工期の大幅な短縮を図るとともに、並行在来線に関わる地方負担の軽減を図ります。また、北陸新幹線については、大阪までの延伸を進めます。

超電導リニア（超電導磁気浮上式鉄道）については、整備計画の決定を受け、東京—名古屋間の着工に向けた環境影響評価の手続きを早急に終え、平成26年からの着工を目指します。建設にあたっては、「地産地消」の考え方の下、地元事業者が主体的に参画できるような環境を整備します。また、東京—大阪間の早期全線開通を目指して、あらゆる手段を講じ推進します。さらに、リニアを効果的に活用するためのアクセス整備や企業誘致のための優遇制度等を創設するとともに、超電導リニア技術の輸出を支援します。フリーゲージトレイン<sup>\*</sup>（軌間可変電車）についても、その実現を目指します。

モーダルシフト<sup>\*</sup>の推進やCO<sub>2</sub>削減の観点から、交通体系全般を見直します。

## 199 世界と競争できる航空・空港環境及び港湾機能の整備

航空政策については、国民生活に必要な路線ネットワーク網を維持することを目的として、諸施策を総合的に推進します。首都圏空港の発着容量の拡大など国際競争基盤としての空港の機能拡充・強化、地方の核となる空港の活性化などを通じた航空ネットワークの維持を図ります。また、国際競争力の強化による本邦航空産業の発展のため、航空自由化（オープンスカイ）<sup>\*</sup>を戦略的に進めるとともに、アジア諸国など世界と競争できる環境を整備するため、航燃税のさらなる引き下げ、着陸料・航行援助施設利用料の低減、規制改革等、諸外国とのイコールフットイング<sup>\*</sup>を目指し、LCC（格安航空会社）等の新たな航空ビジネスの環境整備に取り組みます。

また、地域の経済・産業を支える港湾において、世界標準の大型船舶に対応した港湾機能の確保、アクセスの向上、港湾運営の効率化、サービス水準の向上、産業の立地環境の整備、ばら積み貨物の輸入拠点を形成するための制度の導入等や国管理への移行などを図り、国の主導による国際競争力の強化を目指すとともに、大規模地震が発生した場合にも港湾機能を維持するための制度を導入するなどわが国産業のライフラインとしての港湾の災害対応力の強化を目指します。さらに、老朽化した港湾施設やコンビナート関連インフラの刷新を図り、産業・物流基盤の安全性を確保します。

## 200 重要インフラの防御

行政インフラや通信インフラに加えて、医療、道路、航空、港湾、電力、ガス、水道、石油コンビナート及び発電所等の社会の重要インフラを防御することの重要性は、東日本大震災や原発事故から得られた教訓です。しかし現在、各々のインフラが別々の事業者によって運営されており、災害時の対策もバラバラなのが現実です。例えば、被災地における拠点病院では、電力だけが復旧しても機能が完全回復するわけではなく、通信網、上下水道や交通網、さらには緊急医療の仕組みが復旧しなければなりません。

そのために、各々のインフラを強靱化して自立させるとともにセンサー等で常に状況を把握し、それらをネットワーク網でつないで協調させ、日常的に災害時復旧の優先順位や各インフラの相互依存性の分析等の情報を共有しておく必要があります。これは医療機関だけでなく、政府・自治体等の行政機関や金融機関についても同様で、特に首都直下地震の脅威がせまる現状では、積極的に予算を投入して重要インフラ防護センター（仮称）の設立を検討する等、社会の重要インフラ防御体制を整備します。

## 201 情報インフラ整備の強化と災害時即応能力の促進

携帯電話や無線アクセスなどの新規電波利用ニーズの増大に伴い、電波の逼迫は日々深刻化しています。防災の観点からも、最も身近な社会インフラとなった携帯電話網の障害を最小化すると同時に、大容量の基幹通信網が必要となるデータセンターなどの分散化・地域産業化を図り、全国的に通信網を強化します。また、首都圏に集中している政府情報システムを分散配置するとともに、冗長性のある超高速ネットワークで接続する等、バックアップ体制を緊急に整備します。

東日本大震災では、房総半島に集中している海底ケーブルの多くが被害を受けました。現状のままでは海外との通信網に支障が生じる恐れがあり、他地域への増設を早急に手当てします。

さらに、産業界や政府・公共分野で膨大な情報のオープン化やビッグデータ解析が浸透するのに伴い、情報インフラの拡充が必須となることから、さらなる超高速ブロードバンド整備を促進します。

またICTを活用し、活力ある地域をつくる地域経営に資する「公共クラウド」をベースとしたインフラを導入します。離島も含め全国では、災害時における住民への情報伝達手段等において都市部との格差が生じており、早急な地方の情報インフラ整備が不可欠です。そのため超高

速ブロードバンド整備の促進や自治体システムのバックアップ体制をクラウド技術により充実させ、地方のハンデキャップを逆手に取り、分散型の情報企業・産業シフトを敷き、新規事業者が参入する際の初期投資や運用コストに対する財政支援が充分に行われるよう所要予算を確保します。



## 地球環境の保全

### 202 世界最先端の技術を活かした「攻めの環境政策」の推進

蓄電池・燃料電池、次世代自動車、スマートグリッドなど、開発が先行した場合に莫大な需要が見込まれる技術開発分野をナショナルプロジェクトとして選定します。

また、日本の強みである省エネルギー技術等をより普及させます。例えば、鉄鋼をはじめとするわが国製造業の卓越したエネルギー効率、最高水準を示す石炭火力発電の熱効率、ヒートポンプ<sup>\*</sup>、電気自動車、蓄電池などの先進技術の普及を図るとともに、CCS（二酸化炭素回収・貯留）<sup>\*</sup>やスマートグリッド等の新技術を開発して、世界の二酸化炭素削減に貢献します。

### 203 エコカー世界最速普及とモーダルシフト

環境にやさしいエコカーについて、自動車グリーン税制等により、2020年までに新車販売台数の2台に1台の割合で普及を図ります。

さらに、開発競争をリードし、電気自動車の量販・量産を開始するなど、地球温暖化対策に貢献するとともに、わが国経済の発展につなげることを目指し、電気自動車やハイブリッドカーなどのエコカーの世界最速普及を進めます。

また、鉄道、船舶等による物資の流通の促進、公共交通機関の利用者の利便性の増進、歩道及び自転車道の整備等に

<sup>\*</sup>横田の空域返還 横田基地の空域は1都8県にまたがる広大なエリアで、米軍が管理しているこの空域が返還されることで、航空路の過密化の解消が図られる。 <sup>\*</sup>フリーゲージトレイン 線路の幅（軌間）に合わせて車輪の間隔を変えて走行できる電車。新幹線（幅1435ミリ）と在来線（幅1067ミリ）を同じ車両で直通運転することが可能となる。 <sup>\*</sup>モーダルシフト 貨物輸送を、環境負荷の小さい鉄道・海運利用へと転換すること。 <sup>\*</sup>航空自由化（オープンスカイ） 航空の原則自由化。航空会社が空港の発着枠、路線、便数などを決められること。 <sup>\*</sup>イコールフットイング 同等の条件。商品・サービスの販売で、双方が対等の立場で競争が行えるように、基盤・条件を同一にすること。

<sup>\*</sup>ヒートポンプ 熱媒体や半導体等を用いて、熱を低温部分から高温部分へ移動させる装置。 <sup>\*</sup>CCS（二酸化炭素回収・貯留） 気体として大気中に放出された、あるいは放出される直前の二酸化炭素を人為的に集め、地中・水中などに対し込めること。また、その技術。

より、モーダルシフト(自動車から温室効果ガス排出量がより少ない交通手段への転換)を促進します。

## 204 エコハウス化の加速

2030年までに新築公共建築物でのエコハウス化を大きく進め、建築物のゼロ・エミッション<sup>※</sup>化を加速するとともに、断熱住宅を新築住宅の80%にするなど住宅等の省エネ化(エコハウス化)を加速させます。

## 205 環境ビジネスの推進

優れた環境技術・ビジネスを、地球環境保全に貢献しつつ、わが国の経済成長の原動力とするため、新技術の開発支援と海外も視野に入れた普及、環境ビジネスへの投融資等を通じた「環境金融」の普及を積極的に推進します。具体的には、本年の重点政策である「低炭素社会を創出するためのファイナンス・イニシアティブ」のもと、低炭素まちづくり、再生可能エネルギー、省エネなど経済成長や地域活性化に資する環境ビジネスへの投資を促進し、併せて温室効果ガス排出量削減等に役立つ新事業の創出にも取り組みます。

さらに、マーケットにおいて環境性能に高い価値が与えられるよう、エコポイントの活用や、製品・サービスごとの環境情報の「見える化」を進めます。

また、新しい環境ビジネスモデルとして、国民や事業者が自らのCO<sub>2</sub>排出をクレジットの購入により相殺する「カーボン・オフセット<sup>※</sup>」制度の普及を図ります。

## 206 「低炭素社会づくり推進基本法」の成立

すべての主要排出国の参加による衡平で実効的なポスト京都議定書<sup>※</sup>の国際枠組みづくりを主導し、2050年までの長期目標として温室効果ガス排出量2005年比80%削減を目指します。

わが国としては、原発事故等の状況変化を踏まえ、25%削減目標をゼロベースで見直した上で、実現可能な最大限の削減目標を含めた、京都議定書目標達成計画に代わる新たな地球温暖化対策計画と、わが国の優れた環境技術を活かした攻めの地球温暖化外交戦略を、11月のCOP19(第19回気候変動枠組条約締約国会議)までに作り、現実的で実効性のある政策を実施します。具体的には、金融メカニズムを活用して民間資金を環境投資に呼び込む仕組みづくり(「低炭素社会創出ファイナンス・イニシアティブ」)や、再生可能エネルギー導入加速化プログラム等を実施します。

その上で、わが国として地球温暖化対策に真摯に取り組み、環境と経済が互いに刺激し合いながら成長していける

社会を実現します。また、低炭素化を促進する観点から、国民経済及び産業の国際競争力に与える影響等を踏まえつつ、経済社会及び国民の生活行動の変化を促し、あらゆる部門の排出削減を進めるため、経済的支援や規制的措施を講じるほか、より包括的な環境税の検討を含め税制全般を横断的に見直し、税制全体の一層のグリーン化を推進します。

## 207 温室効果ガス削減のための全く新しい国際的枠組みを提唱

気候変動枠組条約についての国際交渉のこう着状態を打開するため、日本発で新たな温室効果ガス削減の世界的な枠組みづくりを提唱します。

開発途上の国や地域にまで最先端の温室効果ガス削減技術を普及させるため、自然体で導入される技術が導入された場合のコストと、最先端の技術を導入したコストの差額を、新たに世界レベルで設置される地球救済基金(仮称)から補てんします。

基金の財源は、各国間の競争条件に大きな変化を与えない共通炭素税や国際連帯税といった、新たなグローバルな負担システムを構築することで賄うことを検討します。これにより、途上国等には、最先端技術を導入する強いインセンティブが働くと同時に、技術を出す先進国側にも負担がありません。

## 208 地球温暖化に対する適応策の推進

地球温暖化に対する適応策を推進するため、生物の多様性の保全、国民の生命及び健康の保持、生活環境の保全、農林漁業の生産力の維持、社会資本の整備、災害による被害の防止、その他の必要な措置を総合的かつ計画的に講じます。

特に、地球温暖化の影響に関する観測及び監視の体制を強化するとともに、感染症等の予防、農作物の品種改良、洪水、高潮、渇水、干ばつ、土砂災害等による被害防止等を積極的に推進します。

## 209 温室効果ガス排出量等の情報開示の促進

温室効果ガスの排出及び吸収量の状況、低炭素社会づくりのために必要な措置の進捗状況等に関する統計の整備充実、集計及びその結果の迅速な公表、その他の必要な措置を講じます。

また、低炭素社会づくりに配慮した事業活動が経済社会の幅広い主体から評価されるよう、温室効果ガスの排出量、その他の事業活動に伴って排出する温室効果ガスの情報開示を促進します。

## 210 グリーンICT<sup>※</sup>の利用促進

情報通信システムの利用により、温室効果ガスの排出量削減を促進するとともに、エネルギーの使用、人の往来及び物資の流通・生産及び消費の合理化等を促進します。

## 211 低炭素社会づくりに向けた国民運動の推進

事業者、国民等の間で、低炭素社会づくりについての関心と理解を深めます。さらに、国民一人ひとりの自主的な行動による低炭素社会の構築に向けた国民運動を盛り上げ、毎年7月7日の「クールアース・デー」などを活用した様々な広報・イベント等により、ライフスタイル、ビジネススタイルの転換を訴えます。

## 212 低炭素社会を進める人づくりと環境教育の推進

環境教育・環境保全活動の推進の基盤的制度である『環境教育・環境保全活動推進法』をわが党主導で改正したことを踏まえ、環境教育を推進します。

持続可能な開発のための教育(ESD)の10年の取組み等を推進することで、低炭素社会を主役となって支える人づくりを進めます。また、アジアにおける人づくりにも貢献します。

さらに、環境の保全に関する教育及び学習(環境教育)の振興、広報活動の充実等を図るとともに、草の根からの取組みを支援します。特に、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場における環境教育の充実を図るため、教材の開発、人材の育成、環境に配慮した学校施設及び学習環境の整備等を促進します。



## 213 COP10を踏まえた国際的リーダーシップの発揮

2010年に愛知県名古屋市で開催されたCOP10(生物多様性条約第10回締約国会議)の結果を踏まえて、国際的

なリーダーシップを発揮するとともに、生物多様性確保先進国を目指します。

## 214 豊かな自然環境を取り戻す仕組みづくり

戦後の開発推進の過程で失われた鎮守の森や里山の復活、生物多様性の確保など、人口減少の状況を踏まえつつ、豊かな自然環境を取り戻していく壮大な仕組みづくりに挑戦します。今後のわが国のまちづくり・インフラ整備・地域開発においては、より環境に配慮した取組みが求められます。コンパクトで人や環境に優しいまちづくり、地域づくりを進めます。これらにより、都市機能と豊かな自然環境が共存する21世紀型の持続可能な都市・生活空間をつくります。

## 215 生物多様性の恵みを実感できる国立公園等の実現

美しい国・日本を代表する自然を有する国立公園等をより魅力あるものとするため、平成21年5月に成立した『改正自然公園法』等を踏まえ、国立公園や離島等における生態系の維持回復や海域保全等を推進します。

また、自然とのふれあいの場の整備、エコツーリズムの推進、温泉資源の保護等を通じ、自然環境を守りながらその活用を図るとともに、レンジャー(自然保護官)の活動や自然を守るNPO活動を支援します。

## 216 地球温暖化等に伴う生物の生息域の変化への対応

地球温暖化等の環境の変化による昆虫等の生息域の変化等に伴い昆虫等の防除の機会が増大することにより、殺虫剤等の使用による人の健康及び環境への影響が拡大するおそれがあります。

このため、『昆虫等の防除の適正化に関する法律案(仮称)』の制定を目指すなど、昆虫等の適正な防除の推進に関し必要な事項を定め、人の健康の保護及び環境の保全を図ります。

## 217 希少な動植物の保護と管理

絶滅のおそれのある希少種動植物の保護・管理のため、生息・生育環境の調査・改善や繁殖を促進するとともに、野生順化訓練を通じ、トキやツシヤママネコなど希少動物の野生復帰を促します。また、外来生物による生態系への被害を防止します。

希少動物保護については、すでに本年の通常国会において不正売買等の罰則を強化したところであり、今後、規制の

<sup>※</sup>ゼロ・エミッション 平成6(1994)年に国連大学が提唱。資源循環型システムのことで、生産物から出る廃棄物を原材料などとして有効活用することで、廃棄物ゼロを目指す。 <sup>※</sup>カーボン・オフセット 経済活動を行う上で不可避である温室効果ガス排出のうちの一部を他の場所での排出削減・吸収量などで埋め合わせをすること。 <sup>※</sup>京都議定書 平成9(1997)年12月、京都市で開催された「第3回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)」で議決した議定書。各国の温室効果ガスの削減目標などが掲載されている。

<sup>※</sup>グリーンICT ICTを従来よりも一層活用することにより、CO<sub>2</sub>の大幅な削減に貢献すること。

対象となる種を大幅に増やすなど、さらに実効性のある対策を講じます。

一方、外来生物についても、交雑個体等の規制を強化するとともに、外来種被害防止行動計画及び侵略的外来種リストを作成し、外来種対策を一層強化します。

## 218 愛護動物と共生する社会の実現

改正した「動物愛護管理法」により、「犬猫の大量殺処分」をなくすとともに、ドッグラン施設等の整備に力を入れ、愛護動物と共生できる社会をつくります。

また、ペットの命を守るとの観点から、マイクロチップによる情報管理制度の導入について検討を進めます。

## 219 民有地の緑化推進

都市公園に加えて民有地等の緑化(民有地等における植栽、芝生化、屋上・壁面緑化等)を推進するため、緑化率に関する規制や各種の支援措置等の施策を講じます。

## 220 国立公園等の民有地売却において 公的機関が優先的に 取得できる制度確立

尾瀬国立公園は、その敷地のうち4割強が企業の所有地です。その土地を資産売却の対象とすれば、尾瀬の貴重な自然が脅かされる事態にもなりかねません。

同様に、地方自治体が管理する国定公園以下の公園についてもその敷地を民間が所有しているケースは多く、『自然公園法』の目的の一つである「自然の風景地の保護」のためには、民間所有者が敷地の売却をする場合に公的機関が優先的に取得できる制度が必要です。

このため、国立公園・国定公園・都道府県立自然公園内の民有地売却の際に、公的機関が優先的に取得できる制度の確立に努めます。

## 221 自然環境保全基礎調査の拡充

わが国の「自然環境保全基礎調査」と生態系マップは世界トップクラスの精度を誇ります。世界に誇る自然生態系・生物資源を有するわが国にとって、生態系の調査と適正管理は国益に資するものであり、こうした事業の拡充を図ります。

## 222 フロン類対策の推進

地球温暖化の原因ともなるフロン類の抑制に資する代替物質の開発や、使用可能な代替物質を用いた製品の普及を図ります。

また、本年の通常国会における『フロン回収・破壊法』の

改正を踏まえ、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体を見据えた包括的な対策強化により、フロン類の排出量削減を促進します。

## 223 地域の特性を活かした 循環型社会づくり

わが国において先進的な循環型社会の構築を一層進めるため、「もったいない」の心を活かし、廃棄物の発生抑制(リデュース)・再利用(リユース)・再生利用(リサイクル)の「3R」の適切な取組みを広げていくほか、国と市町村等が協力して、廃棄物エネルギー利用やバイオマス利活用を進めるとともに、地域内外のネットワークによる連携を後押しすることなどを通じ、地域の特性に即した低炭素の循環型社会づくりを加速します。

## 224 廃棄物のリサイクル促進

衣料品、電子機器、書籍、リユースペットボトルなどを回収・再販業者に持ち込むことでエコポイントの付与を受けることができるようにします。また、無理なりサイクルが、「環境への負荷の低減」という本来の目的を損なうことのないよう留意しつつ、中古市場、再生化業を産業として育成・奨励します。

さらに、廃棄物処理業について、単なる廃棄物処理にとどまらず、廃棄物等を貴重な資源としてとらえ、それを積極的に循環利用する事業形態への転換を促進するため、優良産廃処理業者認定制度等の普及、優良事例の発信強化、優良なりユース事業者の育成、国によるグリーン購入・環境配慮契約の積極的実施等を行います。

## 225 生活排水対策の推進と 不法投棄の撲滅

効率的な生活排水対策を進めるため、市町村等や国民の理解を得つつ、合併浄化槽<sup>\*</sup>の普及促進と管理の適正化に向けた体制整備を進めます。

また、産業廃棄物の適正処理を確保するとともに、わが国の美しい国土を守るためにも、ごみ不法投棄撲滅に向けた未然防止・早期対応の取組みを推進します。

## 226 子供の健康と環境

国民が安心して暮らせる安全で豊かな環境を保全することは、政府としての基本的な務めです。そのため、次世代を担う子供たちが健やかに育つ環境の実現に向け、環境中の化学物質や放射性物質が子供の発育に与える影響の解明に取り組めます。また、国際潮流を踏まえつつ、すべての化学物質・放射性物質を視野に入れた安全性評価・管理等を

推進します。

## 227 大気・水・土壌等の安全・安心な 環境の保全

水や大気などの環境保全については、新たな課題である微小粒子状物質(PM2.5)や漸増・広域化の傾向にある光化学オキシダント、湖沼及び内湾の底層の貧酸素化<sup>\*</sup>などへの対応が求められており、これらの課題に取り組めます。特に自然の恵み豊かな沿岸域(いわゆる「里海」)の創生やそれぞれの湖沼の特色に応じた豊かな湖沼環境の再生を図ります。また、『海岸漂着物処理推進法』に基づく取組みを推進するとともに、重点的な地区における対策を進め、海洋環境の保全を図ります。さらに、工場跡地等の土壌汚染について、『改正土壌汚染対策法』に基づき対策を着実に進めます。

## 228 越境公害等への対応

近隣国を起源とするPM2.5等の越境公害によるわが国への影響が懸念されています。

健康被害を防止するための対策を講ずるとともに発生源への根本的な対応を促進するために、東アジア地域全体の環境汚染のメカニズムの調査研究を行います。

その上で、起源国の自発的な対応を促し、必要な場合には支援を行います。

## 229 公害健康被害対策等の 着実な実施

本年10月に熊本県で開催される外交会議において、わが国が主導的な役割を果たしてまとめた「水銀に関する水俣条約」を採択させ、環境立国日本の姿を世界に示すとともに、今後も水俣病問題の解決、アスベスト被害者の救済、アスベスト対策など、公害健康被害対策を着実に実施します。

また、国内における毒ガス弾問題について、環境調査など必要な対策を引き続き推進します。



現在と未来にわたって、皆さんの暮らしの安心を創ることが、政治の大きな使命です。

## 出産・子育て応援社会に

### 230 「子ども・子育て支援新制度」の着実な実施により、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充、質の改善を実現

昨年8月に、自民党が修正を加え成立した『子ども・子育て関連3法』に基づく新制度について、税制抜本改革により確保した国・地方の安定財源を活用し、平成27年度の本格施行を目指し、地域の実情を踏まえつつ、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充、質の改善の双方を実現します。

### 231 待機児童の解消に向けた取組みを加速化

保育に関しては、児童福祉としての認可保育所を中心とした現行保育制度の改善・拡充を思いきってすすめることにより、子供の健やかな成長と安心・安全な保育を保障するとともに、子育て家庭の支援を積極的かつ大胆に行います。

さらに、保育を必要とする全ての子供たちが質の高い保育を受けられるよう、

- ・保育所施設基準の維持・改善、保育士配置基準の改善、保育士等の処遇改善及び人員の確保や保育士等の研修時間を確保する仕組みとキャリアアップ制度の創設
- ・「待機児童解消加速化プラン」により、保育ニーズのピークを迎える平成29年度末までに約40万人の保育の受け皿を確保。特に今後2年間を「緊急集中取組み期間」と位置づけ、約20万人分の保育を集中的に整備
- ・地方における保育所の定員割れ対策
- ・親の働き方等の如何によらず、子供の生活及び教育の観点からの適切な保育時間の確保



などの実現を図ります。  
また、民間保育所運営費については、『児童福祉法』第24条に基づき市町村の保育の実施義務を堅持するとともに、施設整備費等の国庫補助を守ります。

## 232 妊娠から子育てまで切れ目のない家族支援

次代を担う子供たちを育てる少子化対策は、日本経済と社会保障全体の基盤であることから、子ども・子育て支援新制度に基づき、支援の充実を図るものも含め、次のような妊娠から子育てまで切れ目のない支援を進めます。

- ・妊娠や不妊に関する知識の普及啓発
- ・特定不妊治療に要する費用の助成、相談支援等の不妊に悩む方に対する支援の充実
- ・妊婦健診費用の公費負担の継続、出産一時金の充実の検討
- ・妊娠中から出産・子育てを通して利用できる相談窓口の充実
- ・居住地域で出産できるよう産科医療機関の確保を支援し、周産期医療ネットワークを整備・充実するなど出産環境の整備
- ・産後の母親に対するケアの充実や、新生児から3歳まで発達段階に応じた訪問育児支援の充実
- ・3歳から小学校就学までの国公私立すべての保育料・幼稚園費の無償化に向けた施策の推進
- ・病児・病後児保育や一時預かり保育、地域子育て支援センター・ファミリーサポートセンターなどの保育メニューが利用したい時に利用できる体制整備への支援
- ・感染症の拡大防止システム構築や小児医療の充実など乳幼児の命を守る仕組みの構築
- ・乳幼児健診を充実し、発達障害などを早期に発見できる

- 体制の整備
- ・長期の療養を必要とする子供への医療費助成等を行う小児慢性特定疾患対策の見直し・充実の検討
- ・就学援助の充実など小・中学生の子供のいる家庭への支援の検討
- ・放課後子どもプランの推進。放課後子ども教室を活かした、地域の小・中学校の土曜日や放課後の活動に関する安心・安全な活動拠点の確保と、地域の教育力を活用した学習支援や体験・交流活動の推進のための公的支援の充実。既設の小中学校施設の活用などによる全ての小学校区での放課後児童クラブの設置と全学年での利用促進、その規模の適正化や指導員の増員・処遇改善などによる質の確保、「公的責任」や「最低基準」などの法的根拠の明確化などによる公的支援の充実 など
- その他にも、
- ・パパママ教室を充実し、出産前に命の大切さや成長発達を学ぶ機会の提供
- ・父親の育休取得や配偶者出産休暇制度の導入・取得のための環境整備(8819運動)をはじめ、父母ともに育休をとりやすい、育休をとることが不利にならない環境の整備などでゼロ歳児に親が寄り添って育てることができる社会の推進
- ・さらに、子供が3歳になるまで、男女とも希望する場合には、育児休業や短時間勤務を取得しやすい職場環境の整備
- ・母子家庭及び父子家庭が子育てと就業を両立し自立できるよう生活・就業の支援や環境整備の推進
- ・祖父母などの子育て経験者が子育て家族を支える制度の整備
- ・多世代同居の促進
- ・仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
- ・育児休業取得後の円滑な職場復帰を支援するため、中小企業で働く労働者個々人のニーズに応じた「育休復帰支援プラン」の策定・利用を支援

などにより子育て環境の整備を図ります。  
社会の基本は「自助」にあり、家族の助け合いの役割も正しく評価されなければならないとの観点から、児童手当との関係を整理した上で年少扶養控除を復活します。

## 233 児童虐待の早期発見のため、地域や社会による取組みを加速化

児童相談所全国共通ダイヤルの周知・活用促進を図り、適切な担当者確保することを義務付けるとともに、要保護児童対策地域協議会が医療機関や警察などの関係機関との連携をさらに強化し、機能的に取り組む仕組みを作ります。また、子供たちを取り巻く医療職を対象に、早期発見の

ための研修を実施するほか、児童虐待の実態を正確に把握し、通告を受けての事実確認などのために必要な法改正を実行します。さらに子供の虐待を防ぐための啓蒙活動を、積極的に展開します。

## 234 虐待された子供たちに笑顔を

児童養護施設等で育った子供たちの自立を可能にするために、18歳以降の就業や生活支援の制度を充実させるとともに、子供たちが家庭的な雰囲気の中で生活し、多世代間の交流や地域交流ができるよう児童養護施設や児童相談所など社会的養護の機能を拡充します。また、児童一人ひとりにきめ細かな対応ができるよう、専門的な職員の増員や配置基準の引上げなどに取り組みます。

さらに、グループホーム<sup>\*</sup>や里親制度を推進するなど、虐待した親や虐待された子供たちが再び笑顔を取り戻せるよう支援策を拡充します。

## 安定的・持続的な社会保障制度の確立

### 235 若者も高齢者も安心できる年金制度の確立

年金保険料率の上昇を抑制するため、所要の財源を確保し、基礎年金国庫負担割合を二分の一へ恒久的に引き上げます。

無年金者対策として、年金の受給資格要件の期間を25年から10年に短縮するとともに、低年金者対策として、年金制度とは別途に、福祉的給付などの対策を実施します。

高齢者の方々の働く力や意欲を生かせるように、働き方等人生設計に合わせて年金の受給時期や受給額を弾力的に選択できるよう、給与に応じて年金受給額が減少する現行の在職老齢年金制度をはじめ制度の見直しを検討します。

パート等非正規雇用者への被用者保険(医療、介護を含む)の対象拡大については、法改正が実現しましたが、今後とも雇用や経営に対する影響を踏まえつつ検討します。

年金記録問題の早急な説明と迅速な救済により、年金への信頼を取り戻します。社会保障・税番号制度を導入し、将来の年金をはじめとする社会保障サービスの信頼性と透明性、さらには効率性を向上させます。

今後の年金制度については、現行の年金制度を基本としつつ、『社会保障制度改革推進法』に則り、社会保障制度改革国民会議での審議結果を踏まえ、必要な見直しを行います。

## 236 国民が安心できる持続可能な医療の実現

国民が必要な時に質の高い医療が受けられるように、次の施策を実施し、地域において必要な医療を確保します。

- ・地域医療再生基金を活用した地域の医師確保など、地域における医療課題への取組みの支援
- ・医師の科目別、地域別偏在を是正するとともに、必要な医学部定員の確保
- ・臨床研修医制度の見直し
- ・勤務医の処遇改善
- ・女性医師の働きやすい環境の整備
- ・有床診療所をはじめ診療所の機能の強化・充実
- ・地域の医療の必要性の調査などに基づく、診療科目ごとの診療所数や病床数、及び高度医療機器等の適正配置、医療機関の連携体制の充実
- ・かかりつけ医の育成と導入
- ・救急医療機関の機能充実
- ・かかりつけ薬局の充実・強化
- ・医療人材を活用したチーム医療の推進
- ・産業医と精神科医等との連携を含め地域産業保健センターの充実・強化 等

人間としての尊厳が守られ、人生の最終段階を穏やかに過ごせるように、終末期医療をはじめ医療のあり方について患者の意思がより尊重されるよう必要な見直しを行うとともに、看取りのための施設整備や在宅サービスの提供など、そのための環境を整備します。

予防医療総合プログラムの策定や検診を積極的に受診した場合の受診者本人へのインセンティブ付与などの誘導策の導入、特定健診・特定保健指導の推進等により、健康寿命の延伸や、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進します。後発医薬品の使用拡大、二重診療(過剰投与)の抑制、さらには給食給付(医療上必要なものは除く)の原則自己負担化など保険給付の対象となる療養範囲の適正化を図り、保険料負担をはじめ国民負担の増大を抑制します。

国民健康保険の運営の安定化、保険者機能の強化を図るため、運営単位を市町村単位から都道府県単位に広域化します。また、官民格差を是正する観点からも、共済組合と協会けんぽの統合を進めるとともに、保険者機能を維持しつつ被用者保険の料率の平準化を図ります。

「現行の高額療養費の限度額は高い」との声に応え、誰でも安心して医療が受けられるように、負担能力に配慮して高額療養費の限度額を引き下げるなどの見直しを進めるとともに社会保障・税番号制度の導入後、医療・介護を含め他の社会保障サービス全体を対象とした総合合算制度の創設を目指します。さらに、被用者保険の標準報酬月額の上限の

引上げ、市町村ごとにはばらばらで、また、同じ市町村内の資産だけに着目した資産割のように、負担能力に応じているとは必ずしも言い難い国民健康保険の算定方式の見直しなどを目指します。

高齢者医療制度は現行制度を基本としつつ、消費税を中心に所要の財源確保を前提に長寿医療制度に対する公費負担の増加を図ることや、負担能力に応じた負担となるよう拠出金の見直し等、高齢者医療制度への支援の増大に伴う国民健康保険、協会けんぽ、組合健保などの保険料率の上昇を抑制するなどにより、国民皆保険制度を守ります。

患者の利益に適う最先端の医薬品、医療機器等が一日も早く使用できるように、現行の保険外併用療養費制度（評価療養）を積極的に活用し、保険収載されていない医薬品、医療機器等をより使用され易くします。

サービスを利用する高齢者の立場に立って、年金、医療、介護などのサービスを自らの状況に応じて適宜組み合わせ、総合的に利用できるように検討します。また、一部の医療保険者においては、壮・中年期における健康への自助努力をカフェテリアプラン（選択型福利厚生制度）により奨励する取組みが広がってきており、国もその普及を図ります。

医療に対する消費税の課税のあり方については、医療機関、薬局の税負担の検証を行い、引き続き検討を行います。

地域医療の中核的な役割を担う公立病院は、全国に863ありますが、約5割が赤字決算となるなど、極めて厳しい経営状況にあります。過疎地や産科、小児科、救急部門における医療などを中心に、地域の民間医療体制の状況も踏まえつつ、公立病院の経営効率化等を進めるとともに、地方交付税などによる適切な財政支援を行い、経営健全化と地域医療の充実に努めます。

全国どこでも救急患者が医療機関に確実に受け入れられる救急医療体制づくりや夜間も含めて全国でドクターヘリコプター<sup>\*</sup>の運用が行えるよう、体制の整備を行い、救命率の向上を目指します。

## 237 医療機器の研究開発及び普及を促進

医療機器の研究開発及び普及を促進するための基本法である『国民が受ける医療の質の向上のための医療機器の研究開発及び普及の促進に関する法律』の制定や医療機器の特性を踏まえた制度構築等を内容とする薬事法の改正等を通じて、承認審査や研究開発に関する体制の整備等を進め、海外で使用されている医薬品、医療機器等が日本で使用できない状態の解消、さらには日本人により適した医療機器等の開発と迅速な導入を図ります。

## 238 再生医療を国民が迅速かつ安全に受けるための総合的施策の推進

再生医療の研究開発から実用化までの施策を世界に先駆けて総合的に推進し、国民が受ける医療の質及び保健衛生の向上を図ります。議員立法の『再生医療を国民が迅速かつ安全に受けるための総合的施策の推進に関する法律』を成立させました。その基本的な方向に沿って、『薬事法』の改正や『再生医療新法』の制定による制度改革を進めていきます。

## 239 がん対策の充実

がんや心疾患など、専門医療に対する国民のニーズに応えるために、地域が求める医療機能や施設・病院の整備（ブロックごとのがん診療連携拠点病院、緩和ケアセンター、リハビリセンターなど）を緊急かつ集中的に行います。

「がんによる死亡者の減少」、「すべてのがん患者及び家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上」、「がんになっても安心して暮らせる社会の構築」を目指し、放射線療法、化学療法、手術療法のさらなる充実とチーム医療の推進、がんと診断された時からの緩和ケアの推進、法制化を含めたがん登録の推進、働く世代や小児へのがん対策の充実、小児がん拠点病院の整備、地域の医療介護サービス提供連携体制の構築、がん検診の充実、医療機関の整備によるがん医療の均てん化と疾患別・治療別の機能連携による集約化、専門医の育成、がんに対する相談支援及び情報提供体制の整備、新たながん研究総合戦略の策定と推進、就労支援など、患者・国民の立場に立ったがん対策を総合的かつ計画的に推進します。

女性特有のがん対策として、子宮頸がん、乳がんの検診を推進するとともに、成年男子の前立腺がんの早期検診も促進します。

## 240 ワクチン施策の推進

わが国はワクチン後進国と言われており、ワクチンの一層の活用を図るため、ワクチンで防げる病気はワクチンで積極的に対応するとの方針の下、健康安全保障の観点に立って、ワクチンの研究開発の促進と供給体制の整備、充実等を図ります。子宮頸がん予防ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、ヒブワクチンを定期接種の対象に加えました。さらに、おたふくかぜワクチン、水痘ワクチン等の定期接種化も含め今後とも感染症予防を促進するなど、新たなワクチン政策の確立と推進体制を目指します。

予防接種の副反応について情報収集を行った上で、専門家による定期的な分析・評価を行うとともに、積極的に情報発信します。

新たな脅威に備えて、『新型インフルエンザ等対策特別措置法』に則り、新型インフルエンザ等（高病原性鳥インフルエンザ由来等）が発生した場合、全ての行政機関・地方自治体・各企業・全国民が一体となった国民保護のための体制を整備します。

## 241 健康医療情報のコミュニケーションの強化

国民の健康を守り、安全・安心な生活を確保する上で、感染症をはじめとする疾病対策を推進することが急務であり、国民の健康医療情報を学術的な観点から整理・評価した上で国民に発信し、正しい情報を共有するコミュニケーションを強化するための体制整備を図ります。

## 242 医療安全の確保に資する死因究明制度の検討

患者にとって安全・安心な医療の確保や不幸な事故の再発防止に資するために、医療事故による死亡を含む死因究明のための制度のあり方について検討を進めるとともに、死亡時画像診断システム整備事業の推進等、必要な財政支援についても検討します。

## 243 死因究明体制の推進

公衆衛生の維持向上、犯罪の見逃し防止、そして遺族と社会の納得向上および医学の発展に向け、政府の死因究明等推進会議の議論等を踏まえ「死因不明社会」の解消を目指します。第一歩として、モデル的な小児死亡例全例のAi<sup>\*</sup>実施や、全国的な解剖体制の充実など必要な措置を積極的に検討し、着実に実現します。

## 244 精神保健医療福祉の推進

精神疾患が医療計画における五疾患の一つとして位置づけられたことを踏まえ、国民の精神保健福祉医療に貢献するために、精神科医療の一層の推進と質の向上を推進します。

特に精神科救急医療、自殺、うつ病、身体合併症、児童思春期、認知症など精神科医療に対する新たな社会的ニーズの広がり<sup>\*</sup>と深刻化に対応して、精神科医療への適切な評価、精神科疾患に対する正しい知識の普及や早期発見・早期治療の促進を図るための啓発運動、児童や職場などにおけるメンタルヘルス教育、診断法・治療法等に関する研究の推進を支援します。

また、地域社会において障害があっても安定した生活を営むことのできる共生社会の実現を目指し、障害者の自立及び社会参加の支援等を促進します。

さらに、長期在院者対策として、地域生活をサポートするサービスの提供や受け皿の整備のため、地域での住居の確保や介護精神型老人保健施設等により精神科病床の適切な機能分化等による精神科医療福祉の効率化と質の向上を図るために努力します。

## 245 認知症対策の推進

認知症対策としては、認知症の早期診断、鑑別診断とともに、身体合併症、精神症状と問題行動、認知症終末期医療などあらゆる病態に機能分化して対応可能な適切な精神科医療を充実し、地域での生活を継続するための地域ケアと施設ケアを統合した医療介護総合モデルの体制の確立を目指します。また、かかりつけ医が中心となり、他職種と連携して高齢者や家族の相談等に応じる体制の整備を検討します。

## 246 看護職の処遇改善の推進

看護職の確保対策を推進し、看護職が働き続けられるよう勤務環境を改善する仕組みを導入するとともに、潜在看護師の再就職支援を強化します。在宅医療・介護の充実の必要性を鑑み、介護保険施設や訪問看護に従事する看護職を確保し処遇を改善します。また、看護職（助産師・保健師含む）の更なる能力の向上のために大学や大学院での教育を推進し、役割の拡大を支援するための法整備等を図り、その専門能力を現場でより活用できるようにします。看護職の養成所等に対する支援を推進し、看護職を志す人を支援します。

## 247 国民歯科医療の充実・発展

国民の生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健や歯科医療を推進し、生活の基盤となる「食」を支えます。

特定健診（メタボリック・シンドローム対策）に歯科健診を導入し、8020運動<sup>\*</sup>を促進します。

労働者の一般健診に歯科健診を導入し、産業歯科医の役割を明確化することを目指します。

要支援・要介護者を含めた高齢者に対する在宅歯科医療を充実させます。

また、歯科医療の提供体制を安定的に維持するため、歯科専門職の労務環境の改善を図ります。

## 248 B型・C型肝炎対策の推進

B型・C型肝炎訴訟は各々の合意に則り、さらに完全解決に向け努力します。また、肝炎全体への一般対策の充実を図ります。

## 249 ヒトT細胞白血病ウイルス・難病・結核・腎疾患対策などの推進

ヒトT細胞白血病ウイルスについて、全国一律の妊婦健診での抗体検査実施により母子感染を予防します。難病の診断や医薬品等による治療方法の研究開発、医療技術の向上を進めるための難病研究の拡充等、難病対策をさらに充実します。難病、成人T細胞白血病、HAM<sup>\*</sup>の感染者・患者に対する診療体制の整備等とともに、難病の方々の医療費負担を軽減するため、助成の対象疾患を増やすよう努めます。難病患者の方々と家族の方々のご負担を軽減するために、新薬の開発支援や医薬品の適用拡大を進めるなど治療法の早期確立・普及を図るとともに、相談支援や療育環境の整備、就労支援等に努めます。

結核は年間約2万3千人の新規患者が発生するなど、依然としてわが国の主要な感染症であり、確実な治療の実施等、総合的な結核対策を推進します。腎臓病、糖尿病性腎症の予防対策と腎不全・透析治療に移行しないための啓発活動を促進し、腎臓病の原因究明の研究を推進します。また、透析患者が安心して治療を受け生活できる環境及び体制の整備に努めます。

糖尿病等の生活習慣病対策、慢性閉塞性肺疾患(COPD)診療、リウマチ・アレルギー疾患対策及び、慢性腎臓病(CKD)研究事業を推進します。

## 250 薬局・医療機関の薬剤師の機能、役割の拡充と積極的活用

国民医療の向上とセルフメディケーション(自己健康管理)普及のため、医薬分業の一層の推進と地域の薬局(全国に約55,000軒)・薬剤師の積極的活用を図ります。医薬安全対策強化の一環としてチーム医療における薬剤師の業務の拡充と医療機関における薬剤師配置を推進します。薬剤師の卒後研修の制度化を検討します。

さらに、医薬品のネット販売が安易に行われることがないよう、利便性に配慮しつつ安全性を確保する観点から、適切な制度を設けるとともに、スイッチOTC<sup>\*</sup>の推進など、一般用医薬品の拡充を図ります。

## 251 薬物の乱用防止の総合的推進

薬物乱用防止については、薬物の種類ごとの取り締まり法規や複数の規制当局による対応がなされていますが、啓発、取り締まり、薬物依存者の治療・社会復帰の支援など薬物乱用防止対策を総合的かつ有機的に推進し、乱用防止対策を一層効果的に実施できるよう、綜合法規としての基本法の策定を図ります。また、いわゆる脱法ハーブの使用による健康被害が増加していることに鑑み、指定薬物の包括的指定をさ

らに進めるとともに、麻薬取締官(員)に対し、指定薬物に関する取り締まり権限を付与することなどを内容とする『改正麻薬及び向精神薬取締法』並びに『改正薬事法』を施行することなどにより、薬物乱用のない健全な社会を構築します。

## 252 製薬産業に係る成長戦略推進と国民医療、健康への貢献施策の展開

製薬産業がイノベーションを通じて付加価値のある薬剤の創造力を強化し、国民医療へさらに貢献していくため、創薬支援ネットワークを通じた産学連携・オープンイノベーションの推進、製薬産業の国際化の推進、研究開発税制の利用促進、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度の本格導入・恒久化を図るとともに、基礎的医薬品の安定供給に資する措置を行います。また、先発品と後発品の役割が適正に反映された市場実勢価格主義に基づく透明性の高い薬価制度を堅持します。さらに、医療の効率化や国民の健康維持の観点から、後発品の普及を図るとともにセルフメディケーションを推進します。



## 253 医薬品の流通体制の充実

安全・安心・信頼の医薬品流通を確立するため、医薬品のトレーサビリティの確立、新型インフルエンザ・パンデミック<sup>\*</sup>対策の推進をするとともに、災害時のガソリン・電力確保等の危機管理体制を充実します。また、医療保険制度の円滑な運営を図るため、医薬品流通のあり方を改善します。

## 254 リハビリテーションの提供体制強化

誰もが安心して生き生きと生活できる社会を実現するため、リハビリテーション提供体制を強化し、医療と介護で切れ目のない相互連携のあるチーム医療を推進します。老人保健施設の在宅復帰機能の強化・在宅支援の強化を図ります。

## 255 漢方医学の推進

日本の伝統医学である漢方医学について、指導者・臨床医の教育・研修、科学的根拠確立のための研究を推進します。漢方医学を支える漢方製剤の安定供給が可能となる環境を整備します。

## 256 国民が自主的に健康増進を図るための一般健康食品の利活用の促進

国民が自主的に健康増進を図るために、一般健康食品について適切な情報に基づいて選択が行えるよう、国民に理解しやすい機能性表示を可能とする仕組みを整備し、健康食品市場の発展を図るとともに、健康長寿を願う国民のニーズに積極的に応えてまいります。

## 257 生活の質(QOL)を高める統合医療の推進

統合医療は、現代西洋医学に伝統医療や各種健康法を組み合わせることで、より効果的で安全性が高く、心のケアにも重点を置いた患者中心の医療を目指しています。

厚生労働省に統合医療の研究機関を設置し、各種健康法の安全性と有効性の調査・研究を推進し、その情報を公開します。

また、統合医療のための教育、人材育成、実践のための環境整備や心身医学的なアプローチの普及などに取り組みます。

## 258 健康で質の高い生活をめざすまちづくりの推進

地域住民が直面する健康課題には、一人ひとりの「心や身体の健康」のみならず、社会や文化、都市整備など住民を取り巻く多岐にわたる要因があります。その有効な包括的まちづくりとして、WHOが提唱する「健康都市プロジェクト」に参加する自治体を支援するなど、個人から家庭、そして地域へと広がる健康づくりを積極的に推進します。

## 259 財政の安定化を図り、介護保険サービスの充実と保険料の抑制

高齢化の進展により、増大が予想される介護保険料の上昇を抑制します。そのために、介護保険の保険給付の対象となる介護サービスの範囲の適正化等による介護サービスの効率化、重点化を図るとともに、公費負担の増加などを行い、持続可能な介護保険制度を堅持します。併せて、介護報酬の確保とともに適正な介護事業運営の規模を検証すること等を通じて、介護従事者の一層の処遇改善、キャリアパスの確立等を図り、介護人材の需給計画を

示すことで、専門性に基づく高品質な介護が行われ得る体制を整備します。

また、特養の待機者をはじめ、要介護者が安心して介護を受けられる居場所の整備を行うために、特養・老健をはじめ、特定施設やグループホーム、サービス付き高齢者向け住宅などの整備を進めます。

住民や自治体のニーズに応え、間仕切り等の工夫によってプライバシーの保護に配慮した上で、高齢者が適正な負担で必要な介護を受けられるよう、「多床室特養」の整備を進めます。

同時に、地域の高齢者が満足できる介護サービスを受け、安心して暮らせるよう、特養・老健などの介護施設の活用による在宅サービスの強化やセーフティネット機能の充実、24時間型の訪問介護や訪問看護、訪問診療等の整備によって地域の介護不安を解消し、安心して生活を継続できる地域包括ケア体制を構築します。併せて、家族介護者の精神的負担等の軽減のための施策を進めます。

『介護保険法』改正により平成30年まで延長となった介護型療養施設のあり方に関しては、同施設の必要性を重視し、見直しを行います。

大災害時において、被災した介護や支援が必要な方々を支えるため、支援チームの創設、他の施設等での受け入れ等の仕組みづくりを推進します。

一部の自治体で取り組まれている介護保険を利用した介護支援ボランティア制度の普及を図ります。また、子育て支援などの介護分野以外のボランティア活動への適用拡大を進めます。

## 260 介護支援専門員の積極的活用

医療・介護・福祉サービスを必要とする人が過不足のないサービスを受けて、住み慣れた地域で自立した生活を営むためには、介護支援専門員(ケアマネジャー)による適正なケアマネジメントが必要です。そのため、居宅介護支援事業所の経営の独立性・中立性の推進を図るとともに、特養・老健などの「介護保険施設」において介護支援専門員の専従化を進め、自立支援や在宅復帰に向けた施設機能の強化と活性化を図り、高品質な介護サービスを提供できるシステムをつくります。また、それらを促進するため、社会保障制度において重責を担う介護支援専門員の国家資格化を目指します。居宅介護支援費に関しては、誰でも公平にケアマネジメントが受けられるように、介護保険制度で全額を賄う現行制度を堅持します。

## 261 在宅介護の支援

地域で多様な質の高い在宅介護サービスが提供できるよ

<sup>\*</sup>HAM HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス)が関係して起こる稀な神経難病。 <sup>\*</sup>スイッチOTC 医師の判断でしか使用できなかった医薬品を、薬局で買えるようにした薬。 <sup>\*</sup>パンデミック 感染症の世界的な大流行、爆発感染。

う、事業者の創造性と自律性が発揮できる環境を整えるための法令基準等を見直します。

## 262 運動器リハビリテーションの充実とロコモティブシンドローム(運動器症候群)の早期発見

運動器の衰えにより、要支援・要介護となることを予防するため、医療における運動器リハビリテーションの充実を図ります。また、転倒・骨折・寝たきりのリスクが高くなるロコモティブシンドローム(ロコモ運動器症候群)該当者(予備軍を含め全国で推定4,700万人)を早期に発見し、リハビリテーションを指導することができるよう、運動器健診事業の導入を推進します。

## 263 障害者の方への施策の推進

自民党は、障害程度区分から障害支援区分に修正するなど『障害者自立支援法』の改正に精力的に取り組み、『障害者総合支援法』を成立させました。その着実な推進を図りつつ、国と地方の適切な役割分担の下、地域の実情を踏まえながら、計画的なサービスの基盤整備を図ります。

また、自民党が主導した『障害者優先調達推進法(ハート購入法)』を着実に実施する等雇用の促進に努めます。

さらに、精神障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、『精神保健福祉法』の改正をはじめとした精神保健医療福祉施策の改革に取り組むとともに、障害福祉サービスの利用の観点から、成年後見制度の活用をさらに進めます。

自民党は、障害の有無にかかわらず、国民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう社会を実現するため、『障害者基本法』の改正に主導的に取り組みましたが、さらにその具体化を図る観点から、『障害を理由とした差別の解消の推進に関する法律案(障害者差別解消法)』の制定と『障害者雇用促進法』の改正に取り組み、法案を成立させました。今後、幅広い国民の共感と理解を得ながら、これらの法案の成立、施行の推進を図ります。

引き続き、障害のある人の自立と社会参加のための施策を積極的に推進してまいります。

## 264 若年者の就労支援、低所得高齢者等への生活支援の拡充

子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう子供の貧困対策を進めます。

若年者を中心に就労可能な者については、仕事へ就くよう促すため、求職者支援制度の活用等により就労を促進します。生活に困窮している低所得高齢者等に対して、その

実態に即した生活支援を的確に行うため、生活に困窮している方々の支援に精通したNPO等の活用を図るとともに、福祉的給付などの低所得者対策を実施します。また、単身高齢者や老々介護の増大などに対応するため、高齢者の生活の場となる養護老人ホーム、グループホームや特定施設などの整備を進めます。

契約を前提とする社会において、判断能力が不十分なことによって不利益を被ったり、人間としての尊厳が損なわれることがないように、成年後見制度<sup>\*</sup>を充実させます。



## 265 生活保護制度について

生活保護制度については、真に必要な人に生活保護が行きわたるとともに、納税者の理解の得られる公正な制度に改善し、国民の信頼と安心感を取り戻します。

そのため、自助努力による生計の維持ができない者に対する措置ということを原点に、就労による自立を促進するための給付金の創設、受給者の状況に応じた健康や生活面等に着目した支援、不正・不適正受給対策の強化、指定医療機関制度の指定要件の明確化や後発医薬品の使用促進等による医療扶助の適正化等を実現します。そのため、『生活保護法』を改正します。

生活扶助基準については、生活保護を受給されていない方との均衡も考慮しつつ、社会保障審議会における検証結果や近年デフレ傾向が続く中で基準額が据え置かれてきたことから物価の変動を勘案して、3年で6.5%程度の引下げを行います。

また、生活保護受給世帯の中学生の学習支援の支援対象範囲を広げ、高校生に対しては、中退防止のための生活

相談支援を行うなどの取組みにより世代間の貧困連鎖を防止します。併せて、ケースワーカーのマンパワーを拡充します。

生活困窮者の自立を促進するため、自治体における自立相談支援事業の実施、所得が一定水準以下の人に対する住居確保給付金の支給や就労準備支援事業等の生活困窮者対策の充実・強化を図ります。そのため、『生活困窮者自立支援法』を制定します。

## 266 原爆被害者への支援

人類唯一の被爆国<sup>\*</sup>であることを踏まえ、被爆者の方々への支援策を推進します。

## 267 中国残留邦人<sup>\*</sup>への支援

中国残留邦人の方々のための生活支援をはじめとした抜本的な支援策を講じましたが、今後さらに帰ってきて良かったと思えるような、きめ細かい対策を推進します。

## 268 さらなる国民の負託に応えられる「社会保険労務士法改正」の推進

社会保険労務士が、国民の利便性の向上とさらなる負託に応えられるよう、個別労働紛争について未然防止から解決まで一貫して関与できるようにすることや一人法人制度の導入等が可能となるよう、『社会保険労務士法』の改正を推進します。

## 269 生活衛生サービスの安全・安心の推進

生活衛生サービスが、安全・安心に提供されるよう、生活衛生営業指導センター、生活衛生同業組合の活性化を図ります。また、建築物の衛生環境・日本政策金融公庫の融資等の充実を図ります。

## 270 柔道整復師の活動の支援

柔道整復療養費の適正な見直しと卒後臨床研修の制度化を目指します。柔道整復師の業務に関して算定基準の明確化と法整備等に努めます。

## 271 鍼・灸治療、あん摩・マッサージ・指圧治療の充実

国民が鍼・灸治療、あん摩・マッサージ・指圧治療を身近な治療法として、さらに利用できるように制度の整備に努めます。また、更なる技術の向上を積極的に支援し、資格制度の周知に努めます。

## 272 栄養士・管理栄養士の積極的活用

今後、増加が想定される在宅療養者や高齢者に対して適切な栄養管理を提供できる体制を構築し、安心した生活を過ごせるよう、栄養士・管理栄養士の積極的活用を進めます。

## 273 心理職の国家資格化を実現します

複雑化する現代の日本社会において、国民のこころの問題や、発達・健康上の問題は、ますます増大し、これらに対する心理的な対応のための専門的人材育成は急務となっています。こうした国民的ニーズの高まりに対応するために、先進諸国と同様に、心理職の国家資格化の実現を目指します。

## 274 一人ひとりの状況に応じた就労支援と労働環境の整備

ハローワークの機能強化等により、若者、女性、高齢者など一人ひとりの状況に応じた就労支援を積極的に進めます。

また、産・育休の取得範囲の拡大などによる子育てと仕事の両立など頑張る個人を支援し、経済のグローバル化や活力ある社会に対応した労働環境の整備を進めます。

## 275 就職、転職をしやすい環境の整備

職能別検定制度の充実とジョブカードの円滑な活用を通じ、職業訓練や職業能力開発などを活かし、就業につながるマッチングシステムを確立します。

また、再チャレンジや成長産業への円滑な人材シフトを促進し、正規雇用の維持、拡大を図ります。そのため、労働者派遣制度の活用によるスキルアップやキャリア形成支援、労働移動を支援する助成金の抜本的拡充、雇用保険制度の見直しによる社会人の学び直しの支援など再就職、転職支援の制度や仕組みを設けます。

同一価値労働・同一賃金を前提に均等・均衡待遇を目指し、パートタイム労働者の均等・均衡待遇のための必要な法整備などにより、非正規労働者の処遇を改善します。

また、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援を拡充しつつ、最低賃金の引上げを目指します。

## 276 新卒者就職対策の実施など若者の雇用対策の推進

新卒者の就職状況の厳しさが続く中、将来を支える若者が社会の入口で躓くことがないように、正社員希望者の初職での正社員割合「100%」を目指して、キャリア教育の充実、大学等とハローワークの連携強化による中小企業とのマッチング強化、新入社員等の職業訓練に取り組む中小企

業団体等の支援など、在学中の就職活動から入社後の能力開発に至るまでの一貫した支援を行います。さらに正社員として就職した若年者の早期離職の発生防止や若者の「使い捨て」が疑われる企業への対応策を強化します。

## 277 アスベスト対策

総合的なアスベスト対策を早急に図ります。アスベスト飛散防止対策のさらなる強化のため、本年の通常国会において『大気汚染防止法』の改正を行いました。今後も引き続き、被害の防止と被害者救済のあり方について検討を重ねます。

## 278 恩給の適正な水準を確保

国家・国民のために生命を賭して忠誠を尽くされた方及びそのご家族の生活を支えるための恩給は、国家補償として適正な水準を確保します。

## 279 戦没者遺骨の早期帰還

先の大戦において240万人もの方々が犠牲になりましたが、戦後67年を経て未だ113万人ものご遺骨が収容されていない現状です。この現状に鑑み、これまでの経緯を検証し、ご遺骨の情報収集・収容の方法、地域・派遣人員の増加などを検討し、戦後75年などを区切りとし、スピード感を持った収容作業、ご遺骨の帰還にむけた集中的な取組みを行うとともにそのための法的措置を検討します。

また、慰霊巡拝を推進します。

## 280 消費者保護・育成施策の充実

消費者庁創設時の理念に立ち返り、真に消費者目線に立った行政機能の強化、すなわち司令塔(消費者庁)、監視機能(消費者委員会)、センターオブセンター(国民生活センター)、それぞれの機能の充実を図ります。

また、食の安全・安心を図るため、食品表示の一元化を進めるとともに少額多数の被害者の救済策として「集団的被害者救済制度」を整備し、消費者と事業者双方の信頼関係を構築することにより、経済の活性化を図ります。

さらに、「消費者教育」を推進することで、騙されることなく、社会的に自立した消費者を育成し、公正で持続可能な社会環境をつくります。

## 281 適正な規模の小口金融市場の実現と真の返済困難者の救済

2006年12月の『改正貸金業法』の成立、2010年6月の同法の完全施行という一連の流れの中で、市場の収縮・マクロ経済への悪影響、新種のヤミ金の暗躍、返済困難者の放

置といった様々な影響が顕在化しています。そのため、上限金利規制、総量規制といった小口金融市場に対する規制を適正化することによって利用者の利便性を確保します。同時に、地方消費者行政、消費者教育の推進や多重債務者に対する支援体制を強化するとともに、ヤミ金融業者の摘発強化・適正業者の育成を図り、健全な借り手と健全な貸し手による適正な規模の小口金融市場の実現と真の返済困難者の救済を目指します。

## 282 「第2次犯罪被害者等基本計画」の着実な推進と新たな犯罪被害者補償制度の確立

平成23年度から計画期間5カ年の「第2次犯罪被害者等基本計画」の着実な推進を図りつつ、犯罪被害者が、被害を受ける前の平穏な生活を取り戻すことができるよう、新たな犯罪被害者補償制度の確立を目指します。

## 283 矯正教育の充実

刑務所等での矯正教育の充実を図る観点から、介助犬や盲導犬育成プログラムを導入し、再犯防止を図るとともに、刑務所等出所者の社会復帰を支援します。

## 284 交通事故死傷者数を半減

ピーク時には交通事故死者数が年間1万5千人を超えていましたが、近年5,000人を下回るほどになりました。今後は、交通事故死傷者を今よりさらに半減させるべく、飲酒運転や無免許運転などの悪質な運転の罰則の強化を図り、これと並行して高齢者や子供等の交通弱者を重点対象とした交通事故対策を進めます。

併せて、高度道路交通システム(ITS)の推進による安全性を高めるための安全運転支援システムの実現や、交通事故が起こりにくい街づくり、事故に遭っても被害が最小限に抑えられる車の開発、自転車に対する対策など、総合的な交通安全対策を推進します。

## 285 自殺対策の強化

わが国における自殺死亡者数は、近年高い水準で推移しています。自殺者の減少を図るために、産業医・専門医、心理職への紹介や、健康診断で精神患者チェックを盛り込む等、うつ病等の早期発見に向けた社会としての対策を図ります。うつ病対応力を持つ精神科医師、精神保健福祉士等の活用を検討します。

さらに、一人でも多くの命を救うため、まず都市部における駅のホームドアの設置を義務づけるなど、目に見える対策を推進します。

## 286 家族の絆を深め、家庭基盤を充実させ、全員参加型社会の実現へ

社会の基礎単位である家族を大切にするという視点に立ち、家族の絆を深め、家庭基盤の充実を図ります。また、家庭や地域社会の機能を引き出し、老若男女が生きがいを持って働き続けられる社会整備を進めます。特に、家庭資産の形成がはかれるような税制の改正、三世代同居・近居の優遇、質の高い持家・借家制度等を進めます。

地域、職場、家庭などあらゆる場面で、年齢や性別、障害の有無にかかわらず活躍できる社会環境づくりを推進します。

そして、配偶者からの暴力の根絶に向けた取組みを図るため、DV被害者に対する相談体制の強化や、婦人相談所等での夜間・土日対応の強化を推進します。

また、次代を担う青少年の健全な成長に資する『青少年健全育成基本法案』を制定し、総合的な施策を推進します。

## 287 保護司公務災害補償制度の拡充

無償で犯罪者の改善・更正を助ける保護司が保護観察対象者から被害を受けた場合、従来、人的被害しか補償されませんでした。平成24年度から、保護司が安心、安全に業務遂行できるよう人的被害だけでなく、物的被害及び保護司の家族に対する被害についても対象となる保護司公務災害補償制度が導入されました。わが党は、保護司公務災害補償制度の拡充を図ります。

## 288 成年後見制度の改正

遺体の引き取りや葬儀、永代供養、遺品処分等の死後事務委任契約は、現行法では本人に判断能力があることが要件のため、任意後見人のみが締結することができ、法定後見人はできません。しかし、独居老人の問題が社会現象化する中で、法定後見人が増加傾向にあるため、後見制度のさらなる拡充のための成年後見制度の改正を行います。

## 289 電子記録債権法施行に伴う民法改正

現行民法上、根抵当権者が債務者との間の取引によらないで取得した手形上若しくは小切手上的債権については、これが根抵当権の被担保債権となることにつき明文上規定されていますが(民法398条の2第3項)、電子記録債権については規定されていません。こうした現状を改め、法的安定性の付与を通じた電子記録債権に係る業務の普及さらには金融の円滑化を図る観点から、同条同項に、「手形上若しくは小切手上的請求権」に加えて「電子記録債権」(電子記録保証に係る請求権を含む。)を追加します。

## 290 経済活動におけるキャッシュレス化の推進

IT技術の高度化、サービスの多様化の中で、世界的に経済社会のキャッシュレス化(クレジットカード、デビットカード、電子マネー等の利用)が急速に進展する中で、わが国も、キャッシュレスに対応するためのインフラの整備、利用環境の標準化等により、消費・販売分野における利便性や透明性の向上に努めるとともに、本分野でのグローバルスタンダード化に取り組みます。

その際、比較的対応力が弱い分野に着目し、高齢者を含めた消費者の利便の向上、地方の中小小売業の販売事務の効率化を促し、消費社会全体の健全な発展・拡大を目指します。

## 291 休眠預金の活用

預金者等の権利の保護や払い戻し手続きにおける利便性等に十分に配慮しながら、長期間にわたり入出金等がない、いわゆる「休眠預金」を、金融機関から適切な機関に移管し、有効に活用することを検討します。

# さあ、 教育を取り戻そう。

教育は、国家の基本。  
将来を担う子供たちは、日本の宝です。  
教育再生を断行し、  
世界トップレベルの学力と規範意識、  
歴史や文化を尊ぶ心を持つ子供たちを育みます。

## 292 世界トップの人間力と学力を 実現するための教育投資の充実

『教育基本法』の理念に基づき、「自助自立する国民」「家族、地域社会、国への帰属意識を持つ国民」「良き歴史、伝統、文化を大切にす国民」「自ら考え、判断し、意欲にあふれる国民」を育成します。そのため、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、『教育基本法』に則り策定した第2期教育振興基本計画や「学習指導要領」を着実に実行していくため教育再生など、必要な予算を確保します。

全国学力・学習状況調査を全国一斉の学力テスト(悉皆)として継続的に実施し、全ての子供の課題把握、学校・教師の指導改善に活かします。さらに、土曜授業の実現を目指します。

## 293 成長戦略に資するグローバル人材の 育成

成長戦略の実現のためには、世界で活躍できる人材の育成が急務です。実用的な英語教育やイノベーションを生む理数教育、ICTの積極的な活用などグローバル人材育成に資する教育を抜本的に拡充するため、「グローバル人材育



成推進法(仮称)』を制定し、集中投資を行います。

国際的共通語となっている英語のコミュニケーション能力を身に付けることは、子供の将来のためにも、わが国の一層の発展のためにも、非常に重要な課題です。教師の資質向上や留学支援等を通じて、今後とも外国語教育の充実を図ります。

小・中・高等学校における英語教育については、小学校における英語教育実施学年の早期化、教科化、指導体制のあり方や、中学校における英語による英語授業実施について検討するとともに、少人数英語指導を徹底するための教員配置の充実やイングリッシュキャンプ等を通じた実践的な英語教育の導入、英語を母国語とする青年招致に関する事業(JETプログラム)をさらに充実させるなどにより、抜本的に改革・強化します。また、将来、経済界、政界、学术界等において活躍するグローバルリーダーを高等学校段階から育成するため、英語を使う機会を格段に増やして国際的素養を身に付ける取り組みなどを行う高校を支援する制度(「スーパーグローバルハイスクール(仮称)」)を整備します。

学生の実用的な英語力を向上するため、大学入試におけるTOEFL等の外部試験の一層の活用の促進や、一定以上の成績の卒業要件化を促進するとともに、英語を実践的に活用できる人材育成を目的とした教育プログラムを開発・実施する大学への支援を行います。また、国際的に認められる大学入学資格である国際バカロレア\*資格について、一部のカリキュラムを日本語でも履修可能にするプログラム(日本語DP)を開発・導入し、国際バカロレア資格を取得可能な高校等を平成30年頃までに200校程度に増加させます。さらに、英語での授業の実施割合の飛躍的な向上や、外国人や海外で学位を取得した若手の積極採用を行うなど、スピード感をもって国際化を断行する世界トップレベルの教育・研究を担う大学を30校程度指定し、重点的に支援します。

理数教育については、将来、イノベーションの担い手として世界を牽引していくリーダーとなるような明確な目的意識を持つ子供の育成に向けて、子供の多様性を尊重し、創造性を育むとともに、優れた資質を伸ばし、育てる才能教育を強化します。理数好きな子供を増やすため、体験活動や実験教室の充実、理工学部の学生や企業関係者等の外部人材の活用、さらには理数教育に携わる教師の指導力向上等、初等中等教育段階での理数教育を大幅に充実します。また、全国学力・学習状況調査で、国語・算数(数学)に加え、理科の調査を定期的実施します。

理科専科教員の増員や理科設備の計画的整備、先進的な理科教育を行うスーパーサイエンスハイスクール(SH)\*や「超SSH」を推進するとともに、学校を超えた才能教育の場や、中学・高校生の「科学の甲子園」などの活

躍の場の充実等を推進し、国際科学オリンピックに参加する児童生徒数の大幅な増加を促進し、国際的な交流機会を拡大します。また、高等教育段階において、入学時に必要な学力として文系においても理数の力を重視する取り組みや、文理横断型教育プログラムの開発などを支援します。

ICT教育については、1人1台のタブレットPC、電子黒板、無線LAN等が整備された拠点地域を各都道府県に合計100程度指定し、先導的な教育システムを開発します。また、小・中・高等学校におけるICT環境を5年間を目途に整備します。教員養成カリキュラム、教員採用選考、免許更新講習等を通じて、全ての教師がICT活用指導力を身に付けるように取り組むとともに、ICT支援員の全学校配置を目指します。タブレットPCの計画的整備やデジタル教科書・教材の開発、多様な情報端末で利用するための標準化等の技術開発に取り組み、世界最高水準のICT教育コンテンツ・システムを創造します。加えて、世界最高水準のICT教育を受ける子供にふさわしい、世界最高水準の情報リテラシー教育、発達段階に応じた情報モラル教育を徹底します。

## 294 公教育における国の責任体制の確立

義務教育については国が責任を果たすとの理念に立ち、教育の正常化を図った上で、子供が日本のどこで生まれ育ったとしてもふるさとで頑張っていれば必ず夢が実現できる環境を整えるため、教育の地域間格差が生じないよう、公教育の底上げを徹底的に取り組みます。

国際的な学力調査の結果を見ても、日本はトップレベルの国々と比べると下位層が多い現状にあります。「落ちこぼれ」をつくらないことは公教育の使命です。このような観点から、学習指導要領をはじめとした学校教育に関する基準によって教育の質を保障するとともに、一人ひとりの子供にしっかりと目を行き届かせるための指導体制を充実させます。

経済状況をはじめとした家庭環境によって教育格差が生じないよう、教育費負担の軽減などに取り組むとともに、地方自治体の財政力によって教育条件に格差が生じないよう、義務教育費国庫負担金については、国が全額負担することを含め検討します。

さらに、地方自治の精神を尊重しつつ、いじめの隠ぺいなど、地方教育行政において、法令に違反している、あるいは児童生徒の「教育を受ける権利」を著しく侵害するおそれのある場合、公教育の最終責任者たる国(文部科学大臣)が責任を果たせるよう、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』を改正します。

## 295 わが国を愛する心を養う教育と 体験活動などの推進

国旗・国歌を尊重し、わが国の将来を担う主権者を育成する教育を推進します。不適切な性教育やジェンダーフリー教育\*、自虐史観偏向教育等は行わせません。

中学・高校でボランティア活動やインターンシップを積極的に推進し、公共心や社会性を涵養します。キャリア教育や職業教育、また、豊かな体験に裏打ちされた子供の力強い成長を促す農山漁村地域での長期宿泊体験学習等を推進します。あわせて、地域に根差した伝統・文化や、スポーツクラブ、サークル活動などの地域の絆を守り、支える取組みを支援(「伝統文化親子教室」の充実など)します。

## 296 規範意識を養う教育の推進と新科目 「公共」の設置

人が人として生きる上で必要な規範意識や社会のルール、マナーなどを学ぶ道徳教育については、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みにより教科化し、誇るべき先人の伝記を学ぶなどわが国の伝統に根差した指導を充実します。また、高等学校において社会参加や消費者教育等の推進を図るため、新科目「公共」を設置するとともに、現行の家庭科教育の単位数をゆとり教育前に戻し、かつ、現代の家庭教育に役立つ単元を増やします。

## 297 健康で元気な生活のため、食文化・食育の 推進

知育、徳育、体育、そして食育、才育という五育、その中でも生きる上での基本である食育を、『食育基本法』に基づ



き、より一層すべての世代に浸透させていきます。

また、日本の誇るべき食文化を世界に正しく広めていくため、必要な措置を講じます。

## 298 激動の時代に対応する、新たな教育改革（平成の学制大改革）

世界トップの教育立国とするため、結果の平等主義から脱却し、社会状況や子供の多様な成長の実態等に応じた、学校制度の多様化・複線化を図ります。終戦直後に整備されて以来、現在まで変わらず続いている6-3-3-4制について弾力化し、6歳から15歳までの9年間を一貫教育する「義務教育学校（仮称）」について制度化を図るとともに、小中高一貫教育や義務教育の早期化、義務教育化を含めた高校の理念・あり方等について検討を進め、4-4-4、5-4-3などの新たな学校区分に移行するなど、新時代に対応した「平成の学制大改革」を断行します。その際、これらの取組みを円滑に進めるため、財政的支援を含め、先導的取組みに対する総合的支援の仕組みを創設します。

また、小学校5・6年生への教科担当制の導入、飛び級・高校早期卒業の制度化、放課後・土曜日等を活用した多様な学習、中学・高校における学び直しのための体制整備など、個人の能力・適性に応じた学びの保証システムを実現します。さらに、後期中等教育の複線化を図るため、専門高校等を活用した5年一貫職業教育や専門高校の高専化、専門高校と専門学校との連携接続を促進します。このような取組みにあわせて、『改正教育基本法』に対応した関係法令の見直し・改正を行います。

小学・中学校卒業時における学力評価や高校での達成度試験の実施を図り、確実に学力を身に付けさせます。あわせて、高校在学中も何度も挑戦できる達成度テスト（日本版バカロレア）の創設や、それを前提とした論文、面接、多様な経験重視で潜在力を評価する入試改革など、大学全入時代の大学入試のあり方そのものを検討します。

大学の秋季入学を促進し、高校卒業から入学までのギャップターム（半年間）などを活用して、大学生等の体験活動（海外留学のほか、国とふるさと、環境を守る仕事一例えば、海外NGO、農業・福祉体験、自衛隊・消防団体験等）をより一層支援し、学生の体験活動やインターシップの評価・単位化を行い、企業の採用プロセスに活用します。

一度社会に出てからも、スキルアップ、職種転換、子育てからの復帰等に役立つ学び直しができるよう、意欲のある学習者、学びやすい環境を構築する企業、産業界のニーズを踏まえた実践的な教育プログラムを提供する大学・専修学校等への支援など、社会人が再び大学・専修学校等で学

べるシステムを導入し、産業構造の変化に対応したキャリアアップの機会保障と再チャレンジを促進します。

## 299 教育委員会の責任体制の確立と教育行政の権限のあり方の検討

地方分権を受けて、地方自治体の教育政策決定や教育行政運営において、首長や地方議会の役割が高まっています。いじめ問題でも明らかになった、形骸化・名譽職化しているなどの批判がある教育委員会の責任体制を再確立し、本来の職責を果たせるよう、教育の政治的中立を確保しつつ、自治体の教育行政に民意を反映させ、効率的・迅速に運営する必要があります。

例えば、首長が地方議会の同意を得て任命する常勤の「教育長」を教育委員会の責任者とするなど、国と地方の間や、地方教育行政における権限と責任のあり方について、抜本的な改革を行います。

## 300 真に教育基本法・学習指導要領に適った教科書の作成・採択

『教育基本法』が改正され、新しい学習指導要領が定められてから、初めての教科書の採択が行われましたが、多くの教科書に、いまだに自虐史観に立つなど、偏向した記述が存在します。

真に『教育基本法』・学習指導要領に適った、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできたわが国と郷土を愛する」ための教科書で、子供たちが学ぶことができるよう、教科書検定制度や、副読本なども含めた教科書採択のあり方について、文部科学大臣が各教科書共通で記載すべき事項を具体的に定めます。

また、研究上事実として確定していない事柄は基本的に本文では扱わない、参考資料等として提示をする場合は特



定の学説のみを記載せず数値等の根拠を示す等の抜本的改革を進め、いわゆる「近隣諸国条項」に関しては、見直します。さらに、地域によっては長年にわたり特定の教科書会社の教科書が採択され続けている現状に対し、検討を加えます。

## 301 子供たちの夢を徹底的に支援するための教育費負担の軽減

家庭の経済状況に関わらず、志ある子供たちの夢を徹底的に支援するため、各学校段階で教育費負担の軽減のための取組みを強化します。小学校入学前段階においては幼児教育の無償化に向けて取り組み、義務教育段階においては、就学援助の充実に取り組みます。高校授業料無償化については、所得制限を設け、低所得者のための給付型奨学金の創設を図ることや私学における低所得者の授業料無償化などの公私間格差を解消するための財源とすることを検討するなど、真に公助が必要な方々のための制度になるように見直します。

高等教育段階においては、入学金や授業料免除の対象拡大、給付型奨学金の創設、博士課程学生へのフェロシップ、ティーチング・アシスタント\*及びリサーチ・アシスタント\*の充実などの経済支援を検討し、学生全員が安心して学べる環境を整備します。



## 302 安心して、夢の持てる教育を受けられる社会の実現

質の高い教育ときめ細かい指導を行うために、わが党の考えを受け入れて改正された『公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律』に基づき、教職員定数のあり方全般について検討を行います。さらに、東日本大震災の被災地に対する教職員の加配やスクールカウンセラーの充実等を引き続き措置し、あわせて、被災地の教

師の心のケアも図ります。

いじめや不登校の解決のため、スクールカウンセラーの充実等、問題を早期に発見し、適切に対応できる体制をつくります。小・中・高等学校で17万4千人を超える不登校者、5万4千人を超える高校中退者（平成23年度）を減少させるための教育を実現します。

また、『教育基本法』に定める学校・家庭・地域の連携をさらに進め、社会総がかりで子供を支えていくため、放課後の学習支援を充実するとともに、学校支援地域本部をはじめとした学校と地域が連携・協働する体制を全ての学校区に構築します。その際、豊富な知識・経験を持つ退職者など外部の人材が、放課後や土曜日における学習、総合的学習の時間や道徳等において、その社会体験を活かした支援を行うなど、外部人材30万人の参加を目指して学校サポーター制度を導入します。

## 303 いじめを無くし、一人ひとりを大切に

「いじめは絶対に許されない」との意識を日本全体で共有し、加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない教育を実現します。第一に守るべきは、いじめの被害者です。いじめを繰り返す児童生徒への出席停止処分や、行為が犯罪に該当する場合は警察に通報する（いじめと犯罪の明確な区別）、道徳教育の徹底など、今すぐできる対策を断行します。『いじめ防止対策推進法』に基づき、統合的ないじめ対策を行うとともに、いじめ対策に取り組む地方自治体を、国が財政面などで強力に支援します。

## 304 公私間格差の是正・私学助成の拡充

公教育において私学が果たしてきた重要性に鑑み、私学の建学の精神を尊重しつつ、『私立学校振興助成法』の目的の完全実現（教育条件の維持・向上、修学上の経済的負担の軽減、経営の健全性向上）のため、公私間格差の解消を図ります。また、まずは2分の1を目標に、私学助成を充実します。

## 305 教育の政治的中立を確保するための「新教育三法」

教育公務員を「教育専門職」と明確に位置付け、「教育公務員倫理規程（仮称）」を制定して、職務規律を確立します。『教育公務員特例法』違反者に罰則規定を設け、教職員組合（日教組等）の政治的中立確保及び、選挙活動・強制カンパ等の違法活動を防止します。教職員組合の収支報告を義務付け、公金を原資とした資金の透明化を図るとともに、違法活動団体は、『地方公務員法』に定める人事委員会の登録団体から除外します。『義務教育諸学校における教育の

\*ティーチング・アシスタント 大学院生に対し、学部学生等への助言や実験、演習等の教育補助業務を行わせ、大学教育の充実と大学院生のトレーニングの機会提供を図るもの。給与が支給されるため、経済的支援にもなる。 ※リサーチ・アシスタント 大学教員の研究補助者として大学院生が雇用されるもの。給与が支給されるため、経済的支援にもなる。

政治的中立の確保に関する臨時措置法』の徹底を図り、教育委員会等に必要な調査を義務付けるための法改正を行います。

北海道教職員組合による違法献金事件では、教育委員会が行った勤務実態調査により、勤務時間中の組合活動など数多くの違法行為の実態が明らかになりました。わが党は、これは給与(義務教育費国庫負担金)の不正受給にあたる指摘して、会計検査院による調査を実施させました。さらに、わが党の指摘により発覚したPTA会費の不正使用について、徹底的に全国調査を行わせ、再発を防止します。わが党は、今後とも、教育の政治的中立・正常化に徹底的に取り組めます。

### 306 『新入材確保法』の整備 (教師力の向上と適切な教育内容の確保)

世界のリーダーとなる日本人を育成できる力がある教師を養成するため、大学・大学院卒業後、准免許を付与し、インターン期間を経て、採用側と本人が適性を判断し、インターン修了後、認定の上、本免許を付与して正式採用する、「教師インターン制度」を導入するなど、教師力向上のための改革を行います。その際には、公立小・中学校において新任教師は担任を持たずに1年間研修に集中・専念する仕組みを整備します。

教育は人なり。今後、教師志望段階において多くの優秀な人材が集まるよう、教師となった場合に奨学金返還を免除する仕組み(「教師奨学金返還免除制度(仮称)」)を検討します。また、多様な人材を確保する観点から、社会人教師の採用や特別免許状の発行の拡大などを行い、社会人から教師への登用の倍増(教師採用数の約1割)を目指します。さらに、教員免許更新制度の運用面での課題を是正するため、教師大学院(教職大学院)などと連携し、研修の充実を図ります。教師の資質向上のための取組みを進めるにあたっては、大学と教育委員会が協働して教師を鍛えるため



の環境づくりの視点から、各教育委員会が教師養成に一定の責任を持つ「教師塾」の全国展開を促進するとともに、養成・採用・研修を通じて総合的に教師力の向上を図るための中核的拠点を創設します。

指導力不足教員は教壇に立たせません。「教員の長期社会体験研修事業」のように、現職の教師を民間企業や、社会福祉施設などに派遣して交流を図ることなどにより、教師の視野の拡大を図るとともに、学校運営に真に頑張っているやる気のある管理職の処遇を向上し、その士気を高めます。その際、学校管理職の資格化について検討するなど、学校ガバナンス改革を進めます。

適切な教育内容の確保のため、一人ひとりに目の行き届く授業のためのチーム教育を推進するとともに、少人数指導、専科指導、特別支援教育やいじめ問題への対応、主幹教諭の配置促進等も含め、教育再生につながる教職員等指導体制の充実を図ります。教師の勤務評価及び、それに基づく処遇が適切に行われるよう、教育長及び校長の責務を設けます。また、教育長、指導主事、校長、主幹、教諭等の役割と責務を法律上明記し、責任体制を確立します。教員人事への教職員組合等の介入を排し、バランスのとれた教員配置を実現します。任意設置となっている主幹教諭を「必置」とし、一部の地域で教職員組合に流用されている主任手当、及び主任制度を廃止します。

また、教育活動に熱心に取り組んでいる教師に報いるため、教員評価結果を処遇に反映するとともに、部活動手当の増額、社会貢献活動手当の創設などメリハリある給与形態の確立や優秀教員認定及び教師が子どもたちに没頭できる教育システムを構築し、真に頑張っている教師を徹底的に応援します。以上の内容を実行するために義務教育国庫負担金を国が全額負担することを含めて検討し、長期的に安定して質の高い人材確保を目的とした『新入材確保法』の制定を目指します。

### 307 安全・安心な学校環境の構築

災害からの子供の生命・身体の安全の確保に加え、大規模地震などの災害時には地域の避難所として重要な役割を果たしている学校施設について、天井材などの非構造部材を含めた耐震化や長寿命化を含めた老朽化対策を加速します。また、公立に比べて遅れている私立学校の耐震化の一層の促進を図るため、耐震改築の補助制度の創設を検討します。あわせて、災害時には学校施設が避難所となることから、独立して域外と連絡可能な通信設備の設置や、自家発電設備、備蓄倉庫、井戸や給水槽の設置等、学校施設の防災拠点としての整備を進めます。さらに、地方自治体が財政上、困窮していることに鑑み、国からの支援の強化に努めます。

東日本大震災の教訓を活かし、保護者が帰宅困難になった際などに、子供を学校に留め置いて安全を確保するなど、保護者や子供の立場に立った災害対応体制を整備します。地震・台風・火災などの災害を身近な危険として認識し、日頃から備え、災害の被害を防ぐため、地域の実情にあった「防災教育」を充実します。あわせて、通学路の安全を確保するなど、子供が安心して通学できる学校環境を整備します。

### 308 幼児教育の充実・強化と幼児教育の無償化

『教育基本法』の定め通り、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子供に質の高い幼児教育を保障します。特に、小学校入学前の多様化する教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、幼稚園・保育所・認定こども園の教育機能の充実・強化を図ります。

同時に、国公立の幼稚園・保育所・認定こども園を通じ、全ての3歳から小学校入学までの幼児教育の無償化に向けて取り組みます。

### 309 家庭教育の支援体制強化

全ての教育の出発は家庭教育であり、『教育基本法』では、保護者が子供の教育について第一義的責任を有すること、国や地方自治体が家庭教育支援に努めるべきことを定めています。幼児教育の前提として、安定した家庭の存在が不可欠であり、まずは保護者がその責任を果たすことが必要ですが、それが必ずしも容易ではありません。例えば、孤立しがちな若い親に対し、学校等の地域の身近な場において、家庭教育を支援する機能をきめ細かく整備する等の支援体制を強化します。

### 310 読解力を高める国語教育

国語科は各教科等の学習の基盤であり、小・中・高等学校を通じて国語教育の一層の充実を図ること、特に、読解力、知識・技能の活用等、思考力・判断力・表現力の育成を重視することが必要です。そのため、国語科の授業について、「子どもの言語能力を育てる授業」へと改善し、具体的には、OECD\* / PISA\* 調査で測られるような読解力の育成のため、子供が「聴いて→考えて→つなぐ」学習を展開します。

### 311 真に外国人との友好を築く日本語教育

外国人の子供が公立学校に通っても、日本語が分からない等の理由により授業についていけず、不就学になる



者が多いとの指摘があるため、日本語指導員の配置等、学習者の日本語能力に応じたきめ細かな受入体制を構築します。

外国人の大人に対する日本語教育は、体制が十分に整備されているとは言えません。外国人に対する日本語教育の質と量を十分に確保するためには、日本語を学習する機会の拡充が必要です。『日本語教育推進法』の制定を含めた検討を行い、「生活者としての外国人のための日本語教育事業」等を継続的に実施・充実させるなど、真に外国人との友好を育むための環境整備を行います。また、海外における日本語の普及にも取り組みます。

### 312 一人ひとりを大切に、十分に力を伸ばす特別支援教育

養護教諭の複数化の充実、特別支援教育コーディネーターの機能強化、高等学校への支援員の配置、発達障害のある児童生徒の実態調査を検討した個々の生徒に必要な教育環境の整備、ICT等の技術を活用した教材等の研究、指導内容・方法の工夫改善、障害のある生徒に配慮した高校入試の実施、中学・高校連携による進路指導の充実、特別支援学校等と産業界との連携による実践的指導の実施、障害者就労支援コーディネーターの配置、国立大学法人附属学校における特別支援教育の推進・充実等に重点的に取り組みます。

全ての小・中・高等学校の教師が特別支援教育の基礎を身に付けられるようにし、発達障害を含む障害のある子供一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な教育を推進します。

### 313 受験一辺倒でない多様な選択肢を持つ教育

人材育成に関する社会の要請に応えるため、普通高校以外に、最先端の職業教育を行う専門高校を整備する等、多様性・専門性のある選択ができるようにします。また、高等教育における産学連携を強化するとともに、専門学校のみならず、果たしてきた実績に基づきさらなる質保証・向上に取り組み、また、職業教育に特化した新しい高等教育機関の創設について、『学校教育法』上の地位も含め検討します。現状の専修学校・各種学校の存在意義を十分認識して、他の学校群との制度的格差の解消を目指し、財政的支援や教育内容の充実に向けての公的支援等を図ります。

大学、専修学校等と産業界・地域社会とのより幅広い連携協力の下で、中核的役割を果たす専門人材の養成に取り組みます。地域密着型のコミュニティカレッジ化により、技能習得と就労を支援します。

### 314 若者の自立・自活を促すキャリア教育と職業教育の推進

全ての小・中・高等学校における最低3日間の職場体験（農業体験、ボランティア活動等を含む）の必修化の実現に努め、自立・自活できる若者を育てます。また、教育機関、地域企業、NPO等の力を結集し、わが国全体で学校の体験活動を推進する体制を強化します。さらに、教員研修においてキャリア教育と多くの職業について学ぶ機会を充実します。

学生の在学中のインターンシップ参加率を50%以上に引き上げるため、大企業・地域企業が協力しやすい環境を整備し、学生が早い段階からインターンシップに参加できるようにします。また、小学校から大学まで、課題解決型授業・インターンシップ・ビジネスコンテスト等に継続的に取り組むことを通し、主体的に生き方・働き方を選択できるキャリア教育の体制を充実させます。

ドロップアウト予防策として、ニート予備軍に対して教育機関と地域若者サポートステーションの連携などを通して働きかける「アウトリーチ型支援」を強化し、中退者等に関する情報の共有を進めるとともに、就労に向けた幅広い相談に応じる体制を整備し、ドロップアウトの初期段階への集中的な支援を行います。また、『キャリア教育・職業教育推進法（仮称）』制定の検討に取り組み、わが国全体でキャリア教育・職業教育を推進する体制を整備します。

### 315 高等教育政策・大学政策の積極的な推進（大学ビッグバン）

「大学力」は国力そのものであり、質・量両面の充実・強化が必要です。学修時間の大幅な増加や学修環境整備の拡

充により、大学における学生の主体的な学びを推進します。また、社会や学生ニーズの観点からの新規参入認可プロセスの明確化など、大学強化のための制度の見直しや、経営が悪化したり、質が著しく低下した大学の改善の支援とともに、それでも成果が見込めないと認められる場合、退場を促す仕組みを確立します。

国立大学については、グローバル化推進やイノベーション人材育成等の社会からの期待に応えるため、今後3年間で改革加速期間とし、①年俸制の本格導入などの人事給与システムの改革、②大学や学部の枠を越えた資源再配分及び組織再編、大学内の資源配分の可視化、③上記の先駆的な取り組みの成果を踏まえた、運営費交付金全体を戦略的・重点的に配分する仕組みの導入などの改革を推進します。

世界トップレベルの大学は特区化し、諸規制を撤廃します。オープン・ラボ（開放型研究施設）、研究サポートスタッフの設置を義務化します。世界トップレベル大学からの博士号を持つ若手研究者の大量スカウト、資金支援などを行います。

大学教育の質の保証を徹底するための全体的な制度（設置基準や大学評価等）を充実するとともに、大学教育の改革に取り組む大学への資金の重点配分を行います。また、開かれた教育と研究体制をつくり、学長のリーダーシップを強化するため、抜本的なガバナンス改革を行うこととし、学長と教授会の役割の明確化や、学長を支えるスタッフ（理事、副学長、財務等の専門スタッフ）の抜本的強化、学長裁量経費の充実などを行います。

私立大学の収入の約8割は学生納付金であり受益者負担が重いので、国公私立大学の設置形態論・経費の受益者負担論の見直し等を行い、財政支出の仕組みの再構築を検討します。また、多様な財源の確保による安定的な経営を可能にするため、寄附の拡充等、民間資金を自主的・積極的に調達するための環境整備を推進します。大学同士だけでなく、地域共創（大学と地方・地域社会、産業の連携）運動を積極的に推進するとともに、大学の多様な取り組みについて情報の国内外への発信を推進します。さらに、学生の学修時間の確保や留学等の多様な機会を確保し、大学等が社会の要請に応える人材の育成を行うため、就職活動時期の見直しに取り組みます。

### 316 国立大学法人運営費交付金等の安定的な確保

わが国の基礎科学の中核を担っているのは、多様な人材が集い、教育活動や研究活動を行っている大学ですが、近年、その安定的な教育研究活動を支える基盤的経費（国立大学法人運営費交付金及び施設整備費補助金、私学助成金）が減少傾向にあります。

これにより、教員数の維持や施設・設備の管理・運用等で、多大な困難が生じていると指摘されているので、わが国の基礎科学を強化する観点からも、これらの基盤的経費を安定的に確保します。その上で、国立大学の抜本的機能強化を図るため、運営費交付金の戦略配分を実現します。東日本大震災の被災地にある大学が、被災地復興の拠点として研究やプロジェクト実践を進められるよう、重点化して支援を行います。

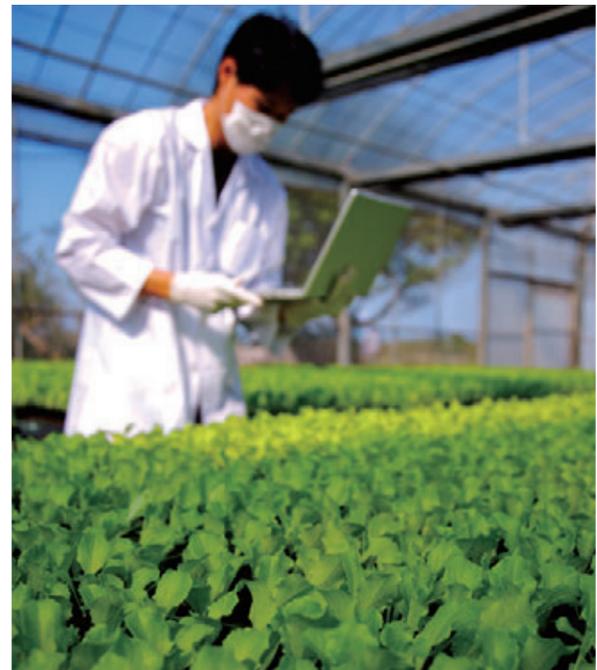
### 317 大学院教育の抜本改革

大学院について、研究活動のみならず教育活動を一層重視し、文系・理系それぞれの設置目的に応じた多様性を確保して、体系的かつ集中的な人材育成の取り組みを強化します。また、社会の多様な場で活躍する人材を育成・確保するため、産業界や優れた人材育成の取り組みを行っている公的研究機関等との密接な連携・協力を推進し、社会人が学べる環境を整備するなど、大学院における教育活動を強化します。

世界をリードする大学院の形成を促進するとともに、世界水準にある大学院の層に厚みを持たせるため、世界最先端の優れた教育研究活動を行う大学や、特定分野で質の高い教育研究活動を行う大学等に対する重点的支援を強化します。また、教育研究活動の閉鎖性・排他性を排除するため、学問分野別に細分化して設けられている学協会の改革を促進します。

### 318 若手研究者の活躍促進

単なる任期付ではない若手研究者のポストを大幅に増やすとともに、キャリアパス<sup>\*</sup>を多様化するため、産業



界の研究職や知的財産管理等の研究支援に携わる専門職等での活躍を促進します。公的研究機関等における、ポストドク<sup>\*</sup>等を対象とした専門人材育成の取り組みを支援し、活躍機会を拡大します。若手研究者が自立して研究に専念できるようにするための新たな研究資金制度として、当該研究者の名前を冠した「冠プロジェクト」を創設します。

### 319 「留学生30万人計画」と学生・研究者の国際交流の積極的推進

「留学生30万人計画」の実現を目指し（当面20万人目標）、国・地域・分野等に留意しつつ、優秀な留学生を戦略的に獲得します。世界的な外国人留学生の獲得競争の中で、日本で学ぶ留学生や研究者が増えるよう、海外拠点を活用した教育研究活動に関する情報発信の強化や現地入試等を促進します。また、質の高い学習環境を整備するため、国費留学生制度等を拡充するとともに、地方自治体や大学、民間団体、NPO等が連携した生活支援など入学時の受け入れ環境づくり、インターンシップの実施、卒業・修了後の就職支援など社会の受け入れの推進を図ります。その一方で、受け入れる留学生の人数を増やすだけでなく、真に優秀な人材を獲得するため、具体的な戦略を練って取り組みます。

日本経済を再生するには、グローバルに活躍できる「強い」日本人の育成が必要であり、意欲と能力に富む全ての学生に留学の機会を与える環境整備を進めます。このため、ギャップタームにおける海外での体験活動を含め、必要な留学等の経費の支援に係る民間団体等と連携した仕組みの創設や就職活動への影響の回避、語学力の向上など、留学しやすい環境を整備します。

世界水準の教育研究活動を展開するためには、海外から優れた研究者を受け入れ、協働で研究活動に取り組むことが不可欠であり、奨学金の充実や受け入れ機関の体制整備、周辺の生活環境の整備等を推進し、優秀な留学生や海外からの研究者の受け入れを大幅に拡充します。また、秋季入学など柔軟なアカデミック・カレンダーの導入や留学支援体制の充実など、学生交流を促進する体制作りの取り組みや、アジア、米国、欧州等の大学との国際教育連携の促進などを通じて、大学の徹底した国際化を推進します。

### 320 『スポーツ基本法』に基づく「スポーツ立国」の実現

スポーツを国家戦略として推進するため、わが党主導により議員立法で制定した『スポーツ基本法』に基づき、

<sup>\*</sup>キャリアパス 自身の仕事において、過去の職歴から現在の職務を通して今後の希望や予想による職歴まで一貫して俯瞰するためのキャリアプラン。<sup>\*</sup>ポストドク Post-Doctoral Fellow の略。Ph.Dを取得したが常勤の研究職、教育職についていない大学等研究機関の研究員のこと。一般的には、短期契約である。

「スポーツ立国」を実現するための諸施策を強力に推進するとともに、スポーツ庁、スポーツ担当大臣の新設を検討します。また、スポーツを人間の調和のとれた発育に役立てるため、文化や教育と一体として捉え、その競技的価値のみならず、教育・健康・地域社会再生・国民経済発展・国際交流促進などの観点から拡充することにより、スポーツを国民に浸透させ、その文化的・教育的価値や社会的責任を高めます。

オリンピック等国際大会で日本人選手が活躍できるよう、ナショナルトレーニングセンター<sup>\*</sup>の利用を無料化する等、国際競技力向上に向けた諸施策を推進します。また、わが国の復興を示す象徴として、2020年東京オリンピック・パラリンピックを招致するため、政府・経済界と一体となり招致活動に取り組むとともに、国立霞ヶ丘競技場を全面改築し、被災地での競技開催とキャンプ地の全国展開を実現します。あわせて、2019年ラグビーワールドカップの成功に全力を尽くします。さらに、各競技の国際大会の誘致に取り組めます。

学校における体育の充実を図るとともに、運動部活動における体罰を根絶し、運動部活動を充実します。また、全国体力・運動能力等調査を悉皆で行うとともに、調査結果の活用による子供の体力向上の取組みを推進します。さらに、子供から高齢者までスポーツに親しむ人々の裾野を広げることが重要であり、国民体育大会、総合型地域スポーツクラブ、指導者養成事業など各種スポーツ振興事業の充実を図り、また、地域の住民が学校のグラウンドや体育館を利用しやすい環境の整備についても検



討を進め、女性や高齢者、障害者を含む国民の誰もがそれぞれの体力等に応じてスポーツに親しむことを促進します。

### 321 スポーツ振興体制の充実・強化

スポーツ振興に対する一層の財源を確保するため、『toto法』を改正し、独立行政法人日本スポーツ振興センターの実施する「スポーツ振興くじ(toto)<sup>\*</sup>」の対象を欧州サッカー等にも拡大しました。今後、助成対象団体等が申請しやすいシステム整備や、寄附が促進されるための施策を検討します。

生涯スポーツの振興並びに競技力の向上を実現していくため、スポーツ関係団体・組織の一層の充実・活性化を目指し、プロ、アマチュアを問わないアスリートの雇用促進や引退後の選手の生活の保障も合わせたセカンドキャリアの活用をはじめ、優れた人材並びに財源の確保を図り、地域スポーツ社会における人材の好循環と社会貢献を目指します。そのために、スポーツ基本計画にあるアスリートのスポーツキャリア形成のための支援を推進します。

### 322 2020年オリンピック・パラリンピックの東京招致

総裁の直轄機関である「2020年オリンピック・パラリンピック東京招致推進本部」が司令塔となり、議員外交や知人・友人に働きかけて東京招致に向けた機運を高める「友達作戦」を展開し、党組織をあげて2020年五輪の東京招致活動を推進しています。今後も、アンチ・ドーピング機構への支援やJICAによる発展途上国へのスポーツ指導者の派遣事業を強化するとともに、スポーツ外交を展開し、平和を目指すオリンピックムーブメントへの世界各国の参画を促していきます。

また、2020年に東京五輪の開催が実現した後は、オリンピックレガシー(遺産)として競技場や交通網などのインフラをフル活用するだけでなく、多様な価値観を学び、スポーツを人類の調和のとれた発達に役立てる「オリンピック教育」を学習指導要領に位置付け、スポーツを通じて子供が友情やフェアプレー精神を培い、相互に理解し合う力を高めていきます。

### 323 世界に誇るべき「文化芸術立国」の創出

文化が新たな国富を生み出す観点からも、日本の文化力を計画的に強化するための中期プランを策定し、芸術活動への支援や、伝統文化の継承・発展や文化財の保存・活用、文化施設の改修等による機能強化や若手芸術家等の人材の積極的育成などを通じ、世界に誇るべき「文化芸術立国」を目指します。劇場、音楽堂等を活性化し、実

演芸術の振興を図るとともに、文化芸術を通じた地域の活性化にも取り組みます。日本文化を戦略的に海外発信するため、伝統的な文化・芸術の継承・発展を引き続き推進するとともに、アニメなど新たな日本ブランドとしてのメディア芸術の振興や人材育成、制作者の待遇改善を図ります。文化交流の相手先と内容の重点化、優れた芸術の国際交流の推進、海外の日本語教育拠点の拡充等を行います。

文化芸術の創造性が産業や地域の活性化に結びつく取組みを行う「文化芸術創造都市」が全国各地に形成されるよう支援します。また、文化芸術体験はわが国の将来を担う子供の豊かな感性や創造力の涵養に資するという認識の下、国として責任を持って義務教育期間中に、全ての子供が、質の高い文化芸術を最低2回(伝統芸能と現代舞台芸術を各1回)は鑑賞・体験することができるようにするとともに、地域に伝わる伝統芸能などを、親や子供にしっかりと伝えるための「伝統文化親子教室」の取組みを充実します。

デジタル化・ネットワーク化の進展により電子書籍等の電子出版物が増加しており、インターネット上における電子出版物の海賊版対策が急務です。文字・活字文化振興のため、デジタル時代に即した『著作権法』改正を行い、現行の著作権を見直します。また、わが国の文化関係予算は高い水準にあるとさえ、文化芸術立国の創出に向けて、必要な文化予算を確保します。

### 324 文化芸術活動の支援、文化財の後世への継承

文化芸術団体の円滑な活動のため、専門的人材の育成や意欲的・先進的な活動に対して、手厚い支援を行います。寄附文化の醸成を図るための税制上の優遇措置を検討します。東京には国立劇場をはじめ、多くの文化施設が存在しますが、これらと各地域の文化施設のネットワークを強化することにより、全国各地での鑑賞機会の充実を図ります。

東日本大震災で被災した文化財の復旧を進めるとともに、地震や火災等の災害から文化財を守るための防災対策を推進します。貴重な民俗文化財について、後世に確実に引き継いでいくため、映像記録(デジタルデータ)等の作成を推進します。

### 325 世界遺産・無形文化遺産などの保存・活用

本年、富士山が「世界遺産」に登録され、わが国は、13件の文化遺産、4件の自然遺産となりました。また、地域

に根差す伝統・慣習など文化の多様性を象徴する「無形文化遺産」では、能楽や人形浄瑠璃文楽、歌舞伎など21件が登録されています。さらに、国連食糧農業機関の「世界農業遺産」には、新潟県佐渡市、石川県能登半島、静岡県掛川地域、熊本県阿蘇地域及び大分県国東地域が登録されています。これらの世界遺産・無形文化遺産などの保存・活用を図ることによって、海外への日本文化の発信及び諸外国との相互理解の増進や、わが国の文化を再認識し、歴史と文化を尊ぶ心の育成、文化財の次世代への継承などを積極的に推進します。

<sup>\*</sup>ナショナルトレーニングセンター スポーツ振興基本計画を受けて設置されている、日本のトップレベル競技者用トレーニング施設。 <sup>\*</sup>スポーツ振興くじ(toto) Jリーグの試合結果を予想して投票し、的中すると払戻金を受けられるくじ。売り上げはスポーツ振興にあてられる。

# さあ、 国民のための 政治・行政 改革を。

政治の責任で、  
国民のための真の政治改革、  
行政改革、地方分権改革を断行します。



## 326 国会議員定数の削減

参議院においては、『4増4減法案』を成立させ、一票の格差問題を解消しました。抜本的な選挙制度改革は、2016年の参議院選挙までに、その実現を目指します。

衆議院については、まず「0増5減」を実現し、違憲状態を回避しました。さらに、比例定数30の削減を行い、多様な民意の反映をより可能とする抜本的な変更の実現を目指します。

## 327 二院制のあり方の検討

憲法改正の議論と平行して、わが国の二院制のあり方について検討を行います。

## 328 国会事務局の効率化・スリム化の実現

国会事務局の改革として、部局の再編などの組織改革や国会の施設・資産の売却を含む見直しを行い、無駄を徹底的になくし、効率化・スリム化を実現します。

## 329 公募制度の充実による最良の候補者の選定

候補者選定にあたり、常に最良の候補者が選定できる仕組みを整えます。公募制を原則とするとともに、予備選・予備選規定の検証・検討の積極活用により、候補者選定に党員及び有権者の公平公正な意思を反映させます。

国及び地域の将来を担う人材を発掘・育成するため中央政治大学院と地方政治学校が連携し、各級選挙候補者の発掘・育成を行います。

企業等より選挙に立候補する場合の休暇、議員活動中の休職及び議員任期終了後の復職を可能にする労働法制等を整備し、国民の積極的な政治参加の道を拓くことを検討します。

## 330 国民本位の政治を実現

前回の総選挙後、「ふるさと対話」や「青年・女性局全国キャラバン」、「ネットサポーターズクラブとのオフ会」など国民の皆様と意見交換する機会を大幅に増やし、党運営や政策づくりに反映してきました。

また、中央政治大学院や地方政治学校の開催を通じ、幅広い分野の人々との交流にも努めています。

さらに、全国でオピニオン・リーダーとして活躍する1万人を超えるわが党系の各級議員との連携をさらに強化し、民意を尊重する国民本位の政治を実行します。

## 331 政治資金の透明性の確保

政治資金のより一層の透明性を確保します。労働組合等の政治活動の収支の透明化を図ります。また、幅広く国民の支援を求めるため、税制上の優遇措置を拡充するなど、個人献金等の促進を図ります。

## 332 『政党基本法』の制定

透明性の高い政党運営を国民に約束するため、政党の定義、機能、綱領、資金等についての原則を定める『政党基本法』の制定を目指します。

## 333 「真の行政改革」の推進

わが党は、限られた人的・物的資源を最も効率的、機動的

に活用し、行政機能や政策効果を向上させるという本来の目的に沿った行政改革を断行します。また、政官の役割分担を明確にし、相互の信頼の上に立った本当の意味での政治主導を目指します。行政が民間の感覚や常識から遊離しないようにしっかり監督すると同時に、行政の能力を最大限に発揮させることも政治の責任です。

このため、政権奪還後、直ちに、行政改革を政府一体となって総合的かつ積極的に推進するため、内閣に総理を本部長とし、全閣僚が参加する「行政改革推進本部」を設置しました。引き続き、真の行政改革を推進します。

## 334 中央省庁改革

平成13年の省庁再編の主な目標は、官邸機能の強化と縦割り行政の弊害除去でした。10年余りを経過した現在、この目標が達成できているのかを検証します。さらに、この間の行政需要の変化や今後の動向を踏まえながら、国家統治の観点から国と地方が果たすべき役割の見直し、効率的で機動性、柔軟性ある行政機構を目指し、行政機能の地方移転を含む省庁再々編といった“これからの「この国のかたち」”をつくる中央省庁改革を政治主導で実行します。

そのため、改革計画を速やかに策定し、立法措置も含めて実現します。

## 335 行政サービスの質の向上

行政改革の重要な目的の一つは、受益者たる国民の側に立った「行政サービスの質の向上」です。現在、総務省が、「国民の安全・安心」や「行政の無駄、非効率の根絶」に関する政府の政策・業務の実施状況について、全国的な調査を実施し、各府省の課題や問題点を実証的に把握し、改善方法を提示する「行政評価」を行っています。必ずしもフォローアップがきめ細かく行われていない、迅速な対応が図られていないなどにより、十分に機能していないとの指摘もあります（例えば、「地域の医師不足による救急体制の不全」や「薬物乱用防止」、「申請手続等の国民負担の軽減」など）。

このため、わが党として「行政評価」の実効性を高めるため、評価のあり方やフォローアップについて監視し、その取り組みを後押し・加速することにより、国民に信頼される質の高い行政を実現します。

## 336 政府事業のたなおろし (無駄撲滅の推進)

日銀の金融緩和が財政ファイナンスでないことを明確にするために、財政規律の強化が求められています。そのために、政府の予算及び行政事業レビューのプロセスの

中で、聖域なき事業の見直しを進めるため、わが党の「行政改革推進本部」内に設置した「無駄撲滅プロジェクトチーム」において、政府の事業に関するヒアリングを実施し、効果的・効率的ではない事業を特定し、改善及び廃止を求めます。

## 337 公務員制度改革

国家公務員制度については、『国家公務員制度改革基本法』を踏まえて、国民の要請に応え得るという視点、優秀な人材が国民のために働くことに意義を感じられるという視点から、能力・実績主義に基づいた評価による信賞必罰の処遇と人事を厳格に実行し、真に頑張る者が報われる制度を確立します。そのため、幹部職への抜擢など、能力・実績主義に基づいた評価を厳格に人事に反映させ、昇任・昇給、降任・降給を厳正に実施し、連続3年間「不良」の評価の場合には、分限免職処分とするほか、人事評価の公平、公正性の担保のために評価者の責任・役割を明確化し、評価者訓練の実施などを進め、不公正評価が行われた場合、厳正に対処することを明確にします。

なお、現在は政府として人事評価の結果を全体的に把握している状況ではない（例えば、全ての公務員における最低段階の評価の者の割合などが不明）ため、人事評価について全ての職員を対象とする調査を行い、制度がより適切に運用されるための環境整備を行います。

退職手当を含む給与体系については、国、地方を通じて、全体を抜本的に改革します。特に、50代でも誰もが給与が上がる公務員特有の給与構造を大胆に見直します。あわせて、給与体系を能力と実績に応じてより差がつく仕組みとし、公務員のやる気を引き出し、国民のために力を最大限に



発揮させます。地域の公務員の給与については、地域の民間企業の実態に合わせます。

幹部候補を育成するシステム等の検討を進め、幹部人事制度を創設し、幹部人事を一元的に行う「内閣人事局」を設置します。地方公務員についても、再就職規制の強化、能力・実績主義による人事評価の導入など、国家公務員の制度改革と同様の改革を実施します。特に、給与については民間準拠を徹底します。

### 338 公務員組織の新陳代謝の促進

公務員の年齢構成は、「天下り」禁止による定年までの勤務化や定員の純減、新規採用の抑制が続いたこと等によって、高齢化が進み逆三角形化しています。今後、雇用と年金の接続等による高齢層の増加が顕著になると、高齢化は益々進みます。したがって、組織の活力を維持・向上させるには、将来の国家像を見据えた計画性を持った施策が必要です。

そのために65歳まで働くことのできる環境を整備していくなかで、幹部公務員の異動を円滑にするため、幹部公務員の給与を本俸と役職手当に区分することやポストごとの役職定年制等の導入を検討します。さらに、新たに設けられた早期退職募集制度を活用するとともに、退職手当の見直しを含む早期退職を促進する施策を強化することにより、組織の新陳代謝を進めます。

採用制度については、中途採用や官民交流の促進を含め、少子世代の中での人材確保難を踏まえた抜本的見直しを検討します。特に新規採用については、政権奪還後に極端な抑制方式(各府省に採用数の上限値を割り当て)を改めましたが、優秀な人材を確保するためにも、若者が公務員を志望し、誇りを持って働けるよう、人材育成などの環境を整備します。

### 339 会計検査院改革

公金の不正使用や無駄遣いを防止し、公務員の責任を明らかにします。このため、『会計検査院法等の一部改正法』を成立させ、会計検査院の事務・権限を拡充し、不当事項の是正等の促進を図り、予算執行職員の責任のあり方を明確にします。同時に裏金づくりを防止するための罰則を整備し、公務員による不正な資金の保管を防止する『国家公務員等による不正資金保管を防止するための虚偽行為処罰法案』の成立を目指します。また、会計検査院が独立性を持ち、しっかりとチェックできるよう推進します。

### 340 独立行政法人改革

独立行政法人制度は、行政内の企画立案部門と執行部門を分離し、行政の中枢に企画立案部門を集中させることでその能力を向上させ、執行部門を独立行政法人化することで業務の効率性と質の向上を図るという目的で設計されたものであり、その本来の趣旨に則り、さらなる制度改革を行った上で維持します。

基本的には、国が独立行政法人に対して求める使命を明確かつ具体的に示し、厳しい財政事情を踏まえた支出の最小限化の中で、法人の工夫と努力による業務の選択と集中、内部組織や給与水準の見直しなどを進めるとともに、その効率化努力によってもたらされた資金を法人本来の使命のために活用することなどを確保します。

独立行政法人は行政の執行部門といっても、多種多様な業務が存在するため、業務の性格や性質に合わせた制度にする必要があり、特に研究開発関係は、総合科学技術会議を活用して省庁の縦割りにとらわれない整理・統合を目指します。

評価については、評価項目の必要性を精査して「評価疲れ」を防止するとともに、業務の達成度合いと効率化度合いに分離します。さらに、それぞれの業務は、政策との関連が強いことから、総務省の「評価・監視」の対象とします。

このため、わが党の「行政改革推進本部」内に委員会を設けて検討し、改革案をとりまとめ、必要な法改正を行います。

また、行政の企画立案機能を一層向上させるため、いまだ国に残存する執行部門の独立行政法人化をさらに進めます。

### 341 特別会計改革

特別会計については、平成19年に制定した『特別会計に関する法律』などに基づき、統廃合などの改革、剰余金などの活用、歳出の見直しが着実に進展しています。

今後とも、従来からの取組みを引き継ぎつつ、特別会計の事務事業を不断に見直すとともに、区分経理の必要性が乏しくなった会計・勘定を整理するなど、国の財政の一層の効率化・透明化に向けた改革を進め、必要な法改正を行います。

### 342 公益法人の新制度への移行

平成20年12月よりスタートした新たな公益法人制度については、移行期間の5年間でスムーズに移行できるよう引き続ききめ細かな対応を行います。また、公益法人への委託等は廃止することとし、その中で必要不可欠な業務についてのみ、低コスト、高水準を追求しつつ、国または独立行政法人において行うこととします。

### 343 「天下り」の根絶

「天下り」を排するには、そもそも「天下り」の必要がない公務員制度を構築し、国家公務員が、国民全体の奉仕者として真に公務に気概を持つことができる仕組みが必要です。

そのために、定年まで意欲的に勤務できる環境整備として、役職定年制の導入や専門スタッフ職の拡充のほか、年金の支給開始年齢の引き上げに伴い定年退職者が無収入となることのないよう再任用制度の拡充を当面の対応措置としたところであり、民間の動向を踏まえつつ、65歳まで働くことのできる環境を整備します。その上で、現行の再就職規制について、渡り・裏下りも含め厳格に運用し、再就職に関する国民の疑念を払拭します。

なお、再任用にあたっては、能力・実績に基づく信賞必罰の人事管理を徹底します。特に能力・実績に基づく評価制度が法律上位置づけられていない地方公務員については、総務省から各地方公共団体に対して、必要な指導・助言を行い、その趣旨の徹底を図ります。

### 344 公文書管理体制の抜本的強化

国家等の活動記録である公文書等は、悠久の時を超えて保存され、国民に利用されていくべき国民共有の知的資源であるとの認識の下、国立公文書館の組織的位置づけの強化、国会・霞が関周辺への新たな施設建設など公文書管理体制の抜本的な強化を目指します。



### 345 地方行革の推進

地方公務員の地域における民間賃金と同水準となるような給与の適正化、市場化テストの積極的な活用による公共サービス改革の推進及び定員削減など、地方行革を推進し、総人件費を抑制します。

一方で、成長分野の産業への転職のための職業訓練・再就職支援を強化します。

### 346 地方公務員の政治的行為の規制

地方分権の推進にあたっては、行政の担い手である地方公務員が住民全体の奉仕者であることを自覚し、政治的中立性を保持していくことが不可欠です。そのため、地方公務員にも、国家公務員と同様に罰則を設け、一定の政治活動を規制する『地方公務員法』の改正を行います。

### 347 地方分権の推進策

地方分権改革の当面の推進策として、①地方分権改革推進委員会\*の勧告を踏まえ、政府の地方分権改革推進本部や地方分権改革有識者会議の議論に基づき、国から地方への事務・権限の移譲等の取組みを着実に進めるとともに、義務づけ・枠づけの見直しを実施、②地方公共団体の安定的な財政運営に不可欠な地方税、地方交付税等の一般財源を確保、③直轄事業を基幹的・広域的な事業に限定します。

### 348 分権の推進に伴う地方の機能強化

全国知事会など地方六団体\*と国と地方の協議の場を活用するなどし、国と地方の徹底的な議論を行います。また、地方分権の推進に伴い役割が拡大する地方議会の諸機能を充実・強化するとともに、政治活動との区別を踏まえた上で、住民意思の把握などを含めた地方議会議員の職責・職務の範囲を法制化し、明確化することを目指します。

### 349 道州制\*の推進

道州制は、まさに国のあり方を根底から見直し、統治構造を根本から改める改革です。中央集権体制を改め、地方分権型国家を構築し、地域経済社会の活性化、多極型国土の形成、中央・地方全体の行財政の効率化、二重・三重行政の解消によりムダをなくし、真の行政改革を進めます。

国は、国家の存立の根幹に関わるもの、国家的危機管理その他国民の生命、身体及び財産の保護に国の関与が必要なもの、国民経済の基盤整備に関するもの並びに真

\*地方分権改革推進委員会 地方分権改革の推進に関する基本的事項について調査審議するため、平成19(2007)年4月に内閣府に設置された委員会。 ※地方六団体 全国知事会・全国市長会・全国町村会と全国都道府県議会連合会・全国市議会連合会・全国町村議会連合会を合わせた6つの団体の総称。 ※道州制 現行の都道府県制度を廃止して、複数の都道府県を統合した広域行政体をつくり、自立のための権限・財源を与える制度。

の全国的な視点に立つて行わなければならないものに国家機能を集約し、その強化を図ります。道州は、従来の国家機能の一部を担い、国際競争力を持つ地域経営の主体として構築するとともに、基礎自治体は、住民に身近な地方公共団体として、住民に直接関わる事務について自ら考え、自ら実践できる地域完結性を有する主体として構築します。

このため、『道州制推進基本法』を早期に制定し、地方などの意見を十分に踏まえつつ、国民的議論を経て、5年以内を目途に道州制の導入を目指します。

### 350 人事院勧告制度の尊重

人事院勧告は、国家公務員において憲法上の労働基本権が制約されていることの代償措置として、国家公務員に対し、適正な給与を確保するという機能を有するものであり、政府として人事院勧告を尊重します。

人事院勧告は、国家公務員を対象にした勧告ですが、地方公務員の給与にも影響を与えるので、地方における民間給与をより実態的に調査するよう、人事院に求めます。

### 351 日本国旗損壊を禁止する刑法改正

現行刑法に規定されている外国国旗損壊への罰則に加え、わが国国旗損壊への罰則を規定し、日本国に対して侮辱を加える目的で、国旗を損壊し、除去し、又は汚損した者は、2年以下の懲役又は20万円以下の罰金に処するものとします。

### 352 個別法によるきめ細やかな人権救済の推進

わが党は、人権侵害に対し『ストーカー規制法』（平成12年）『児童虐待防止法』（平成12年）『配偶者暴力防止法』（平成13年）、『総合法律支援法』（平成16年）、『裁判外紛争解決法』（平成16年）、『高齢者虐待防止法』（平成17年）、『障害者虐待防止法』（平成23年）などきめ細やかな個別法を制定し、人権擁護に積極的に取り組んできました。

今後も、差別や虐待の被害者等人権を自ら守ることが困難な状況にある人々を個別法の充実により積極的かつきめ細やかに救済します。

### 353 国のかたちを壊す「外国人地方参政権」導入に反対

永住外国人への地方参政権の付与は、国民主権・民主主

義の根幹に関わる重大な問題です。憲法上、地方選挙を含めて選挙権が保障されているのは「日本国民」であることから、最高裁判所判例でも永住外国人に対して地方選挙の選挙権を付与する法案は憲法違反であるとされています。わが党は外国人地方参政権導入に反対します。

### 354 建国記念の日、「主権回復の日」、「竹島の日」の記念式典

4月28日には天皇陛下のご臨席を仰ぎ「主権回復・国際社会復帰を記念する式典」を政府主催で開催しました。今後とも、節目の年に開催します。また、2月11日の建国記念の日、そして2月22日を「竹島の日」として記念する式典の開催についても検討します。

## さあ、時代が求める憲法を。

憲法は、国家の最高法規。

まさに国の原点です。

既に自民党は、現行憲法の全ての条項を見直し、

時代の要請と新たな課題に対応できる

「日本国憲法改正草案」を発表しています。

憲法を、国民の手に取り戻します。



### 355 憲法改正草案を提唱

わが党は、サンフランシスコ平和条約発効（昭和27年4月28日）から60周年となる平成24年4月28日、すなわち主権を回復した日に合わせ、『日本国憲法改正草案』を発表しました。

前文で、主権在民、平和主義、基本的人権の尊重の三つの基本原理を継承しつつ、日本国の歴史や文化、国や郷土を自ら守る気概、和を尊び家族や社会が互いに助け合っ国家を形成していることなどを表明しています。

天皇の章では、元首の規定、国旗・国歌の規定、元号の規定、天皇の公的行為の規定などを加えています。

安全保障の章では、自衛権を明記し、国防軍の設置を規定し、あわせて、領土の保全等の規定を新設しました。

国民の権利及び義務の章では、国の環境保全、在外国民の保護、犯罪被害者等への配慮、教育環境の整備の義務などの規定を加えました。

地方自治の章では、地方自治体間の協力などを規定しました。

緊急事態の章を新設し、有事や大災害の時には、緊急事態の宣言を発することができることとし、その場合には、内閣総理大臣が法律に基づいて一定の権限を行使できるようにするとともに、国等の指示に対する国民の遵守義務を規定しました。あわせて、国会議員の任期の特例などを定めることができるよう規定しました。

改正の章では、憲法改正の発議要件について、これまで、両院で3分の2以上の賛成を必要とされていたものを、過半数に緩和し、国民の憲法改正を判断する機会をつくります。

### 356 『憲法改正原案』の国会提出

わが党は、結党以来、自主憲法制定を党是としています。占領体制から脱却し、日本を主権国家にふさわしい国にするため、憲法改正に向けて多くの提言を行ってきました。

この間、わが党は、平成12年に衆参両院に憲法調査会の設置、平成19年には憲法改正国民投票法を成立、あわせて衆参両院に憲法審査会を設置するなど、憲法改正のための法整備などを実現してきました。

平成22年5月18日には国民投票法が施行され、憲法改正への道が大きく開かれました。

そして、『国民投票法』の施行に伴い、『憲法改正原案』を衆参両院に提出することが可能となりました。わが党は、広く国民の理解を得つつ、『憲法改正原案』の国会提出を目指し、憲法改正に積極的に取り組んでいきます。

あ

愛護動物	218
赤潮	145
アスベスト	8,229,277
アフリカ開発会議(TICADV)	149
天下り	338,343

い

育休	76,232,274
いじめ	294,299,302,303,306
一般健康食品	256
命の道	197
イノベーション	21,24,41,46,47,48,49,50,53,58,105,252,293,315
違法伐採対策	127
医薬品・医療機器	40,47,236,237
医薬品流通	253
医療安全	242
医療制度	236
インターンシップ	77,295,298,314,319

う

宇宙基本法	52,60
宇宙利用	173

え

栄養士	272
液化化対策	196
エコカー	65,203
エコハウス	204
エネルギー	66,67,68,69,70
エンジェル税制	34,48,93

お

汚染マップ	73
お茶対策	118
オリンピック	293,320,322
恩給	278
温室効果ガス	203,205,206,207,209,210

か

海外漁場開発	141
海外展開戦略室	37
外国語教育	293
外国人地方参政権	353
介護保険	246,259,260
海上保安庁	57,174,175,181,188
海賊対策	150,151,171
買い物難民	93
海洋	49,52,60,67,152,179,227
海洋基本法	60,152
科学技術	46,47,48,51,53
価格転嫁	87
花き対策	117
核軍縮	155
学習指導要領	292,294,300,322
核燃料サイクル	14
学力テスト	292
果樹対策	117,122
仮設住宅	4
過疎	81,96,106,236
学校耐震化・防災拠点化	307
火力発電所	66,128
ガレキ処理	3
環境教育	212
環境モニタリング	8,14
観光	10,27,44,54,58,105,120
看護職	4,246
簡素な給付措置	65
がん対策	239
間伐	123,127,128,129
漢方医学	255
甘味資源	118,163
管理栄養士	272

き

議員定数	326
危機管理体制	12,172,253
企業結合審査	33
企業統治改革	30
規制改革	20,23,46,74,199
帰宅困難者対策	196

北朝鮮	166,182,183
基地周辺対策	176,177
義務教育費国庫負担金	294,305
求職者支援制度	264
給付型奨学金	301
教育委員会	299,305,306
教育基本法	292,298,300,302,308,309
教員免許	306
教科書検定制度	300
教師インターン制度	306
教職員組合	305,306
行政改革	333,335,336,340,349
共通番号(制度)	65
漁業共済制度	134
金融緩和	61,336
金融・資本市場	29

く

クール・ジャパン戦略	27,58
グループ補助金	5
グローバル300社	29
グローバル人材	19,293

け

ケアマネジャー	260
経営安定支援	142
経済財政諮問会議	18
経済連携協定	19,164
研究開発税制	41,48,65,252
健康医療情報	241
健康都市	258
原子力規制委員会	12,72,174
建設産業	100,101
原爆被害者支援	266
原発警備	174
原発事故被害	10
憲法改正草案	355

こ

広域的資源管理	140
公害健康被害対策	229

高額療養費	236
公教育	294,304
航空自由化	199
高校授業料無償化	301
耕作放棄地	106,110
公私間格差	301,304
高速増殖炉	14
高速道路	196,197,198
公募制度	329
公務員	63,305,337,338,339,343,345,346,350
公務員制度改革	337
高齢者	28,93,102,103,194,235,236,245,247,259,264,272,274,284,290,320,352
高齢者医療制度	236
港湾	104,193,196,198,199,200
国債	61,64
国際先端テスト	23
国際標準	22,25,40,48,58
国際平和協力法	171
国産木材利用促進	127
国土強靱化	125,193
国防軍	355
国民皆保険制度	163,236
国民健康保険	236
国民生活センター	280
国民投票法	356
国連安保理改革	154
心のケア	4,257,302
コジェネ	69
個人保証	86
子育て	75,76,103,230,231,232,259,274,298
国家安全保障会議	169
国家安全保障基本法	168
国境離島	104,186
固定価格買取制度	69
子ども・子育て支援新制度	76,230,232
コミュニティ	24,35,69,70,93,95,96,313
コンテンツ	24,27,33,54,58,293
コンパクトシティ	93,194

さ

在外邦人・企業	160
再稼働	72
再就職支援	28,76,166,246,345

再生医療	20,40,47,53,238	集団的自衛権	168
再生可能エネルギー	5,24,25,66,69,70,120,205,206	集団的被害者救済制度	280
財政健全化(責任法)	63,64	柔道整復師	270
財政構造改革	63	終末期医療	236,245
在宅介護	261	重要インフラ	200
最低賃金	275	就労支援	76,77,239,249,264,274,312
在日米軍再編	147	出産	75,232
サイバーセキュリティ	56,57,181	首都機能	193
里海づくり	140,227	首都直下地震	193,195,200
サプライチェーン	33,36,39,138	循環型社会	223
産業競争力強化法	18	準天頂衛星	59,179,180
産業廃棄物	225	省エネ	45,53,66,93,103,117,136,202,204,205
三世同居	286	生涯現役社会	28
山村振興対策	125	障害者	102,194,244,263,312,320,352
三本の矢	18	小規模企業基本法	82

し

死因究明	242,243	小規模町村	81
自衛隊の人員・予算	166	上下水道対策	196,200
歯科医療	247	商工会議所・商工会	92
私学助成	304,316	少子化対策	65,232
事業継続計画	17,39	商店街	93,190
事業承継税制	36,65	消費者保護	280
事業転換	36	消費税	2,65,78,87,236
事業主報酬制度	36	情報インフラ	201
資金繰り	5,82	消防団	195,298
資源戦略	19	食育	120,297
自殺対策	244,285	食の安全・安心	120,163,280
事前防災	63,65,193,194	食品表示	280
児童虐待	233,352	食料自給率・食料自給力	107
自動車取得税・自動車重量税	65	女性	75,76,112,236,239,274,320,330
自転車専用道	194	女性が輝く社会	75
児童養護	234	除染	7,9,14,73,122,131
社会的養護	234	ジョブカード	275
社会保険労務士	268	飼料対策	106,114,116,120,133
社会保障制度改革国民会議	65,235	新型インフルエンザ	159,240,253
社会保障制度改革推進法	235	新規就農倍増計画	112
就学援助	232,301	人事院勧告	350
秋季入学	298,319	新卒者就職対策	276
周産期医療	232	心理職	273,285
住宅再建	2	森林吸収源対策	65,123,129
住宅ローン減税	2,65	森林経営計画	123
集団移転	1	森林整備	65,123,125,126,129

す

水産物	54,106,120,121,134,137,138,139,140,142
水田フル活用	106,114
スーパーコンピュータ	49
スーパーサイエンスハイスクール	293
スーパー堤防	194
スポーツ基本法	320
スマートグリッド	25,54,202
スマートシティ	17,54

せ

生活衛生	269
生活困窮者対策	265
生活保護制度	265
生業・産業復興	5
政治資金	331
精神保健医療	244,263
税制抜本改革	65,230
政党基本法	332
成年後見制度	263,264,288
整備新幹線	198
政府CIO	56,65
生物多様性	213,214,215
製薬産業	41,252
世界遺産	325
尖閣諸島	187
全国学力・学習状況調査	292,293
戦没者遺骨	279
専門学校・専修学校・各種学校	298,313
戦略市場創造プラン	20

そ

総額表示義務	65,87
総合合算制度	236
創業	20
ソーシャルビジネス	35

た

大学ビッグバン	315
待機児童	76,231

待機児童解消加速化プラン	231
体験漁業の導入	137
耐震化	45,194,195,196,307
代船建造	136
大都市制度	80
高潮対策	194
高台移転	2,17,194
竹島	184,354
短時間勤務	232
ダンピング	101

ち

治安対策	189
地域医療再生基金	236
地域公共交通	198
地域資源活用	99
地域の元気臨時交付金	79
地球温暖化	65,129,159,203,206,208,216,222
畜産・酪農対策	106,116
知財戦略	26
治山事業	125
地方行革	345
地方交付税	78,347
地方公務員	305,337,343,345,346
地方財政	65,78
地方産業競争力協議会	84
地方分権	65,78,299,346,347,348
中央省庁改革	334
中期防衛力整備計画	166
中国	148,166,183
中国残留邦人支援	267
中小企業基本法	82
中小企業金融円滑化法	85
中小企業・小規模事業者	5,65,82,84,85,87,88,190,275
中心市街地	93,94
駐留軍用地跡地	105
長期優良住宅	103
調査捕鯨	141
鳥獣被害対策	106,119
超電導リニア	198

つ

津波 16,17,60,143,193,194,197  
積立ぶらす制度 134

て

定数削減 326  
低炭素社会 66,205,206,209,211,212  
低年金者対策 235  
デフレ 18,21,45,61,65,265  
テレワーク 54,58  
テロとの闘い 150  
電子記録債権 289  
電子政府 54,56,58  
電力システム改革 66,68,70,72

と

統合医療 257  
投資協定・租税協定 165  
道州制 349  
道徳教育 296,303  
ドクター・ヘリコプター 236  
特定国境離島 104,186  
特別会計改革 341  
独立行政法人改革 340  
都市農業 120  
都市防災 196  
トップセールス 24,100  
土曜授業 292  
ドラッグ・ラグ／デバイス・ラグ 40

な

内閣人事局 337  
内水面漁業 140  
那覇空港第二滑走路 105  
南海トラフ 193  
難病等対策 249

に

二重ローン 5,132

日銀法 61  
日米同盟 147  
日米防衛協力のための指針 167  
担い手 82,93,106,107,109,111,112,115,116,117,124,146,293,346  
日本産業再興プラン 21  
日本型直接支払い制度 106,108  
日本経済再生本部 18,20  
日本総合取引所 29  
日本版NIH 40  
日本版バカコレア 298  
妊娠 232  
妊婦健診費用 232  
認知症対策 245

ね

年金 45,65,235,236,338,343  
年金記録問題 235  
年少扶養控除 65,232  
燃油高騰対策 91,133  
燃料電池 69,202

の

農業・農村所得倍増目標10カ年戦略 106  
農業農村整備事業 106,111,120  
農商工連携 106,120,137  
農地集積 106,107,109,111,115  
農林水産業の多面的機能直接支払い 106,108,125,144  
農林水産物の輸出倍増 106,121

は

バイオマス 69,120,128,223  
賠償 10,122,131  
ハイブリッド経済立国 18  
廃炉 14,72  
鍼灸、あん摩・マッサージ・指圧治療 271  
バリアフリー 102,103,194  
ハローワーク 76,274,276  
犯罪被害者補償制度 282,355

ひ

東日本大震災復興基本法 15  
ビジット・ジャパン 44  
非正規労働者 275  
ビッグデータ 17,54,201  
病児・病後児 232

ふ

風評被害 10,44,121,122,132  
福島復興再生総局 7  
複数税率 65  
物価目標 61  
復旧・復興事業 1  
復興交付金 7  
復興庁 7  
復興予算 1  
物流ネットワーク 193  
普天間飛行場 147,177  
不動産市場 45  
不妊 232  
不法投棄 225  
プライマリー・バランス 63  
フリーゲージトレイン 198  
プロジェクトマネジメント 24  
文化芸術 323,324  
分散型エネルギーシステム 69,70

へ

平成の学制大改革 298  
平成の大合併 78  
ベビーシッター 75  
ベンチャー 34,48,82

ほ

保育 76,230,231,232,308  
保育士 231  
防衛技術・生産基盤 178  
防衛計画の大綱 166  
防衛省改革 170  
防衛力 147,166,173

放課後児童クラブ 76,232  
防災教育 307  
放射性廃棄物 72,73  
放射性物質 8,11,13,113,122,131,226  
放射線モニタリング 8,132  
法人税 22  
ホームドア 102,285  
補給支援特措法 150,151,171  
保護司 189,190,287  
母子家庭・父子家庭 232  
北方領土 184

ま

マザーズハローワーク 76  
まちづくり 1,3,4,5,35,44,93,94,102,103,194,205,214,258

み

ミサイル防衛 173,180  
緑の雇用 124  
密集市街地 194  
ミッシングリンク 197  
未利用魚 137

む

無人国境離島 186  
無駄撲滅 336  
無担保・無保証人(漁業) 134  
無年金者対策 235

め

目利き 34,47,88  
メタンハイドレート 67

も

モーダルシフト 198,203  
木材・木材製品の輸出促進 130  
木質バイオマス 128  
木造住宅密集地域 196

や

薬物乱用防止	251,335
野菜対策	117
薬局・薬剤師	236,250

ゆ

有害生物	145
郵政	97

よ

幼児教育	301,308,309
------	-------------

ら

拉致問題	183
------	-----

り

リサイクル	67,223,224
理数教育	293
リスクマネー	48,85,100
離島振興	104
リニアコライダー	50,53
リハビリテーション	254,262
留学生	319
領海警備	186
領土・主権	184,185

れ

レアアース・レアメタル	67
-------------	----

ろ

労働者派遣制度	275
ロコモティブシンドローム	262

わ

若者	77,235,274,276,314,338
ワクチン施策	240
ワーク・ライフ・バランス	76,232

3

3R	223
----	-----

6

6-3-3-4制	298
六次産業化	106,117,120

9

9月入学(秋季入学)	298,319
------------	---------

A

AIJ事件	31
ASEAN諸国	148,179

B

BCM	39
B型・C型肝炎	248

C

CCS	202
CIO	56,65

D

DV	286
----	-----

E

EPA/FTA	141,163
---------	---------

G

GNI	19
G空間	16,54,59,60,179

H

HACCPシステム	138,139
-----------	---------

I

ICT	16,17,54,56,58,83,89,98,201,210,293,312
iPS	20,50,53
IT	36,54,98,290
IT遷都	98

J

JAPANオリジナルコンテンツ	27
JETRO	37,161
Jリート	29

L

LCC	199
LPガス	66

M

MICE	27
------	----

N

NISA	29
NPO	11,35,95,96,215,264,314,319

O

ODA	51,52,141,156,157
-----	-------------------

P

PM2.5	227,228
PPP/PFI	100

R

RCEP	164
------	-----

T

TOEFL	293
TPP	163,164